

# 西東京市財政白書

平成 27 年度決算版



いこいな  
©シンエイ／西東京市

平成 28 年 9 月



西東京市

企画部財政課

## 財政白書の平成 27 年度決算版を作成しました

市民の皆様には西東京市の財政状況をご理解いただくために、平成 27 年度の決算状況を踏まえた「財政白書」を作成しました。

本市の財政は、平成 27 年度決算において、歳入は、普通交付税及び臨時財政対策債が減少したものの、市税及び地方消費税交付金が大きな伸びを示しました。また、歳出は、扶助費や物件費、補助費等及び普通建設事業費などが増加したものの、人件費や公債費などが減少したため、財政の硬直化が一定程度改善されました。

しかしながら、今後の行政需要に目を向けると、待機児童対策や障害関係の扶助費などの社会保障関係経費の増加に加え、老朽化に伴う公共施設の更新など課題が山積しています。こうした中で、市民の皆様が、今後の市の行財政運営のあるべき姿と、行財政改革の必要性や方向性について議論していただく際の素材として、この「財政白書」を活用していただければ幸いです。

なお、専門用語の使用はなるべく避けるようにしましたが、固有名詞である専門用語については、財政白書の性格上やむなく使用しています。そのため、市民の皆様が本書をお読みになる際の一助にと、巻末に用語集を掲載しましたので、ご活用ください。

また、作成に当たっては、より分かりやすさを意識して、毎年内容充実に努め、平成 27 年度の決算状況を踏まえた時点修正を行いました。今後も、内容の見直しを継続的に行いながら公表してまいりますので、ぜひ市民の皆様のご意見をお寄せください。

本書において、決算額等は原則として総務省が行う「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を使用しています。

本市の「普通会計」は、一般会計から一部介護サービス事業に係る経費等を除いた数値となります。

本文をご覧になる際は、次の点にご注意ください。

- ※ 平成 27 年度の数値については、変更になる可能性があります。
- ※ 数値は、原則として上記調査に基づく千円単位の数値を四捨五入した百万円単位の数値を使用しているため、内数の計が総数と一致しない場合があります。また、本文中の対前年度増減額、対前年度増減率、構成比などについても、百万円単位で記述しています。
- ※ 本文は全て合併後の本市のデータ(平成 12 年度以降決算額等)を基礎としています。

類似団体との比較は、各市から提供を受けた「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を、本市が独自に計算したものです。なお、住民 1 人当たり決算額の算出に当たっては、平成 28 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口(本市の場合 198,974 人)を用いています。また、本文表中における住民 1 人当たり決算額は、決算数値等と異なり千円単位を使用していますのでご注意ください。

平成 27 年度における「Ⅳ-1」に属する都内の類似団体は、立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小平市・日野市・東村山市・西東京市の 9 市です(平成 27 年 4 月から中核市となった八王子市は除いています。)

また、平成 27 年度における「Ⅳ-1」に属する全国の類似団体数は 49 団体で、関東地方の類似団体は、茨城県ひたちなか市、栃木県栃木市・小山市、埼玉県狭山市・上尾市・新座市・久喜市、千葉県市川市・松戸市・野田市・佐倉市・習志野市・市原市・流山市・八千代市・浦安市、神奈川県藤沢市・秦野市の 18 市に都内の類似団体 9 市を加えた合計 27 市です。

なお、スペースの都合上、本文表中では、類似団体を「類団」と略していることがあります。

#### ◎「類似団体」とは…

人口規模や産業構造が同じような状況にある市町村のことで、総務省により類型化されています。本市は「Ⅳ-1」(人口 15 万人以上の一般市(政令指定都市、中核市、特例市以外の市)で、産業構造はⅡ次・Ⅲ次産業が 95%未満かつⅢ次産業が 55%以上)という類型に属しています。



# 目 次

財 政 の イ メ ー ジ .....	1
市の財政を家計に例えると…？ 年収は約758万円・年間支出は約742万円で黒字	
1 決 算 の 総 括 .....	3
歳入決算額・歳出決算額はともに過去最高 実質収支・単年度収支・実質単年度収支はいずれも黒字	
2 歳 入 .....	5
市税や税連動交付金、市債の増により歳入総額は過去最高	
3 市 税 .....	7
収入額は6年連続で増加し、過去最高の314億円台に到達 徴収率は過去最高を更新	
4 地 方 交 付 税 .....	9
合併算定替による増加額が1割に縮減 普通交付税は4年連続減少	
5 市 債 .....	13
普通債借入額が増加 借入額に占める臨時財政対策債の割合は減少	
6 歳 出 ( 目 的 別 経 費 ) .....	15
教育費が大幅に増加 公債費が減少に転じるも民生費は引き続き増加	
7 歳 出 ( 性 質 別 経 費 ) .....	17
義務的経費が7年ぶりに減少、引き続き市税収入を上回る	



8	公債費	21
公債費は11年ぶりに減少、公債費比率は適正な水準で推移		
9	公営企業会計・公営事業会計への繰出金	23
財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金		
10	経常収支比率	25
前年度比3.6ポイント減、5年ぶりに改善		
11	市債残高	29
普通会計の市債残高に占める臨時財政対策債の割合は、引き続き50%を超える水準で推移		
12	基金	31
財政調整基金の残高は引き続き目標を達成		
13	行財政改革の取組	33
第4次行財政改革大綱に基づき自立した行財政基盤の確立を目指す		

【参考資料】

決算カード(暫定版)	37
合併特例債の借入実績と元利償還額	39
歳出内訳及び財源内訳	40
他市・区(西東京市に隣接する団体)との比較	41
財政健全化法	43
財務書類(速報版)	45
用語集	47

# 財政のイメージ

## 市の財政を家計に例えると…？ 年収は約758万円・年間支出は約742万円で黒字

『財政』とは何でしょうか？

新聞やテレビで、「財政難」、「行財政改革」といった単語などで、近年、耳にする機会の多くなった言葉です。しかし、「その内容は？」と聞かれたら、何となくイメージは湧くものの、上手く説明するのが難しい言葉ではないでしょうか？

『財政』とは、国や地方公共団体が行政活動や公共政策の遂行のために行う資金の調達・管理・支出などの『経済活動』です。つまり、『市の財政』とは『市が行う経済活動』を意味します。

みなさんの生活の中では、『家計』という経済活動が一番馴染みがあるのではないのでしょうか？

そこで、本市の『財政』をイメージしやすいように、平成27年度決算額を、1万分の1に縮小して『家計』に置き換えてみました。『市の財政』と『家庭の家計』では、仕組みが異なる部分もありますが、これで財政状況を見てみましょう。



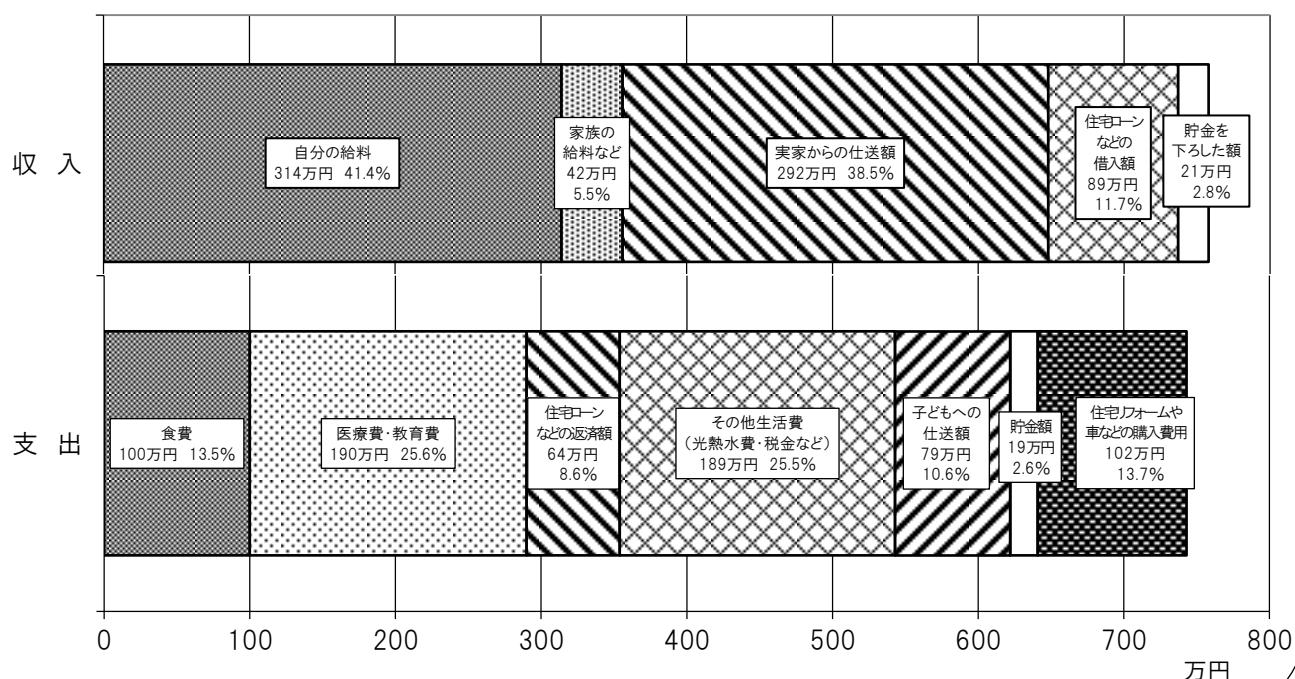
### <平成27年度の西東京市の家計状況>

－ 表中の※印は、市の歳入歳出に置き換えた時の項目です。－

(上段:年額、下段:月額)

		平成27年度	平成26年度	増減額
<b>収入</b>		<b>758 万円</b>	<b>685 万円</b>	<b>73 万円</b>
基本的収入	小計	648 万円	616 万円	32 万円
	自分の給料	314 万円	311 万円	3 万円
	※市税	(261,667 円)	(259,167 円)	( 2,500 円)
	家族の給料など	42 万円	40 万円	2 万円
	※自主財源(市税、基金繰入金を除いたもの)	(35,000 円)	(33,333 円)	( 1,667 円)
その他の収入	実家からの仕送額	292 万円	265 万円	27 万円
	※依存財源(市債を除いたもの)	(243,333 円)	(220,833 円)	( 22,500 円)
	小計	110 万円	69 万円	41 万円
	住宅ローンなどの借入額 ※市債	89 万円	46 万円	43 万円
	貯金を下ろした額 ※基金繰入金	21 万円	23 万円	△ 2 万円
<b>支出</b>		<b>742 万円</b>	<b>671 万円</b>	<b>71 万円</b>
食費		100 万円	103 万円	△ 3 万円
※人件費		(83,333 円)	(85,833 円)	( △ 2,500 円)
医療費・教育費		190 万円	183 万円	7 万円
※扶助費		(158,333 円)	(152,500 円)	( 5,833 円)
住宅ローンなどの返済額		64 万円	69 万円	△ 5 万円
※公債費		(53,333 円)	(57,500 円)	( △ 4,167 円)
その他生活費(光熱水費・税金など)		189 万円	179 万円	10 万円
※物件費、補助費など		(157,500 円)	(149,167 円)	( 8,333 円)
子どもへの仕送額		79 万円	77 万円	2 万円
※繰出金		(65,833 円)	(64,167 円)	( 1,666 円)
貯金額		19 万円	16 万円	3 万円
※積立金		(15,833 円)	(13,333 円)	( 2,500 円)
住宅リフォームや車などの購入費用 ※投資的経費		102 万円	44 万円	58 万円
現在の貯金残高(『自分の給料と家族の給料などの総額』の約22%)		79 万円	82 万円	△ 3 万円
現在のローン残高(『自分の給料と家族の給料などの総額』の約1.6倍)		574 万円	543 万円	31 万円

## 西東京市の家計状況



### ◎西東京市の家計の状況を見てみましょう

まず、収入では、自力で得ることができる**自分の給料**と**家族の給料など**が、収入全体のおよそ半分となっています。一方で、**実家からの仕送額**は全体の3分の1を越えています。この実家からの仕送額は、国や東京都からの補助金などが含まれます。これは国や東京都の施策や基準に左右されることもあり、額の大小こそありますが、本市に限らず、どの市区町村も例外なく受けています。

次に、支出を見てみます。

日常生活で必ず必要となる**食費**(人件費)、**医療費・教育費**(扶助費)、**住宅ローンなどの返済額**(公債費)が、支出全体のおよそ半分以上を占めています。これらの支出は市が任意で金額を変えることが難しく、「義務的経費」と呼ばれるものです。さらに、家計で言うところの光熱水費・税金等にあたる**その他の生活費**(物件費・補助費等)を合わせると、生活費に相当する部分が全体の7割を超えます。

**子どもへの仕送額**は、『財政』における一般会計から特別会計への繰出金になります。

親世帯から独立した子どもは、基本的には生計は別となり、自立した独立の家計になります。しかし、子どもが自分で全ての生活費などを賄えればいいのですが、そうでない場合には、親の援助が必要となる場合があります。

**住宅リフォームや車などの購入費用**は、『財政』でいう普通建設事業費などの投資的経費になります。

まとまった額の支出が必要になるので、貯金を下ろしたり(基金繰入金)、住宅ローンなど(市債)を組むことになります。ローンを組む場合は、多く借りてしまうと、先々の返済額が大きくなり、生活が圧迫されてしまうので、借入額と返済額のバランスを上手に取らなければなりません。そのため、家計が苦しいときには大きな買い物を控えるように、一般的には財政状況が厳しい時には普通建設事業費は減少します。

**貯金額**は、『財政』でいう積立金になります。

例えば、子どもの就学費用に充てるために貯金をする、旅行に行くために貯金をする、ボーナスが多く入ったので貯金をするというように、貯金には目的や理由があります。

『財政』も同じで、目的ごとに基金を設けて積立てをしています。一方では貯金をしながら、一方では貯金を下ろしているのはそのためです。また、積み立てるお金も前年度の黒字の半分や土地を売却したお金など、一時的な収入を中心に積立てしています。

なお、生活費が足りなくて貯金を下ろすのと、目的を実現する時期が来たので貯金を下ろすのとでは、少し意味合いが違います。貯金を下ろした金額だけでなく、その内容にも着目しなければなりません。

本編では、本市の財政について、平成27年度決算をもとに、過去との比較を交えながら、具体的に説明していきます。

# 1 決算の総括

**歳入決算額・歳出決算額はともに過去最高  
実質収支・単年度収支・実質単年度収支はいずれも黒字**

## ◎歳入・歳出ともに前年度を上回り、過去最高となりました

平成27年度の普通会計決算は、歳入面では、合併算定替の縮減などにより地方交付税が大幅に減となったものの、景気の回復基調により基幹的収入である市税が前年度を上回り、過去最高額となったことや、消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金が通年化により大幅な増となったことなどにより、758億3,200万円(対前年度比73億300万円、10.7%増)となりました。

一方、歳出面では、公債費の減に加え、退職者数の減や職員平均年齢の低下により人件費も減となったものの、扶助費や物件費、補助費等及び普通建設事業費などが増となったことにより、741億7,800万円(対前年度比70億7,800万円、10.5%増)となりました。

(単位:百万円、%)

(単位:千円、%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	関東類団
歳入決算額	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	67,944	65,618	66,776	68,529	75,832	381.1	375.5	342.6
歳出決算額	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	64,232	65,084	67,100	74,178	372.8	361.0	325.4
形式収支	1,325	1,200	4,286	1,245	1,511	1,271	1,386	1,692	1,429	1,654	8.3	14.6	17.2
翌年度へ繰り越すべき財源	0	5	3,130	231	363	299	10	184	19	218	1.1	1.9	4.6
実質収支	1,325	1,196	1,156	1,014	1,148	971	1,376	1,508	1,409	1,436	7.2	12.7	12.5
単年度収支	421	△129	△40	△142	134	△177	404	132	△98	27	0.1	1.4	1.5
積立金	957	666	1,285	893	1,275	592	622	906	968	1,020	5.1	4.8	3.0
繰上償還額	-	35	38	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.1
積立金取崩額	800	1,100	900	1,300	500	700	704	900	1,100	853	4.3	3.4	3.1
実質単年度収支	577	△528	383	△548	909	△285	322	138	△230	194	1.0	2.8	1.4
実質収支比率	4.0	3.4	3.2	2.8	3.1	2.5	3.5	3.9	3.7	3.7	3.7	6.4	6.7

※実質収支比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

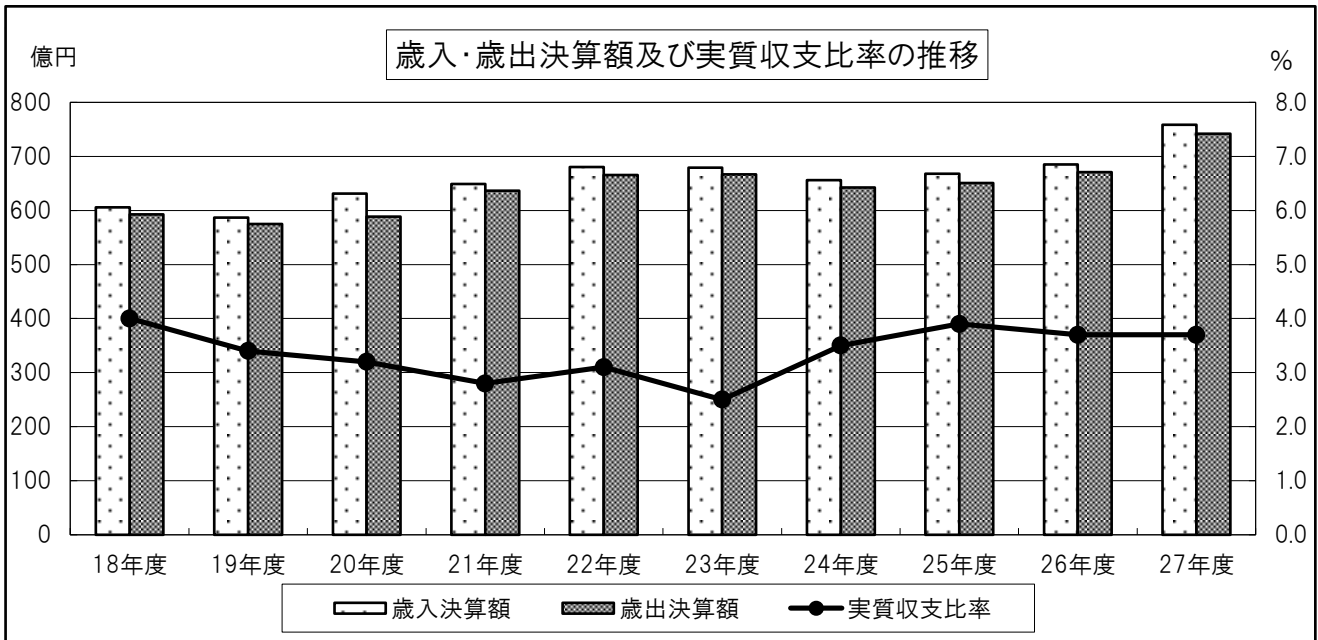
## ◎実質収支は前年度を上回り、単年度収支、実質単年度収支は黒字となりました

実質収支は14億3,600万円(対前年度比2,700万円、1.9%増)となりました。ただし、実質収支には、前年度に国や東京都から多く交付された補助金などで、翌年度に返還しなければならない金額が含まれていますが、平成27年度は、その額が約4億円と大きな額となっています。なお、平成27年度は引き続き、形式収支及び実質収支は黒字となり、昨年度赤字だった、単年度収支及び実質単年度収支も黒字となりました。

## ◎実質収支比率は3.7%となりました

実質収支比率は、経常的な一般財源を基本とした場合の標準的な財政規模(標準財政規模)に対する実質収支額の割合で、一般的にはおおむね3.0%から5.0%程度が適当であるとされています。本市の実質収支比率は、上の表でも分かるように、おおむね適正な水準で推移してきました。平成27年度は、前年度と同率の3.7%となりました。





～ちょっとブレイク～

◎いろいろな収支があるけど、何が違うの？

単純にその年度の歳入決算額から歳出決算額を引いた額が「**形式収支**」となります。この「**形式収支**」中には、年度内に終了しなかった事業の翌年度に支出する額(翌年度へ繰り越すべき財源)が含まれています。この財源は、翌年度に必ず支出することが決まっているので、その分を「**形式収支**」から引くと、今年度の実質的な収支となる「**実質収支**」になります。この「**実質収支**」がその年度の黒字・赤字を見るとときに大切になります。

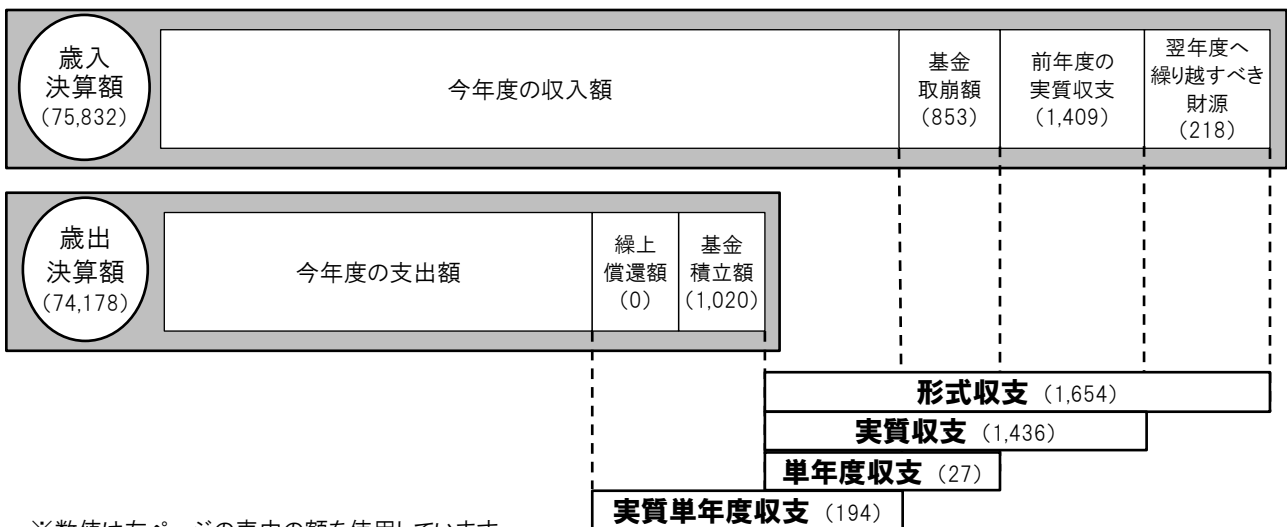
なお、本市の「**実質収支**」は、毎年度黒字です。

さらに、「**実質収支**」には、繰越金の一部として歳入された(前年度の実質収支)が含まれていますので、その分を引いた後の額を「**単年度収支**」といい、その年度内の歳入と歳出だけの収支を表しています。そして「**単年度収支**」から、ローンなどの繰上返済(繰上償還額)、貯金(基金積立額)や貯金の引き落とし(基金取崩額)など、後年度の財政運営に影響のある要素を除いた、純粋にその年度内の収入と支出だけの収支を「**実質単年度収支**」といいます。

「**単年度収支**」は、その年の「**実質収支**」の黒字額が、前年度の「**実質収支**」の黒字額を下回ると赤字となり、「**単年度収支**」が赤字であっても「**実質単年度収支**」が黒字になることもあります。



(単位:百万円)



※数値は左ページの表中の額を使用しています。  
 ※図は、いろいろな収支を分かり易くイメージにしたものですので、実際の数値とイラストの大きさなどは合致していません。

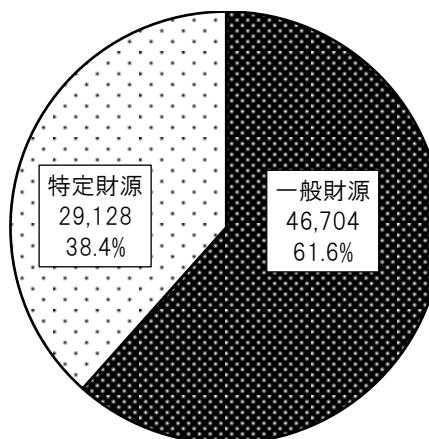
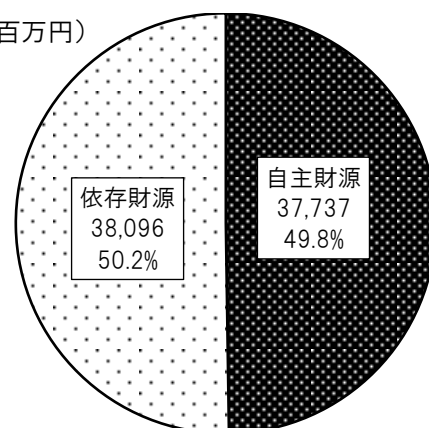
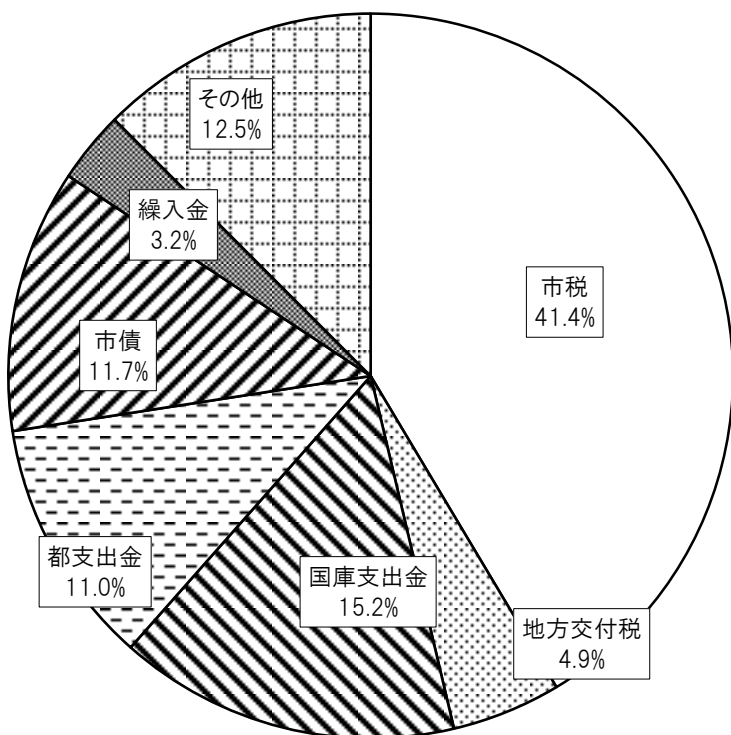
## 2 歳入

### 市税や税連動交付金、市債の増により歳入総額は過去最高

市が行政サービスを行うための財源となる歳入には、様々なものがあります。その中でも、市税、地方交付税、国庫支出金及び都支出金の歳入に占める割合は特に高く、市にとって主要な財源であることが分かります。

平成27年度決算における歳入の内訳

(単位:百万円)



※その他の内訳は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰越金、諸収入です。

#### ◎市税が西東京市の基幹的な歳入です

グラフを見て分かる通り、歳入の中で最も多くの割合を占めるのが市税です。次いで、国庫支出金、市債、都支出金、地方交付税と続きます。

なかでも、市税は、歳入の4割を超える市の基幹的な歳入となっています。そのため、市税収入の動向が歳入面における市の財政状況を大きく左右することになります。

そのほかの特徴点として、本市は、合併により誕生した市であることから、平成27年度までは地方交付税に通常の団体にはない特別の上乗せ措置が講じられています。

#### ◎「自主財源」、「一般財源」の割合が重要です

歳入については、2つの視点での分別があります。1つは「市が自らの権限で収入することができるかどうか」という視点で「自主財源と依存財源」に、もう1つは、「財源の使い道が特定されているかどうか」という視点で「一般財源と特定財源」に分けることができます。

市の財政運営の自立性と柔軟性を確保するためには、自らの権限で収入することができる「自主財源」、使い道が特定されていない「一般財源」、それぞれの割合が高いことが必要です。市税は「自主財源」かつ「一般財源」であり、歳入に占める割合が最も大きいことから、最も重要で貴重な歳入といえます。

(単位:百万円、%) (単位:千円、%)

自主 一般		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度住民1人当たり決算額		
												西東京市	都内類団	関東類団
○	市 税	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	30,108	30,294	30,565	31,107	31,419	157.9	177.8	162.2
○	地方譲与税	1,392	345	333	306	300	302	285	272	260	264	1.3	1.5	1.9
○	税連動交付金	2,787	2,841	2,459	2,319	2,350	2,278	2,295	2,602	3,264	5,121	25.7	27.3	22.1
○	地方特例交付金	903	183	414	368	328	363	177	165	142	139	0.7	0.7	0.7
○	地方交付税	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	5,320	5,015	4,476	4,204	3,697	18.6	5.3	11.5
○	交通安全対策特別交付金	30	30	26	26	25	23	22	22	19	19	0.1	0.1	0.1
○	分担金及び負担金	252	260	380	326	258	316	371	397	367	604	3.0	3.0	2.6
○	使用料	589	617	544	548	550	563	556	565	574	577	2.9	4.2	5.0
○	手数料	129	416	616	584	473	414	413	419	406	412	2.1	3.4	2.7
	国庫支出金	4,781	4,607	8,498	6,808	8,747	9,416	9,574	10,016	10,472	11,541	58.0	63.4	54.8
	都支出金	6,243	6,971	6,499	6,577	7,160	7,217	7,685	8,082	8,108	8,372	42.1	44.7	27.1
○	財産収入	1,672	408	448	539	796	273	363	225	249	324	1.6	1.3	1.3
○	寄附金	1	1	59	52	203	7	38	2	19	160	0.8	0.8	0.5
○	繰入金	2,844	4,117	3,259	3,031	2,059	3,027	1,764	2,080	2,629	2,426	12.2	8.1	8.3
○	繰越金	1,264	1,325	1,200	4,286	1,245	1,511	1,271	1,386	1,692	1,429	7.2	11.9	12.0
△	諸収入	875	417	449	449	425	917	355	432	389	426	2.1	3.8	7.4
△	市 債	5,902	3,152	4,574	6,299	8,718	5,889	5,138	5,071	4,627	8,902	44.7	18.1	21.9
合	計	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	67,944	65,618	66,776	68,529	75,832	381.1	375.5	342.6
	自主財源比率	58.3	64.6	59.6	60.6	52.4	54.4	53.9	54.0	54.6	49.8	49.8	57.0	59.0
	一般財源比率	71.0	72.1	67.1	67.3	66.9	67.5	68.5	67.9	67.1	61.6	61.6	63.9	66.2

※「自主」欄の「○」はその科目が主に「自主財源」で、「△」はその科目が「自主財源」と「依存財源」の両方で構成されていることをそれぞれ示しています。また、「一般」欄の「○」はその科目が主に「一般財源」で、「△」はその科目が「一般財源」と「特定財源」の両方で構成されていることをそれぞれ示しています。

※税連動交付金の内訳は、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金です。

※自主財源比率及び一般財源比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

### ◎歳入決算額は過去最高となりました

平成27年度の歳入決算額は、758億3,200万円で前年度比73億300万円・10.7%の増となりました。

主要な項目ごとに見てみると、まず、基幹的収入である**市税**は、過去最高の314億1,900万円となり、前年度比3億1,200万円・1.0%の増となりました。

**税連動交付金**は、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金が通年化したことなどにより、前年度比18億5,700万円・56.9%の大幅増となりました。

**地方交付税**は、合併算定替による増加額の縮減の影響により、36億9,700万円で前年度比5億700万円・12.1%減となりました。

**国庫支出金と都支出金**は、国や東京都の施策に左右されやすい、依存財源・特定財源の代表的なものです。それぞれ交付の対象となる扶助費などの歳出の動向にあわせて、増加傾向が続いており、国庫支出金は115億4,100万円で前年度比10億6,900万円・10.2%増、都支出金は83億7,200万円で前年度比2億6,400万円・3.3%増となりました。

**繰入金**は、24億2,600万円で前年度比2億300万円・7.7%の減となりました。繰入金は、特別会計からの繰入金と基金からの繰入金とに大別できますが、平成27年度は、財政調整基金からの繰入金が減となったことなどにより、基金繰入金は減となりました。また、下水道事業特別会計からの繰入金が減となったことなどにより、特別会計からの繰入金も減となりました。

**市債**は、(仮称)第10中学校や国の指定文化財となった下野谷遺跡の用地取得などにより、89億200万円で前年度比42億7,500万円・92.4%の大幅増となり、過去最高となりました。

### ◎自主財源比率、一般財源比率ともに減となりました

**自主財源比率**とは、歳入に占める自主財源の割合です。平成27年度は、49.8%で前年度比4.8ポイント減となりました。その主な要因は、自主財源である市税などの増加があったものの、依存財源である市債や税連動交付金が、自主財源の増を上回ったことなどがあげられます。

**一般財源比率**とは、歳入に占める一般財源の割合です。平成27年度は、61.6%で前年度比5.5ポイント減となりました。これは、市税や税連動交付金が増加したことなどにより、一般財源自体は増加したものの、特定財源としての市債が増となったことなどにより、特定財源が一般財源以上に増加したことが要因です。

### 3 市税

## 収入額は6年連続で増加し、過去最高の314億円台に到達 徴収率は過去最高を更新

市税は、地方公共団体の行政運営に要する一般的な経費を賄うために、法律や市条例の定めるところにより、地域内の住民、企業などから納めていただく税金です。地方公共団体の政策に係る経費は、その地方公共団体の財源で賄うことが原則であり、市税はその中心となるものです。

		(単位:百万円、%)										(単位:千円、%)		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度住民1人当たり決算額		
												西東京市	都内類団	関東類団
決 算 額	個人市民税	13,046	14,787	14,982	14,620	13,949	13,889	14,137	14,219	14,405	14,615	73.5	74.3	67.3
	法人市民税	1,719	2,046	2,152	1,044	1,505	1,684	1,856	1,648	1,717	1,873	9.4	16.0	12.9
	固定資産税	10,316	10,430	10,487	10,812	11,001	11,107	10,795	11,052	11,301	11,426	57.4	68.1	63.5
	軽自動車税	70	73	75	76	77	78	79	81	83	85	0.4	0.6	0.9
	市たばこ税	912	899	876	836	870	960	955	1,050	1,034	1,023	5.1	5.5	6.1
	都市計画税	2,224	2,254	2,262	2,294	2,324	2,391	2,472	2,515	2,565	2,397	12.0	12.6	10.4
	合計	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	30,108	30,294	30,565	31,107	31,419	157.9	177.8	162.2
徴収率	94.8	95.1	95.7	95.2	95.3	95.8	96.1	96.4	96.9	97.3	97.3	97.4	95.8	

※数値は現年課税分と滞納繰越分(課税年度の属する歳入年度内に納付されなかった市税)の合算額です。

※徴収率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

※類似団体の中には、本市において歳入実績のない税目があるため、合計額と内訳は合致しません。

#### ◎個人市民税と固定資産税で市税収入全体の8割を占めています

市税は、歳入に占める割合が最も大きく、かつ、全額が一般財源であることから、最も重要で貴重な歳入といえます。その内訳を見てみると、個人市民税が最も大きく、次いで、固定資産税、都市計画税、法人市民税と続きます。なかでも個人市民税と固定資産税が全体の約8割を占めるのに対して、法人市民税が1割に満たないことが特徴として挙げられます。

#### ◎景気が回復基調にあるものの、市税の確保は引き続き楽観視できない状況です

平成27年度の市税収入は、314億1,900万円の前年度比3億1,200万円・1.0%の増となり、6年連続で増加し、過去最高となりました。

税目ごとに見てみると、**個人市民税**については、景気の回復や雇用情勢の改善による給与所得の伸びなどにより、146億1,500万円の前年度比2億1,000万円・1.5%の増となりました。**法人市民税**についても、企業収益の改善により、18億7,300万円の前年度比1億5,600万円・9.1%の増となりました。

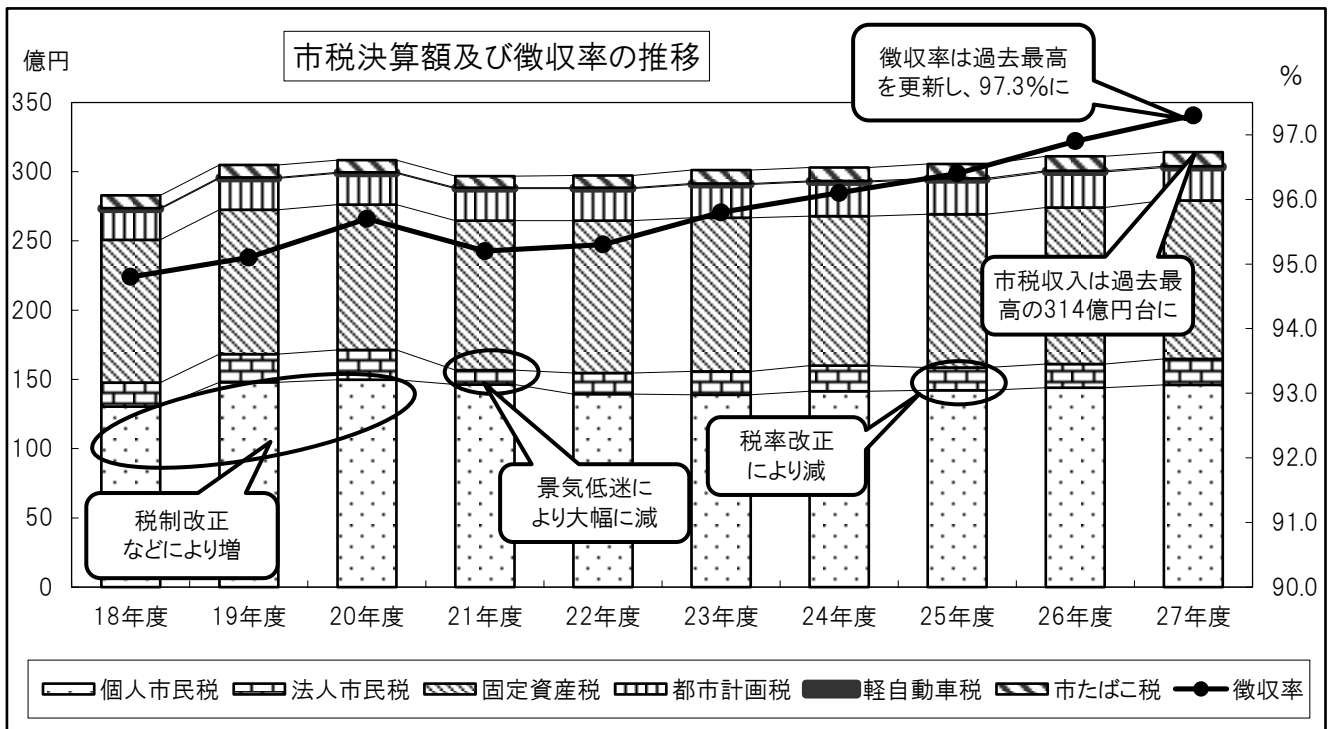
また、**固定資産税**については、地価の上昇などにより、114億2,600万円の前年度比1億2,500万円・1.1%の増となりました。**都市計画税**については、都市計画税率の引下げにより23億9,700万円の前年度比1億6,800万円・6.5%の減となりました。

その他の税目を見てみると、**軽自動車税**については、軽四輪車の登録増により8,500万円の前年度比200万円・2.4%の増となった一方で、**市たばこ税**については、健康志向が進んだことにより、10億2,300万円の前年度比1,100万円・1.1%減となりました。

市税収入については、今後も景気回復による伸びが期待されるものの、税制改正や景気動向など先行き不透明な面も多いことから、決して楽観視できる状況ではありません。



西東京市では、市税の現状について市民の皆様にご覧いただくために「市税白書」を作成しています。市税は、財政とは切り離せない重要なものです。市税白書では、各税目ごとの課税額、納税義務者数の推移や、インターネット公売といった徴収率向上に向けた取組の紹介など、より詳細なデータを掲載しています。市のホームページ上でダウンロードすることもできますので、是非ご活用ください。



### ◎過去10年間の推移は…

過去10年間の推移を見てみると、まず、**個人市民税**は、平成18年度から平成20年度にかけて老年者控除の廃止や所得税(国税)からの税源移譲などといった税制改正の影響もあって増加しました。その後は、個人所得の低迷による影響を受け、減少を続けていましたが、平成24年度から4年連続で増加しました。

**法人市民税**は、特に景気等に大きく左右されるという特徴があり、近年では平成21年度に大きく落ち込みました。その後、徐々に回復してきていましたが、税率改正の影響で平成25年度は減少しました。平成26年度は、前述したとおり景気の回復により増加し、平成27年度も引き続き増となりました。

**固定資産税**は、土地や家屋などの固定資産を所有している人に対して課税される税です。そのため、景気などに左右されることのない比較的安定した財源とされています。また、3年ごとに土地と家屋の評価替えが行われ、平成24年度については前年度よりも減少しました。

**都市計画税**は、都市計画事業を行うために課税される目的税であり、地方税法で定められた制限税率(0.3%)の範囲内で、地域の実情に応じて条例で税率を定め、都市計画事業の需要を踏まえ、3年ごとに見直しを行います。平成24年度は税率改正の影響で増加し、その後は新築家屋の増などにより増加が続いていましたが、平成27年度は税率を引き下げたことにより減となりました。しかし、平成26年度に引き続き、税収額は都市計画事業費を上回りましたので、上回った分については、基金に積立てを行うことで、後年度の都市計画事業の財源として活用していきます。

### ◎徴収率は過去最高を更新しました

徴収率は、平成21年度を除き、毎年度上昇傾向にあります。平成27年度も前年度比0.4ポイント増の97.3%となり、過去最高を更新しました。この間、本市では、高額滞納者の整理を含む滞納整理を強化してきました。こうした効果もあって、徴収率が向上してきたことに加え、滞納額そのものも圧縮されてきています。

～ちょっとブレイク～

#### ◎もしも徴収率が100%だったら?! ～徴収率0.1ポイントがいかに大きいか～

平成27年度の市税徴収率は、97.3%でした。

さて、この徴収率がもしも100%だったとしたら、いくらぐらいの違いになるのでしょうか?

平成27年度の市税収入実績額は、314億1,900万円でした。しかし、課税額は、322億8,900万円でしたので、徴収率が100%だと仮定すると、収入が8億7,000万円も増えることになります。これを徴収率0.1ポイントあたりに換算すると3,229万円にもなります。



表には載っていませんが、合併当初の平成12年度の徴収率は89.9%でしたので、平成27年度にはそこから7.4ポイントも増加しています。もしも、いまだに89.9%だったと仮定した場合と比較すると、その差は23億8,900万円にもなります。このように、徴収率向上に向けた努力を積み重ね、着実に徴収率を上げていくことは、非常に大きな影響額として表れてくるのです。



## 4 地方交付税

### 合併算定替による増加額が1割に縮減 普通交付税は4年連続減少

地方交付税は、地域間の財源の不均衡を調整して均衡化し、すべての地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるように、国が財源を保障することを目的として交付される一般財源です。

地方交付税には、「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があります。

#### 【普通交付税】…交付税総額の94%を財源

##### ◎標準的に算定された「財源不足」に対して交付されます

普通交付税は、地方公共団体ごとに「基準財政需要額」と「基準財政収入額」を算出し、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体に交付されます。基準財政需要額とは、その地方公共団体の自然的・地理的・社会的条件において標準的に行われる行政経費とされています。また、基準財政収入額は、標準的な一般財源として収入される経費とされています。

平成27年度における都内26市の算定結果は、平成26年度と比較して交付団体が3市減少し17市、不交付団体が3市増加し9市となりましたが、本市は引き続き交付団体でした。

	(単位:百万円)										(単位:千円)		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	関東類団
地方交付税	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	5,320	5,015	4,476	4,204	3,697	18.6	5.3	11.5
普通交付税	2,268	2,128	2,140	2,288	4,253	4,807	4,590	4,045	3,832	3,328	16.7	4.8	8.5
特別交付税	374	368	392	401	431	513	426	431	372	370	1.9	0.6	1.4
臨時財政対策債	1,964	1,782	1,669	2,590	4,426	3,573	3,663	3,688	3,071	2,150	10.3	3.6	6.3
合計	4,607	4,278	4,202	5,279	9,111	8,893	8,679	8,164	7,275	5,847	28.9	8.9	17.8
財政力指数	0.968	0.969	0.969	0.968	0.936	0.902	0.870	0.872	0.877	0.888	0.888	1.019	0.978

※平成23年度からの特別交付税には、『震災復興特別交付税』が含まれています。

※各年度の財政力指数は、当該年度を含めた直近3ヶ年の平均です。また、本市における指数は、一本算定によるものです。

※各年度の臨時財政対策債は「発行可能額」であり、実際の「発行額」(P13「5 市債」を参照)とは額が異なる年度があります。

※財政力指数についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の加重平均により算出したものです。

##### ◎普通交付税額は前年度に引き続き減となりました

平成27年度の普通交付税は、33億2,800万円で前年度比5億400万円・13.2%減となりました。

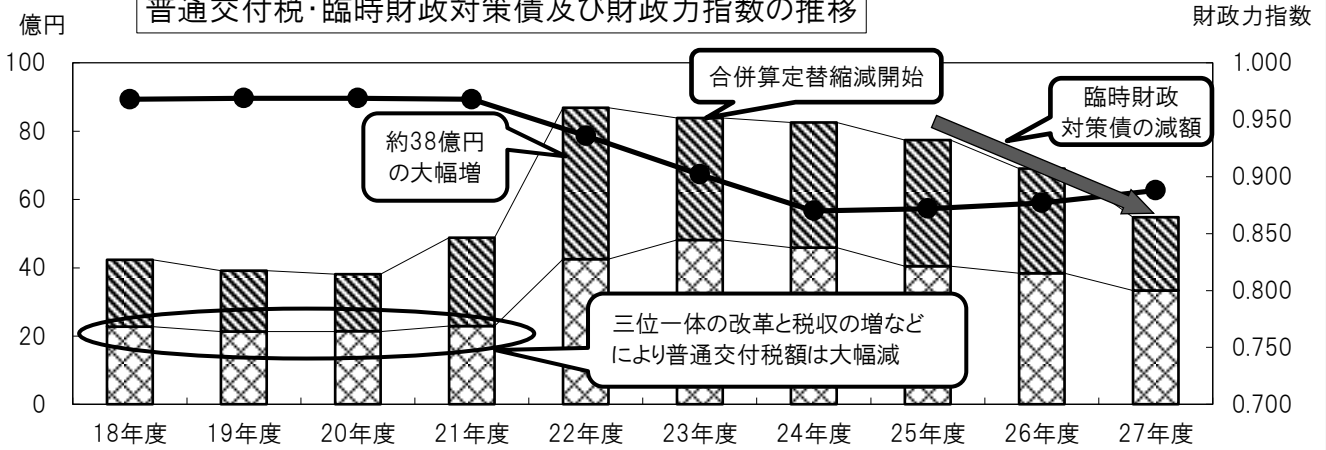
**基準財政需要額**は、合併算定替(合併算定替についてはP11で説明します)の縮減がさらに進んだものの、臨時財政対策債の発行可能額の減により、基準財政需要額からの振替額が減となったことや、社会福祉費の増、合併団体に限り「支所に要する経費」の加算分が増額されたことなどにより、全体では増となりました。一方で、**基準財政収入額**も、法人市民税の一部国税化による市町村民税法人税割の減などがあったものの、消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増、個人市民税所得割の増などにより、全体では増額となりましたが、基準財政需要額の増を基準財政収入額の増が上回ったことから、普通交付税は減となりました。

平成27年度の住民1人当たりの決算額を類似団体と比較してみると、本市の普通交付税は都内類似団体の約3.5倍、関東類似団体の約2.0倍となっています。

##### ◎普通交付税・臨時財政対策債はこの10年間に大幅な増減がありました

過去には三位一体の改革の影響などにより、大幅な減もありましたが、平成22年度には、基準財政収入額の減などにより大幅増となり、臨時財政対策債を含めた交付税額は過去最高となりました。その後、平成23年度からは、合併算定替の縮減が適用され、平成27年度まで引き続き減少していますが、平成21年度以前と比較して高い交付額となっています。交付税は、市にとって貴重な一般財源ですが、一方で国の動向などに左右される依存財源でもあるため、今後の交付額には注意を払う必要があります。

普通交付税・臨時財政対策債及び財政力指数の推移



<財政力指数>

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

計算式は、財政力指数 = となります。

この式から分かるように、基準財政需要額が基準財政収入額を超えると『財政力指数<1』となり、普通交付税が交付されず。逆に、財政力指数が1を超えると不交付団体になります。1を下回るほど、財源不足額が大きいこととなります。

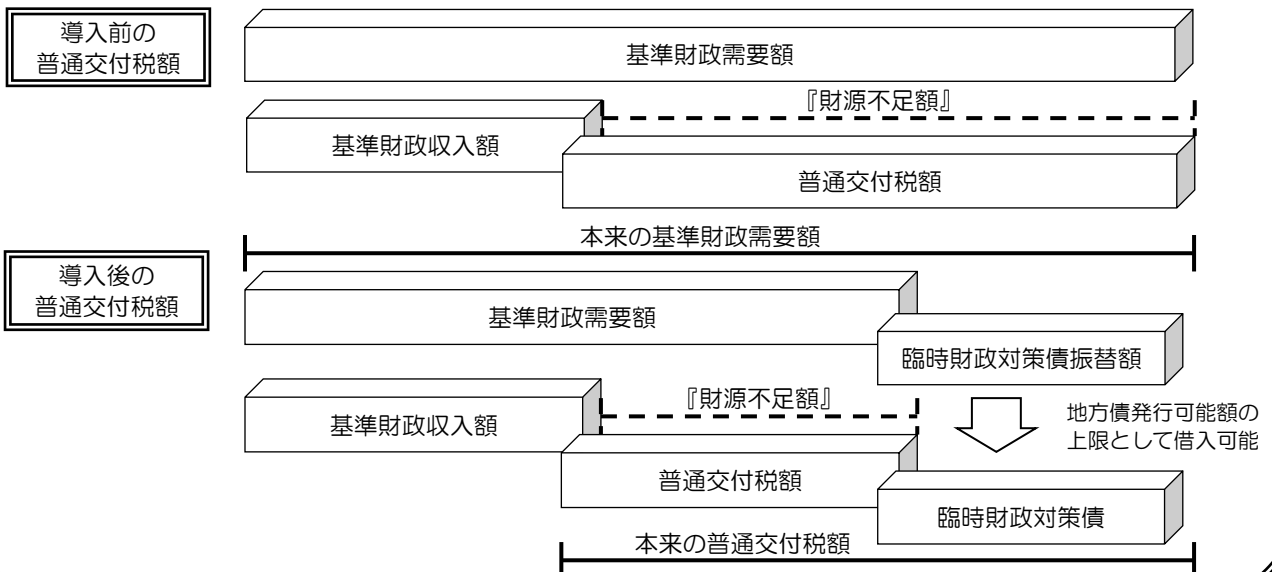
- 普通交付税
- 臨時財政対策債
- 財政力指数

～ちょっとブレイク～

◎臨時財政対策債ってなに？

地方交付税制度は、本来、国が地方の財源不足額を全額保障する制度です。そのため国は、予算が不足する場合には、借金(国債等の発行)をして必要額を確保してきました。しかし、地方の財源不足額の増加に伴って、借金で補う額が増加し、国だけでは対応しきれなくなったため、時限的に地方にも負担してもらうことにしました。これをいわゆる「折半ルール」といい、この地方が負担する分が「臨時財政対策債」です。このことから分かるように「臨時財政対策債」は普通交付税の代替なのです。

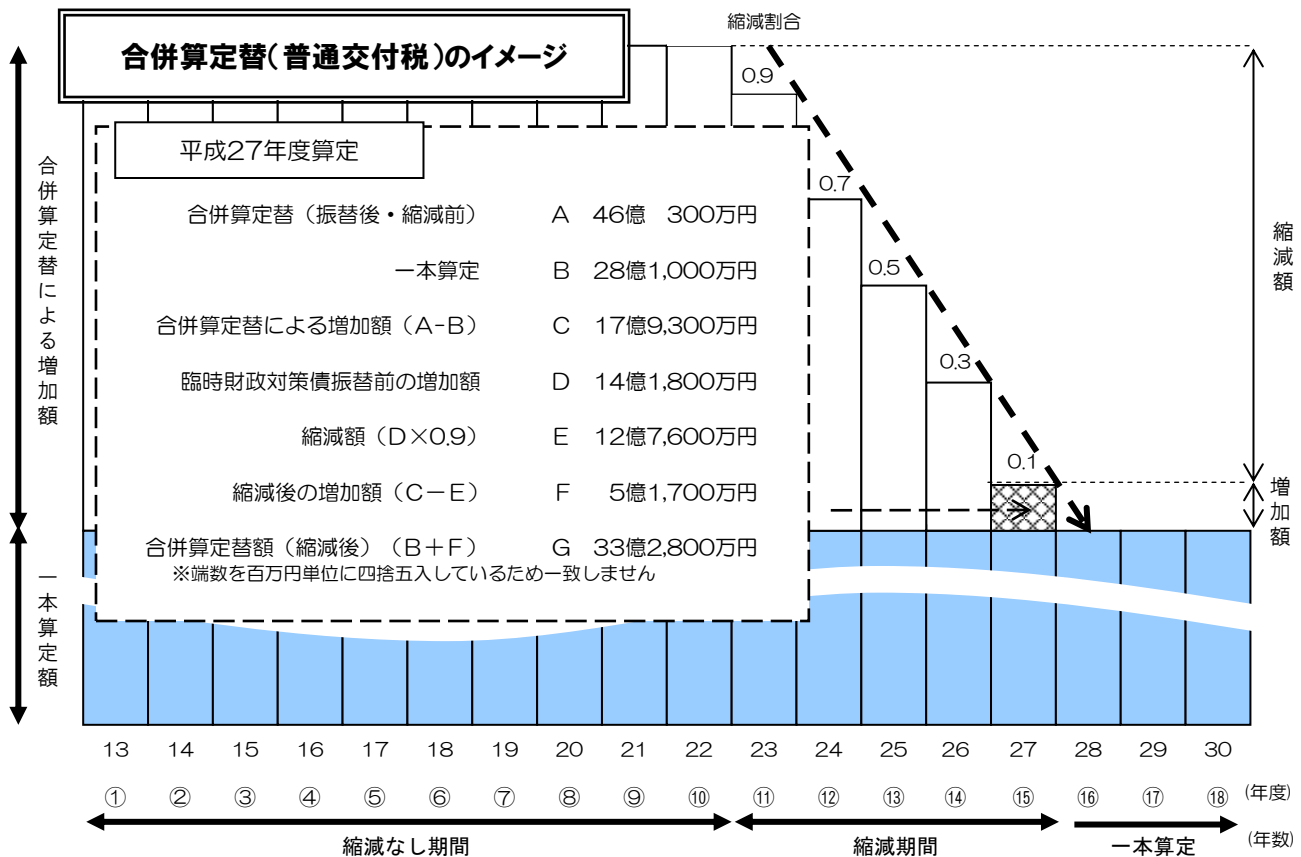
「臨時財政対策債」は、平成13年度から導入されています。この制度は、『本来の基準財政需要額』から地方公共団体ごとに算出された「臨時財政対策債振替額」を除いた額を基準財政需要額とするもので、その分普通交付税額は減少します。そのため、地方公共団体は、減少した普通交付税の代替として、この「臨時財政対策債振替額」を発行可能額の上限額として「臨時財政対策債」を借り入れることができ、のちに発生する償還額の全額が基準財政需要額に算入されます。



## ◎合併算定替が段階的に縮減されています

合併算定替は、合併後の一定期間に限り『普通交付税額が、合併をしなかった場合に交付される額よりも少なくなることはないよう』保障する特例措置です。

本市の場合、合併からの10年間は、合併算定替による普通交付税の増加額は全額保障され、交付を受けてきました。しかし、11年目となった平成23年度以降、合併算定替により上乗せ交付されている割合は、段階的に縮減されていきます。15年目である平成27年度は増加額の10%に縮減されました。そして、最終的に平成28年度には、本来西東京市として一本で算定される額(一本算定)が交付されることとなります。



平成27年度の本市の合併算定替による普通交付税の増加額は、5億1,700万円(図の網掛部分)でした。平成23年度から合併算定替による増加額の縮減が始まったため、平成27年度は、本来の増加額17億9,300万円から縮減額12億7,600万円が差し引かれた、5億1,700万円が上乗せされて交付されています。ただし、この上乗せ額には、合併算定替による臨時財政対策債の発行可能額が、算出方法の変更により、一本算定と比較して少なかったことによる影響があります。これは、臨時財政対策債の発行可能額が減ると、理論上では、基準財政需要額からの振替額が減り、普通交付税が増える結果となるためです。

### <合併算定替による増加額の推移>

(単位:百万円)

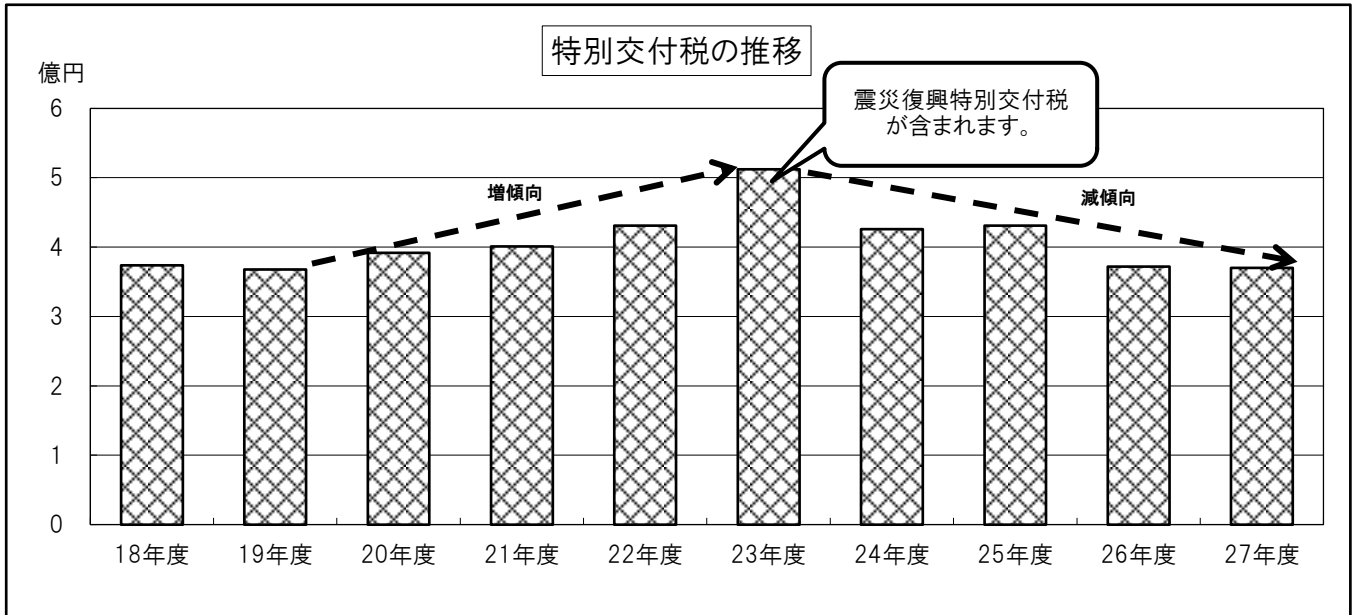
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
合併算定替(縮減後)	4,233	3,910	3,809	4,879	8,679	8,379	8,253	7,733	6,903	5,478
普通交付税	2,268	2,128	2,140	2,288	4,253	4,807	4,590	4,045	3,832	3,328
臨時財政対策債	1,964	1,782	1,669	2,590	4,426	3,573	3,663	3,688	3,071	2,150
一本算定	2,581	2,283	2,162	3,201	6,876	6,729	6,958	6,822	6,426	5,336
普通交付税	849	712	690	918	3,213	3,507	3,547	3,310	3,140	2,810
臨時財政対策債	1,732	1,571	1,472	2,284	3,663	3,222	3,411	3,512	3,286	2,526
合併算定替による増加額(縮減後)	1,652	1,626	1,647	1,677	1,804	1,650	1,295	911	477	142
普通交付税	1,420	1,415	1,450	1,371	1,041	1,299	1,042	735	693	517
臨時財政対策債	232	211	197	307	763	351	253	176	△ 215	△ 375
縮減額	—	—	—	—	—	183	555	911	1,113	1,276
普通交付税	—	—	—	—	—	144	447	735	1,113	1,276
臨時財政対策債	—	—	—	—	—	39	108	176	0	0
合併算定替による縮減割合	—	—	—	—	—	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1



## 【特別交付税】…交付税総額の6%を財源

### ◎普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対して交付されます

特別交付税は、普通交付税に算入されない地方公共団体ごとの特殊事情や、災害などにより発生した財政負担などを補うため交付されます。平成20年度からは増加傾向に転じ、平成23年度は、東日本大震災による地方財政への対応として、震災復興特別交付税が新設されたことなどから、震災関係での交付額が増となりました。平成24年度からは、震災復興に係る交付額が減となり再び減少傾向となりましたが、平成25年度は、市議会議員補欠選挙に要する経費が算定対象となったことから増加し、平成26年度は、放置自転車対策や違法駐車対策に要する経費への特別交付税措置が終了したことなどにより減となりました。平成27年度は、プレハブ校舎のリースに要する経費や公共施設等総合管理計画策定に要する経費が算定対象となりましたが、住民票自動交付システムに係る経費等への特別交付税措置が終了したことなどにより、3億7,000万円、前年度比200万円・0.5%の減となりました。



～ちょっとブレイク～

### ◎「基準財政需要額」ってなに!?

全国の地方公共団体はそれぞれ、位置や面積、気候も異なりますし、人口数やその平均年齢も違えば、中心産業、学校数、医療費など、その状況は多様ですよね。そういった各団体の諸条件を考慮しつつ、一定の算式で分野ごとに計算し合計したものが基準財政需要額です。つまり「全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービス」を各自治体が提供するために必要な金額です。これは、各地方公共団体の実際の予算額でも決算額でもありません。

具体的な金額を見てみましょう。

平成27年度の本市の小学校費の基準財政需要額は、9億900万円でした。これは、普通交付税の算定において、西東京市という団体が全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービスを提供するには、小学校費の支出分は9億900万円であろう、ということです。しかし、この額はあくまで一定の算式に当てはめて計算した理論上の額ですので、実際の支出額とは異なるわけです。事実、平成27年度に一般財源（国・都支出金等の特定財源を除いたもの）で支出した本市の小学校費は、12億6,100万円でした。



そもそも、交付税はどのような分野にも使える一般財源であり、使う目的が定まっている特定財源ではありません。このようなことから、基準財政需要額とは、普通交付税を算定するための理論上の支出額であり、算入された各分野の額が、その分野に実際に使われるということではないのです。

また、「平成の大合併」を踏まえ、平成26年度からは、時限措置として基準財政需要額の中で「支所に要する経費」など、合併団体ゆえの財政需要に着目した加算がされています。

## 5 市債

### 普通債借入額が増加 借入額に占める臨時財政対策債の割合は減少

市債とは、地方債のうち市が発行するもので、複数年度にわたって償還(返済)するものを言い、いわゆる「借金」のことです。市債には、目的に応じた様々なメニューがありますが、大別すると、公園、都市計画道路の整備や公共施設の建設事業などの財源を補填する建設地方債(普通債)と、国策により生じた財源不足を補填する地方債の2種類があります。

(単位:百万円、%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
市債借入額	5,902	3,152	4,574	6,299	8,718	5,889	5,138	5,071	4,627	8,902	4,400	3,765	2,770
地方債 区分別	減税補填債	323											
	減収補填債				1,068								
	臨時財政 対策債	1,964	1,782	1,669	2,590	4,046	3,573	3,663	3,688	3,071	2,050	2,212	
	合併特例債	3,097	969	2,063	808	2,867	118						
	普通債	519	401	842	1,834	1,805	2,198	1,475	1,383	1,557	6,852	2,187	3,765
参考	交付税算入 見込額	4,455	2,460	3,113	3,956	6,053	3,655	3,663	3,688	3,071	2,050	2,212	
	交付税算入見込額を 除いた市債借入額	1,448	691	1,461	2,343	2,665	2,234	1,475	1,383	1,557	6,852	2,187	3,765
起債制限比率	6.8	7.0	7.0	6.5	6.2	6.0	6.2	6.5	6.7	6.6	6.3	5.7	5.5
実質公債費比率	9.7	4.1	3.7	2.9	2.2	1.2	0.6	0.4	0.1	0.0	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.4

※平成18年度から平成27年度までは決算額、平成28年度は9月補正予算額、平成29年度以降は総合計画(実施計画)から推計しています。

※平成23年度の合併特例債借入額は、平成22年度からの繰越分です。

※交付税算入見込額は、各年度の合併特例債借入額の70%、臨時財政対策債借入額、減税補填債及び臨時減収補填債借入額の全額、減収補填債借入額の75%のみを合計した推計値であり、各年度の実算入額とは異なります。

※平成19年度から実質公債費比率の算定にあたり、都市計画税の取扱いが変わり、都市計画税充当可能額を控除する方式に変更となりました。

#### ◎市債借入額は、前年度より42億7,500万円増となりました

平成27年度の市債借入額は89億200万円で、前年度比42億7,500万円・92.4%増となりました。そのうち、臨時財政対策債(20億5,000万円、前年度比10億2,100万円・33.2%減)は、借入額全体の23.0%を占め、前年度より43.4ポイント減少しました。

#### ◎普通債借入額の増加に伴い、臨時財政対策債の割合が減少

市債のメニューによっては、借入後の普通交付税の算定において、元利償還金の一定割合が、基準財政需要額に算入されるものがあります。臨時財政対策債はその全額が算入されるため、平成27年度の交付税算入額を除いた市債借入額は、約69億円となります。

ここ数年、市債に占める臨時財政対策債の割合が7割前後の状況が続いていましたが、(仮称)第10中学校用地取得や下野谷遺跡用地取得などによる普通債の借入額増加と、臨時財政対策債発行可能額が約9億円減少したことに加え、借入抑制を1億円行ったことにより、合わせて約10億円借入額が減少したために、市債に占める臨時財政対策債の割合が大きく減少したのが平成27年度の特徴です。

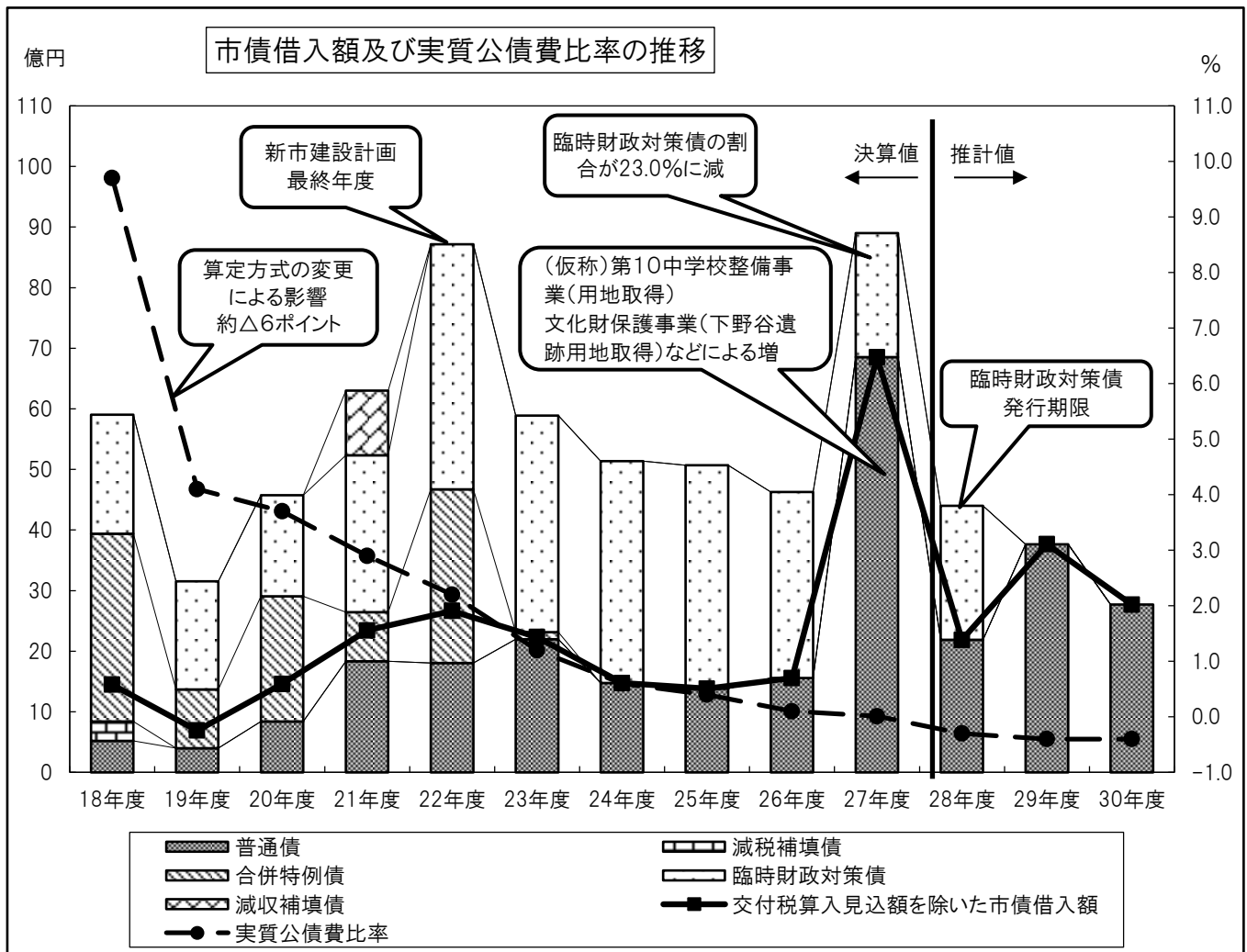
#### <平成27年度における類似団体との比較>

(単位:千円、%)

	西東京市	都内類似 団体平均	関東類似 団体平均
住民1人当たり 市債借入額	44.7	18.1	21.9
交付税算入見込額を 除いた住民1人当たり 市債借入額	34.4	14.5	15.3
実質公債費比率	0.0	1.3	3.2

類似団体と比較すると、住民1人当たり市債借入額は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を大きく上回る数値を示しています。これは、前述したとおり、平成27年度の普通債が増加したためです。

しかしながら、実質公債費比率は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を下回っています。



**◎市債の借入額や内容は年度ごとに違ってきます**

市債借入額の推移を見ると、事業の進捗に合わせて借入れを行っていることから、借入総額やその内訳は年々異なっていることがわかります。平成23年度以降は、新市建設計画の終了に伴い、合併特例債はその役割を終え、臨時財政対策債が大きな割合を占めてきましたが、平成27年度は普通債が増えたことにより、臨時財政対策債の割合も減少しました。

**◎実質公債費比率は早期健全化基準を大きく下回っています**

平成27年度の実質公債費比率は0.0%となっており、早期健全化基準である25.0%を大きく下回っています(P43「財政健全化法」を参照)。

～ちょっとブレイク～

**◎市債って何に使っているの？**

平成27年度に市債を活用した主な事業の事業費と借入額を紹介します。(事業費、借入額)

高齢者支援	： 福祉会館改修事業	(1億800万円、8,600万円)
子育て支援	： 民間保育所施設整備補助金	(1億1,600万円、4,000万円)
道路整備	： 向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備事業	(1億3,200万円、2,700万円)
	： 都市計画道路3・4・21号線整備事業	(13億7,400万円、8億9,300万円)
	： 都市計画道路3・5・10号線整備事業	(1億5,300万円、1億900万円)
雨水対策	： 都市計画道路3・2・6号線関連雨水管整備費負担金	(1億5,800万円、1億4,700万円)
緑地保全	： 下保谷四丁目特別緑地保全事業	(2億5,000万円、1億円)
公園整備	： (仮称)ひばりが丘三丁目緑道公園整備事業	(6億4,800万円、6億100万円)
学校教育	： 小学校校舎等大規模改修事業	(4億1,700万円、1億8,200万円)
	： (仮称)第10中学校整備事業(用地取得)	(35億2,100万円、34億8,500万円)
社会教育	： 文化財保護事業(下野谷遺跡用地取得)	(11億3,500万円、10億8,500万円)

## 6 歳出(目的別経費)

### 教育費が大幅に増加 公債費が減少に転じるも民生費は引き続き増加

目的別経費は、「行政目的」に応じて歳出の内容を分類するもので、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費、公債費などに分けられます。この分類によって、地方公共団体のどのような部門・事業に経費が使われているかが分かります。

(単位:百万円)

(単位:千円)

目的別経費		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度住民1人当たり決算額		
												西東京市	都内類団	関東類団
目的別経費	総務費	8,975	8,017	7,716	10,763	7,179	7,491	5,815	6,274	6,876	7,010	35.2	41.1	37.4
	民生費	21,427	22,393	23,046	24,768	31,384	29,606	30,635	31,543	33,153	34,615	174.0	174.2	139.2
	うち社会福祉費	5,788	5,835	5,656	6,513	7,699	6,723	7,218	7,385	8,092	8,690	43.7	46.1	35.9
	うち老人福祉費	3,814	4,119	4,423	4,477	4,886	4,837	4,845	5,118	5,162	5,414	27.2	23.6	20.4
	うち児童福祉費	8,042	8,536	8,799	8,875	13,051	11,721	11,513	11,593	12,442	12,862	64.6	68.3	55.7
	うち生活保護費	3,783	3,903	4,168	4,903	5,745	6,321	7,056	7,448	7,455	7,649	38.4	36.1	26.9
	衛生費	4,726	5,217	5,037	5,138	5,052	5,693	5,241	5,038	5,146	5,229	26.3	26.7	27.7
	土木費	7,213	6,344	7,084	7,375	7,154	7,103	6,186	5,427	4,884	5,631	28.3	35.3	34.3
	消防費	2,451	2,394	2,409	2,357	2,503	2,525	2,375	2,297	2,333	2,416	12.1	12.5	12.4
	教育費	8,916	7,121	7,434	6,558	6,277	6,895	6,489	6,470	6,512	11,603	58.3	44.9	40.3
	公債費	4,395	4,769	4,922	5,296	5,496	5,885	6,248	6,726	6,866	6,370	32.0	19.4	21.8
	その他	1,166	1,219	1,189	1,390	1,490	1,475	1,244	1,309	1,329	1,304	6.6	6.7	10.7
	合計	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	64,232	65,084	67,100	74,178	372.8	361.0	325.4

※「その他」の内訳は、議会費、労働費、農林水産業費、商工費、災害復旧費、諸支出金の合計を言います。

### ◎目的別で見る平成27年度の特徴点と主な事業費

#### 総務費 ……人件費、庁舎・公共施設の維持管理経費など行政運営に要する経費

平成28年1月から利用が開始された社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への対応や、庁内情報システムの更新、平成27年国勢調査の実施などにより、全体で70億1,000万円(前年度比1億3,400万円・1.9%増)となりました。

主な事業費は、情報システム運営管理事業費(4億4,700万円)、庁舎維持管理費(2億9,400万円)、こもれびホール改修事業費(1億9,300万円)などがあります。

#### 民生費 ……生活保護費や、障害者・高齢者などへの福祉、子育て支援に要する経費

待機児童対策の推進や、障害関係の扶助費の増加、特別会計への財源補填などにより、全体で346億1,500万円(前年度比14億6,200万円・4.4%増)となりました。

主な事業費は、生活保護費(70億5,200万円)、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金(70億4,100万円)、児童手当等支給事業費(29億100万円)、自立支援介護給付・訓練等給付費(27億8,100万円)、保育所運営委託・助成事業費(20億8,100万円)などがあります。

#### 衛生費 ……健康診断などの健康づくりや、ごみ処理などの環境保全に要する経費

がん検診受診率向上の推進や、みどり基金への積立て、資源循環型社会の推進などにより、全体で52億2,900万円(前年度比8,300万円・1.6%増)となりました。

主な事業費は、柳泉園組合・東京たま広域資源循環組合への負担金(13億4,700万円)、塵芥収集事業費(7億2,100万円)、予防接種事業費(4億1,600万円)、健康診査事業費(2億8,800万円)、昭和病院分担金(2億1,800万円)などがあります。

#### 土木費 ……道路の新設・改良や都市計画など、まちづくりに要する経費

(仮称)ひばりが丘三丁目緑道公園の用地取得や、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修の促進、都市計画道路3・4・21号線整備、雨水溢水対策の推進などにより、全体では56億3,100万円(前年度比7億4,700万円・15.3%増)となりました。

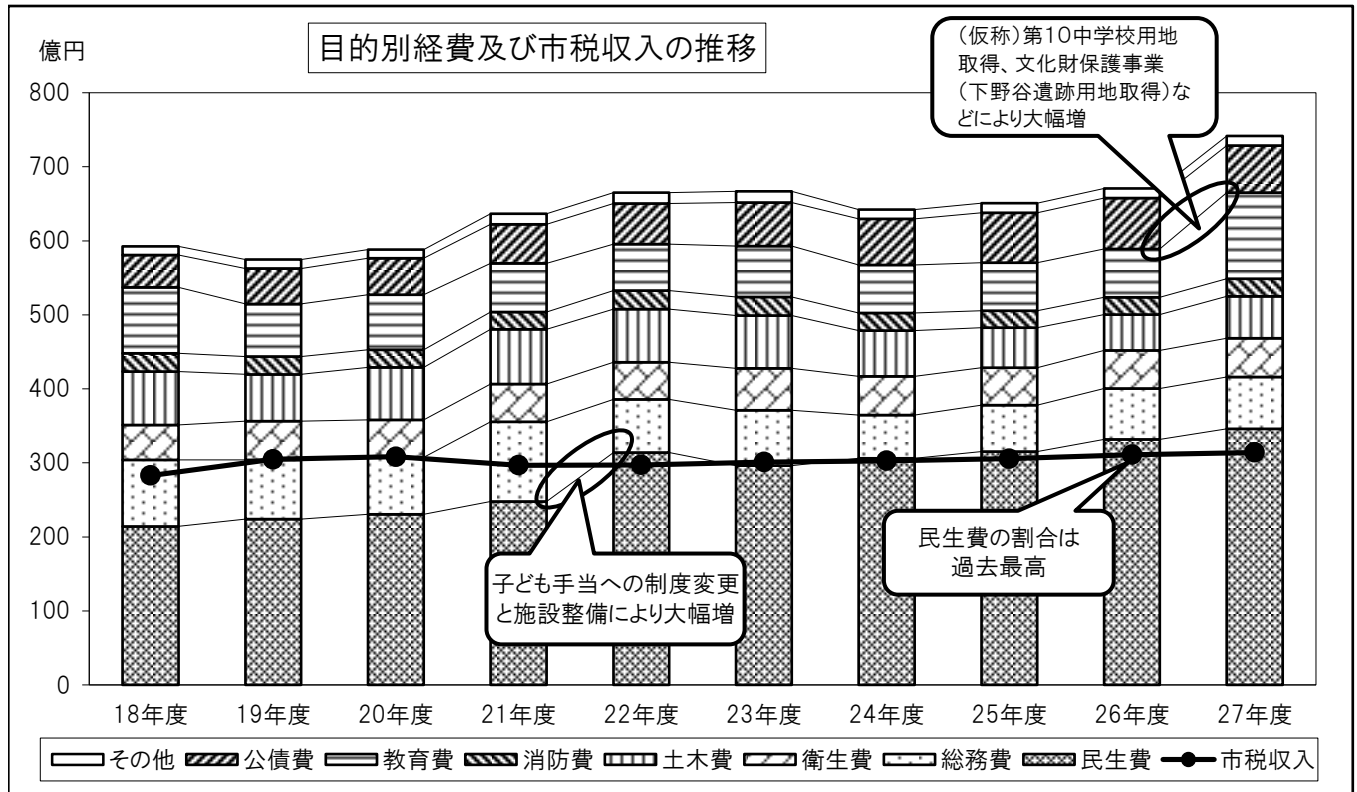
主な事業費は、都市計画道路3・4・21号線整備事業費(13億8,300万円)、下水道事業特別会計繰出金(7億円)、(仮称)ひばりが丘三丁目緑道公園整備事業費(6億4,900万円)などがあります。

## 教育費

### …小・中学校、図書館、公民館、スポーツ施設などに要する経費

(仮称)第10中学校や下野谷遺跡の用地取得、小学校校舎等の大規模改造の実施などにより、全体では116億300万円(前年度比50億9,100万円・78.2%増)となりました。

主な事業費は、中学校に関する経費(44億7,500万円)、小学校に関する経費(25億1,500万円)、文化財保護事業費(11億6,400万円)、公民館・図書館の運営管理費(8億5,100万円)、体育施設の運営管理費(3億5,100万円)などがあります。

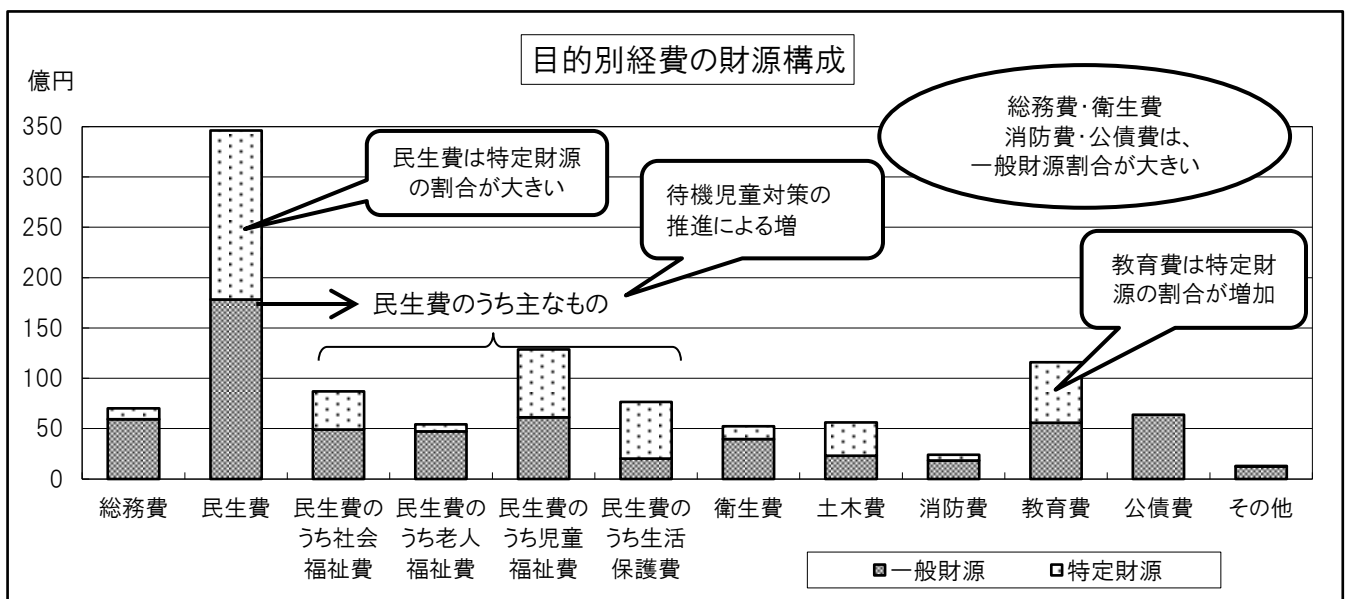


### ◎歳出全体に占める民生費の割合が減少しました

過去10年間の推移を見ると、平成24年度から民生費が市税収入を上回りました。一方で、平成27年度における歳出全体に占める民生費の割合は、過去最高となった前年度より2.7ポイント下降し、46.7%となりました。

### ◎実際の目的別支出額と一般財源の充当額は異なります

平成27年度の目的別経費を一般財源・特定財源別で見ると、生活保護費や、児童手当、障害者関係扶助費など国や東京都の負担割合が高い事業が数多くある民生費は、他の目的別経費に比べて特定財源の割合が高くなっており、特に生活保護費と児童福祉費においては、特定財源が一般財源を上回っています。さらに、教育費は、用地取得に対する市債の割合が大きいため、特定財源の割合が高くなりました。



## 7 歳出(性質別経費)

### 義務的経費が7年ぶりに減少、引き続き市税収入を上回る

性質別経費とは、行政目的に関わらず経済的性質によって歳出の内容を分類するもので、人件費、扶助費、公債費といった「義務的経費」と、普通建設事業費などの「投資的経費」などがあります。

例えば、人件費などの義務的経費の割合が低く、投資的経費などの伸縮可能で臨時的な経費の割合が高いほど、財政運営においては余力があるとされ、このような状況を『財政の弾力性が大きい』と言います。反対に、義務的経費の割合が高く、投資的経費の割合が低い場合は『財政が硬直化している』状況にあると言われてい

(単位:百万円)

(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	関東類団
義務的経費	24,873	26,296	26,012	27,335	30,835	32,838	33,047	34,268	35,479	35,326	177.5	174.1	159.5
人件費	11,637	11,986	11,159	11,093	10,874	10,919	10,166	10,251	10,310	10,000	50.3	51.5	53.7
うち職員給	7,536	7,433	7,252	7,163	6,799	6,622	6,435	6,393	6,336	6,232	31.3	32.8	36.4
扶助費	8,841	9,542	9,931	10,946	14,464	16,035	16,633	17,290	18,303	18,956	95.3	103.2	84.0
公債費	4,395	4,769	4,922	5,296	5,496	5,885	6,248	6,726	6,866	6,370	32.0	19.4	21.8
投資的経費	7,114	5,073	6,278	5,947	7,908	5,849	5,089	4,354	4,420	10,205	51.3	40.7	40.4
普通建設事業費	7,114	5,073	6,278	5,922	7,892	5,742	5,089	4,354	4,420	10,205	51.3	40.7	38.8
災害復旧費				25	16	107							1.6
その他の経費	27,283	26,104	26,548	30,363	27,792	27,987	26,097	26,462	27,201	28,648	144.0	146.1	125.5
物件費	8,121	8,806	9,013	10,100	10,157	10,190	10,454	10,405	10,849	11,291	56.7	54.3	51.4
補助費等	6,692	6,913	6,834	10,009	6,749	6,546	6,702	6,719	6,835	7,372	37.1	35.1	25.0
繰出金	8,299	8,148	7,798	8,119	8,459	8,251	7,657	7,672	7,666	7,890	39.7	40.4	34.3
その他	4,171	2,237	2,903	2,135	2,426	2,999	1,283	1,666	1,852	2,095	10.5	16.2	14.3
歳出合計	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	64,232	65,084	67,100	74,178	372.8	361.0	325.4

※「その他」の内訳は、「維持補修費」、「積立金」、「投資及び出資金・貸付金」です。

#### <義務的経費>・・・前年度比0.4%減、平成27年度決算に占める割合47.6%

##### 人件費・・・職員給料・諸手当、特別職及び議員報酬、委員会委員等報酬など

平成27年度は、退職者数が減となったことによる退職金の減などで、100億円(前年度比3億1,000万円・3.0%減)となりました。また、定数の見直しにより職員数が減少傾向にあることなどから、職員給は毎年減少し、平成27年度は前年度比1.6%減少しました。

##### 扶助費・・・社会保障制度の一環として市民に直接給付する費用。現金、物品、サービスの支給

扶助費は増加し続け、この10年間で倍以上になりました。平成27年度は189億5,600万円(前年度比6億5,300万円・3.6%増)となり、歳出全体に占める割合が4分の1を超えています。その要因としては、子ども子育て支援新制度の開始による保育園関係の扶助費の増や、障害関係の扶助費の増などがあります。

##### 公債費・・・市債の元利償還金(借金の返済金)及び一時借入金利子

公債費は、これまでの合併特例債、臨時財政対策債などの借入れに伴い、増加傾向にありましたが、平成27年度は減税補填債の償還が進んだことなどにより、63億7,000万円(前年度比4億9,600万円・7.2%減)となりました。

#### <投資的経費>・・・前年度比130.9%増、平成27年度決算に占める割合13.8%

##### 普通建設事業費・・・道路整備や、施設の建設などに係る経費

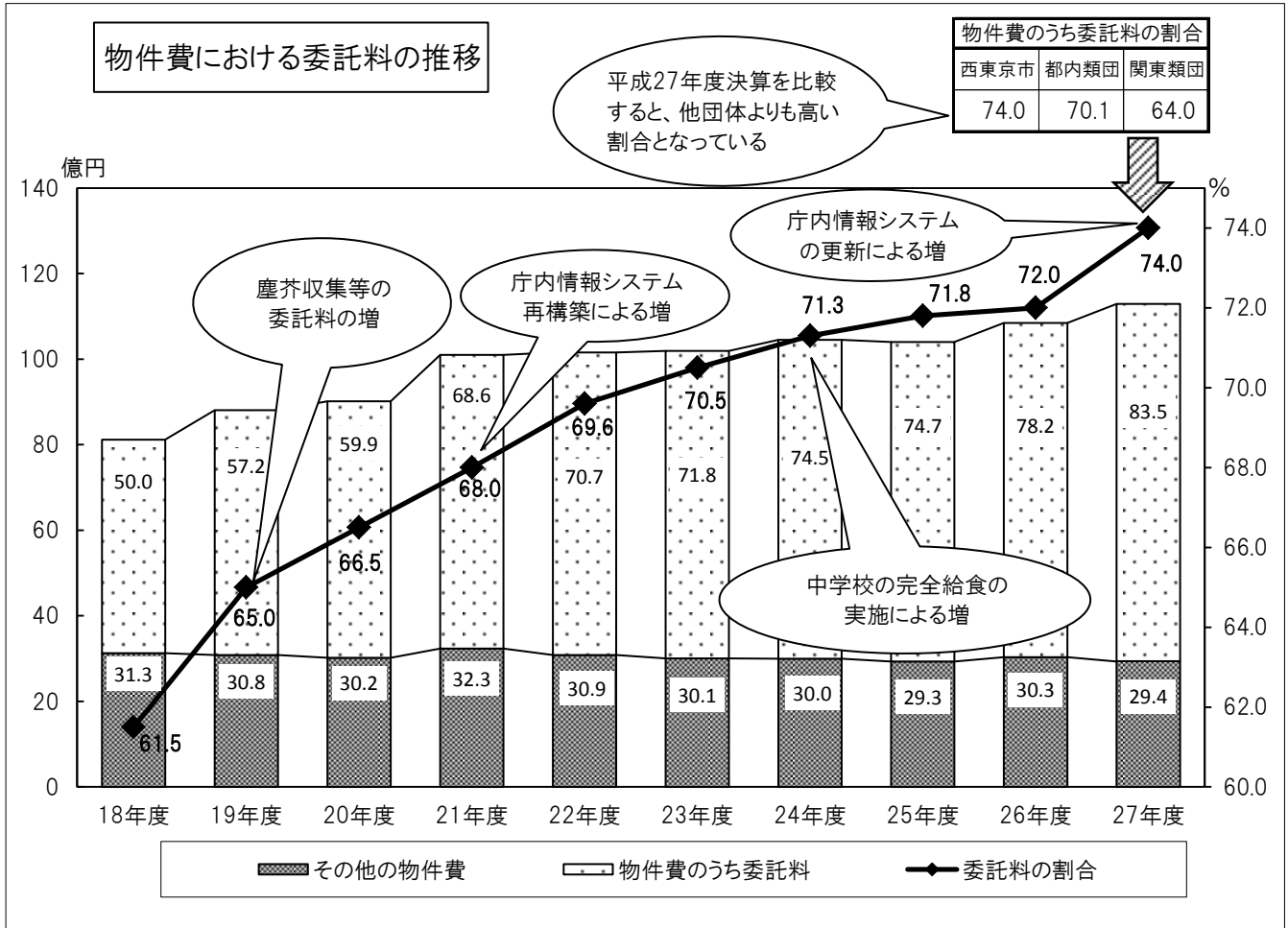
平成27年度は、(仮称)第10中学校、(仮称)ひばりが丘三丁目緑道公園の用地取得、下野谷遺跡の用地取得などによる増の影響が大きく、全体では102億500万円(前年度比57億8,500万円・130.9%増)となり、大幅に増となりました。



<その他の経費>…前年度比5.3%増、平成27年度決算に占める割合38.6%

**物件費** …委託料や物品の購入、臨時職員の賃金など

平成27年度は、庁内情報システムの更新によるシステム構築委託料の増や、障害者施設の指定管理者制度導入による委託料の増などにより、112億9,100万円(前年度比4億4,200万円・4.1%増)で、過去最高となりました。また、歳出全体でも、15.2%と扶助費に次いで大きな割合を占めています。特に委託料については、平成18年度からの10年間は、物件費に占める割合が年々増加し、平成27年度は74.0%で前年度よりも2.0ポイント増となりました。これは、行革において委託化を推進してきたことから、やむを得ない面もありますが、今後の推移には注意が必要です。また、公共施設の適正配置や有効活用を推進することで、施設にかかる維持管理コストを抑制することも必要になります。



～ちょっとブレイク～

◎公共施設にかかる経費

市には、行政サービスを提供する施設として、色々な種類の公共施設があります。これらの公共施設にかかる経費は、大きく2種類に分けられます。一つは、建物や附属設備のメンテナンスや、建物の管理委託料などの「建物」を維持管理するために必要な経費です。もう一つは、行政サービスを提供するための「運営」にかかる経費です。「運営」にかかる経費は、施設の種類や規模によって内容も様々ですが、具体的に保育園を例に挙げると、保育士にかかる人件費のほか、光熱水費、遊具の購入、給食を提供するための調理機器や食材にかかる費用などが、保育というサービスを提供するために必要な経費です。また、サービスの提供そのものを民間事業者へ委託した場合でも、「建物」を維持管理する経費は市が負担します。

本市は平成13年の合併以降、保有する建物面積は約13%増加しました。これは合併特別債等を活用し、新規施設の積極的な整備をした背景があります。今後は、待機児童対策などの社会保障関係経費の増加による「運営」にかかる経費の増加や、老朽化に伴う「建物」にかかる経費の増加も見込まれることから、公共施設の効率的かつ適正な配置を進めることで、経費を抑えていくことが課題です。

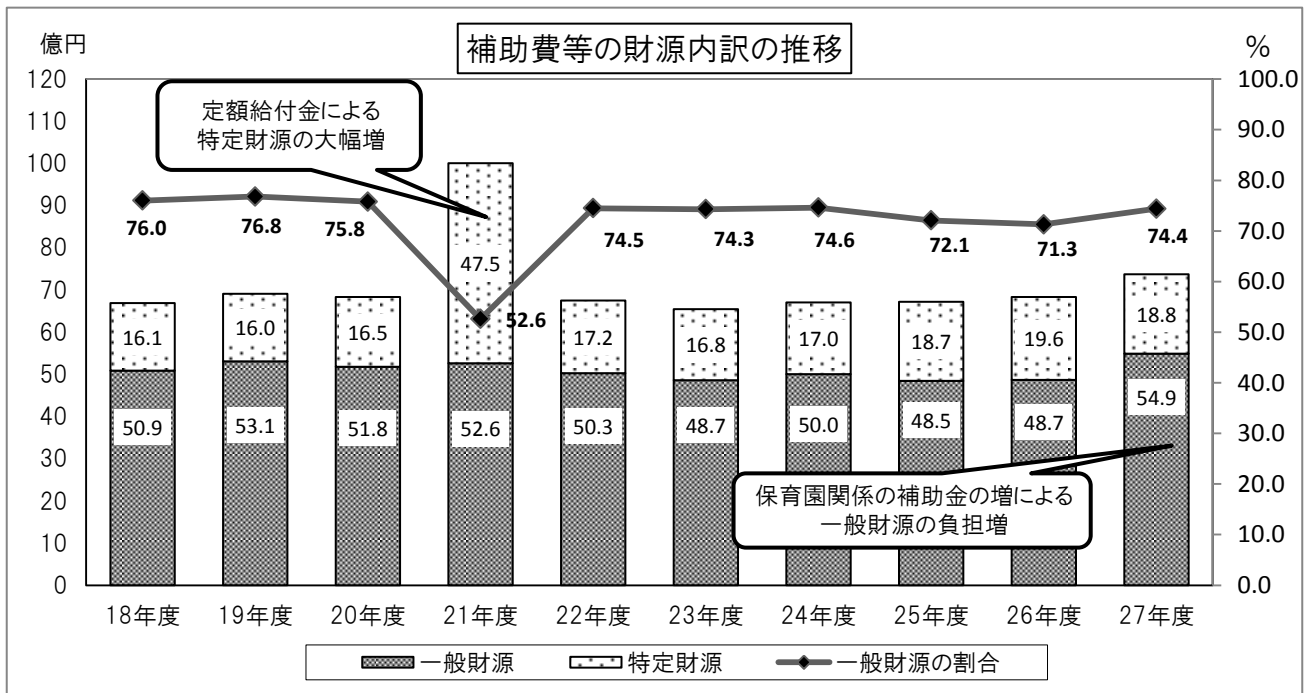


## 補助費等 ……一部事務組合や加入団体などへの負担金、市が交付する各種補助金など

平成27年度は、子ども・子育て支援新制度の開始による保育園関係の補助金の増などにより、73億7,200万円(前年度比5億3,700万円・7.9%増)となりました。このうち、市民や民間事業者などに対して市が交付する補助金など(表中Dの金額)の割合は37.7%となり、前年度比4億9,500万円・21.7%の増となりました。市が交付する補助金などは、国や東京都の施策によるものも多く、市の負担に対して国や東京都の補助金が交付される場合も多くありますが、対象となる事業が拡大することによって、一般財源負担も比例して増える傾向があります。

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
補助費等	6,692	6,913	6,834	10,009	6,749	6,546	6,702	6,719	6,835	7,372
A 国・東京都に対するもの	2,219	2,166	2,168	2,074	2,160	2,149	2,165	2,058	2,090	2,098
B 一部事務組合に対するもの	1,961	1,906	1,892	1,856	1,743	1,728	1,658	1,585	1,548	1,473
C 加入団体等に対するもの	58	406	89	77	90	78	51	53	57	64
D 市が交付する補助金など	1,953	1,886	1,886	4,933	2,058	1,960	2,017	2,134	2,285	2,780
E その他	501	548	800	1,069	699	630	811	890	855	956



## 繰出金 ……一般会計から特別会計への繰出金

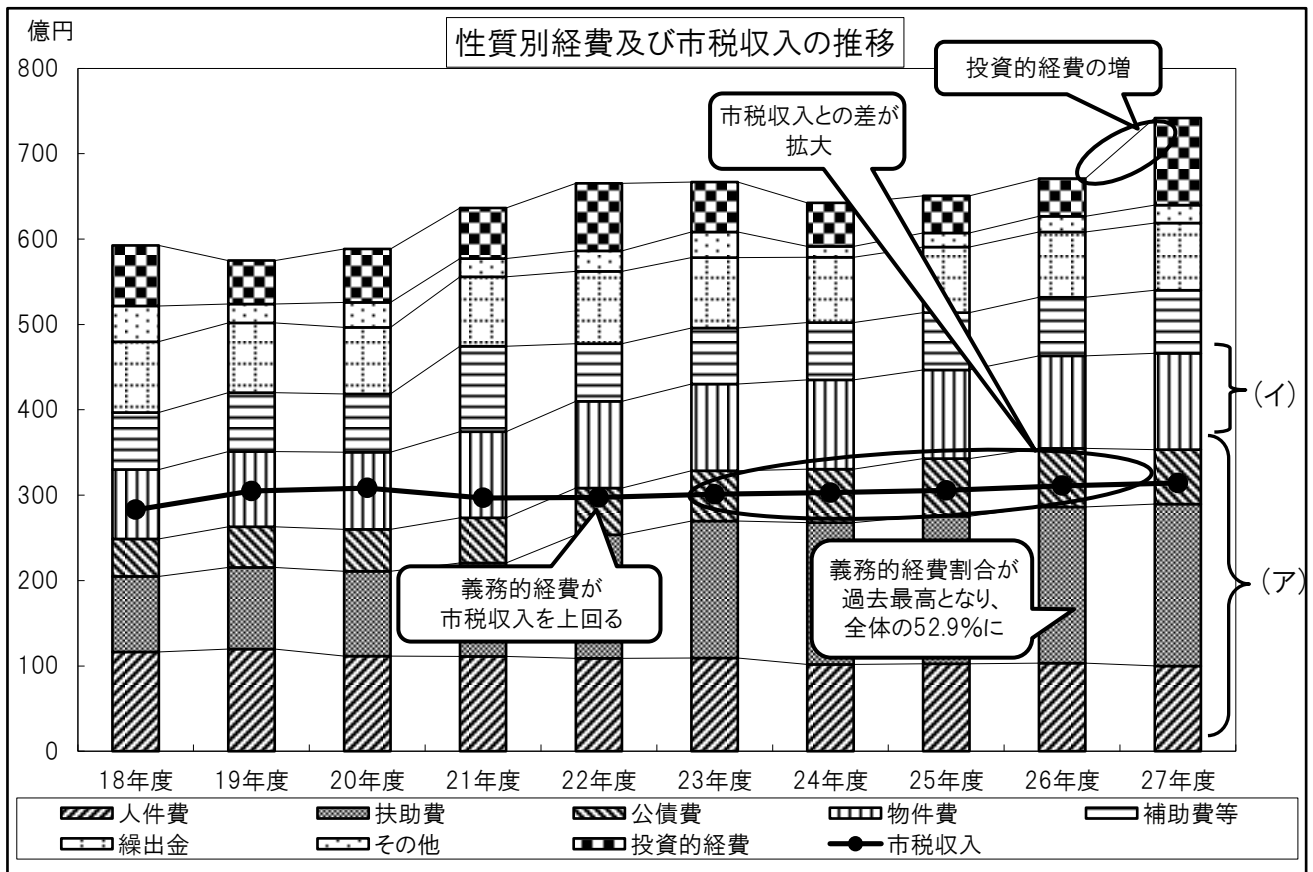
平成27年度は、下水道事業特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金は減となったものの、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計は増となったことにより、78億9,000万円(前年度比2億2,400万円・2.9%増)となりました。これは、下水道事業特別会計では公債費の減少により繰出金が減となる一方、国民健康保険特別会計の保険料軽減制度の拡充や、介護保険特別会計の保険給付費の増などにより、繰出金が増となりました。

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
繰出金	8,299	8,148	7,798	8,119	8,459	8,251	7,657	7,672	7,666	7,890
国民健康保険特別会計	2,597	2,574	2,034	2,507	2,953	2,602	2,757	2,651	2,730	2,896
下水道事業特別会計	2,581	2,407	2,211	2,120	1,877	1,543	1,160	1,152	800	700
介護保険特別会計	1,411	1,404	1,522	1,576	1,626	1,736	1,871	1,971	2,086	2,254
後期高齢者医療特別会計			1,412	1,458	1,637	1,708	1,771	1,788	1,937	1,891
その他特別会計	1,711	1,763	619	459	366	662	97	110	113	149

※後期高齢者医療特別会計は平成20年度に創設しました。



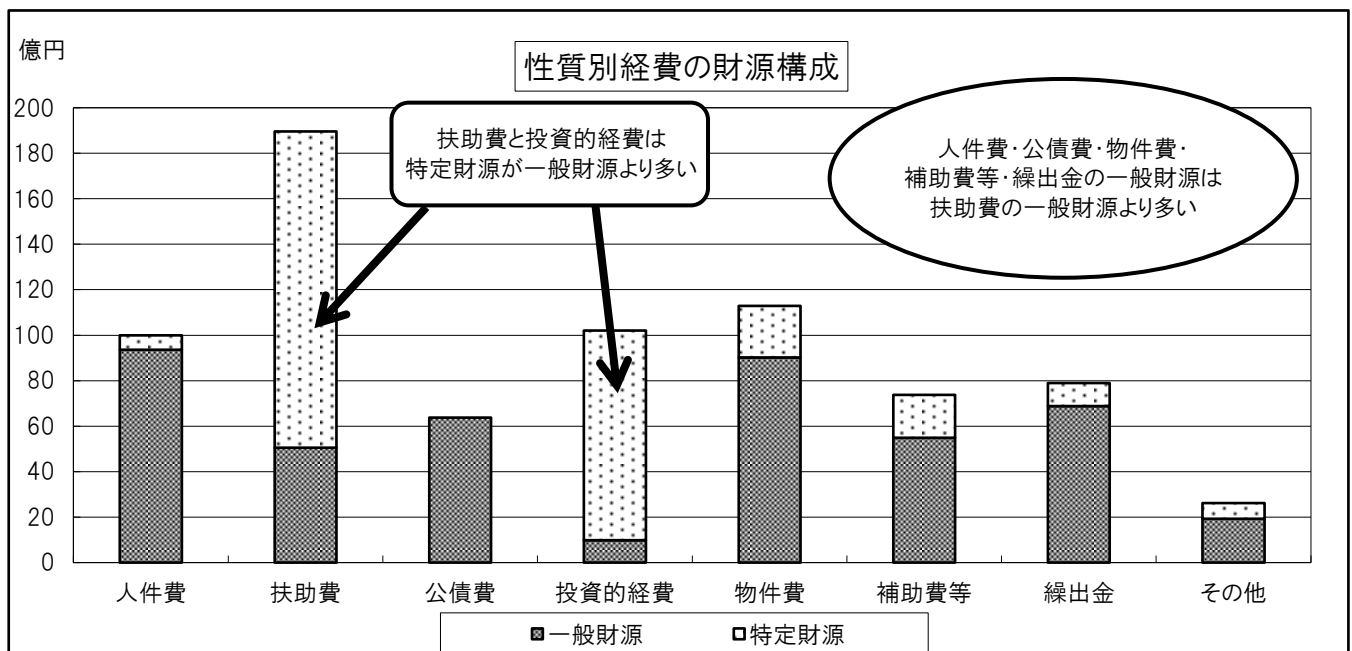


### ◎義務的経費は7年ぶりに減少しましたが、引き続き市税収入を上回っています

過去10年間の推移を見ると、義務的経費((ア)の部分)は平成21年度から連続して増加し、平成22年度からは6年連続で市税収入を上回りましたが、平成27年度は人件費や公債費の減により、7年ぶりに減少しました。また、物件費((イ)の部分)は平成18年度以降徐々に増加し、平成25年度にやや減少したものの、平成26年度からは再び増加に転じました。

### ◎実際の性質別支出額と一般財源の充当額は異なります

性質別経費の財源構成をしてみると、市税をはじめとする一般財源が、どの経費に多く使われているかがわかります。扶助費では多額の支出があるものの、負担割合に応じて国や東京都から特定財源を多額に得ているため、一般財源の占める割合が低いことがわかります。財政の弾力性を大きくしていくためには、一般財源が多く使われている経費に着目し、それらを減らしていくことが効果的です。



## 8 公債費

### 公債費は11年ぶりに減少、公債費比率は適正な水準で推移

公債費は、市債の元金及び利子などの償還費のことで、いわゆる『借金返済のための費用』です。原則として普通会計においては、市税などの一般財源により支払われ、また、人件費や扶助費と同様に市の財政の都合などにより一方的に削減することができない費用(義務的経費)であるため、この金額が増加すると財政の硬直化を招くこととなります。

(単位:百万円、%)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
公債費合計 (一時借入金利子を除く)	5,496	5,885	6,247	6,726	6,866	6,369	6,474	6,005	5,896	5,296	4,766	4,313
元利別												
元金償還額	4,709	5,089	5,489	6,023	6,234	5,808	5,988	5,548	5,460	4,885	4,369	3,929
利子支払額	787	795	758	703	632	561	486	457	437	411	397	384
地方債区分別												
減税補填債及び 臨時税収補填債	854	854	853	853	851	358	355	355	291	209	184	154
減収補填債	12	14	147	146	144	142	140	138	137	135		
臨時財政対策債	1,096	1,228	1,355	1,599	1,815	1,944	2,136	2,358	2,557	2,449	2,491	2,427
合併特例債	1,983	2,260	2,316	2,635	2,571	2,534	2,511	1,787	1,323	863	590	80
普通債	1,550	1,529	1,577	1,495	1,484	1,392	1,332	1,368	1,589	1,641	1,501	1,652
参考												
交付税算入額	3,453	3,806	3,962	4,364	4,575	4,266	4,429	4,217	4,004	3,347	3,017	2,544
交付税算入額を 除いた公債費	2,043	2,079	2,285	2,362	2,311	2,103	2,045	1,789	1,892	1,950	1,749	1,769
公債費比率	6.3	6.2	6.8	7.1	7.1	6.5	6.3	5.5	5.7	5.7	5.1	5.0
公債費負担比率	12.1	12.8	13.9	14.8	14.9	13.6	13.9	12.9	12.6	11.3	10.2	9.2

※平成27年度までは決算額、平成28年度は決算見込を反映し、平成29年度以降の推計に反映しています。

※平成28年度から平成33年度までの公債費負担比率は、平成27年度決算における一般財源総額を用いて推計しています。

#### ◎公債費は前年度から7.2%減少しました

平成27年度の公債費(一時借入金利子を除く)は、前年度比4億9,700万円・7.2%減の63億6,900万円となりました。これは、臨時財政対策債の償還が増加したものの、減税補填債の償還が減少したことが大きな要因です。

#### ◎公債費に対する交付税算入額が多いことが特徴です

本市では、合併以降、新市建設計画に基づく社会資本の整備については、合併特例債を活用してきました。また、一般財源を確保する目的で、普通交付税の代替である臨時財政対策債を活用してきたため、類似団体と比較すると、公債費は多い傾向にあります。しかし、市債の償還にあたっては、国からの財政支援として、合併特例債では70%、減収補填債では75%、減税補填債や臨時財政対策債では100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、これらを除いた公債費は、平成27年度で約21億円と見込んでいます。

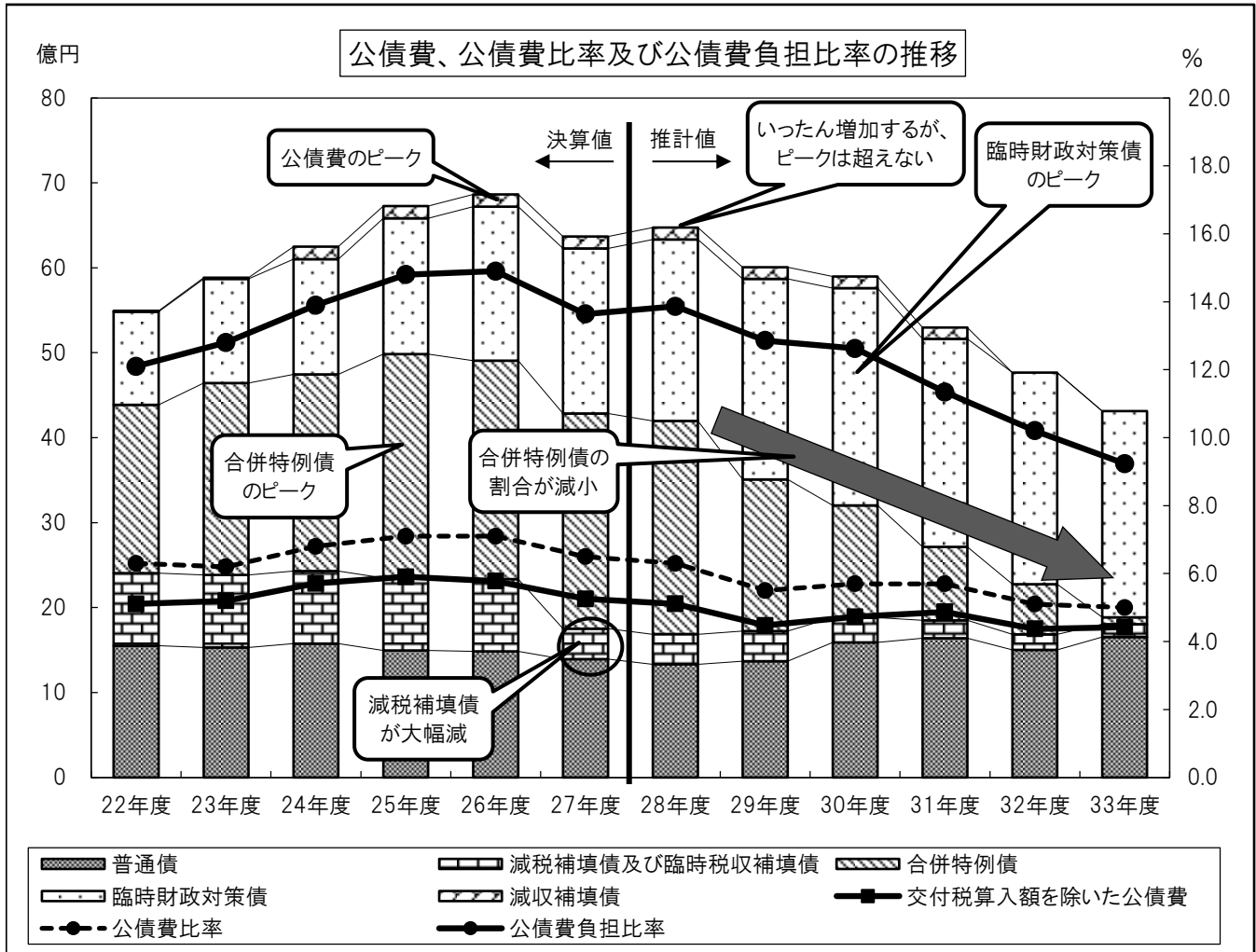
#### ◎公債費は今後減少していく見込みです

最新の試算では、公債費は平成26年度の68億6,600万円をピークに減少に転じ、平成28年度に一旦増加するものの、平成26年度のピークを超えることはないと推計しています。

#### <平成27年度における類似団体との比較> (単位:千円、%)

	西東京市	都内類似 団体平均	関東類似 団体平均
住民1人当たり 元利償還額	32.0	19.4	21.8
交付税算入額を除いた 住民1人当たり元利償還額	10.6	8.0	9.0
公債費比率	6.5	4.4	5.8

類似団体と比較すると、住民1人当たり元利償還額は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を大きく上回っていますが、合併特例債などの交付税算入率の高い市債を活用しているため、交付税算入額を除いた住民1人当たり元利償還額は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を上回るものの、その差は小さくなります。



**◎公債費比率は引き続き適正な水準で推移します**

公債費比率は、公債費に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を言い、おおむね10%以下が適正な水準とされています。平成27年度の公債費比率は6.5%で、前年度より0.6ポイント減少しました。平成27年度から公債費は減少傾向となり、基準財政需要額に算入される公債費も減少傾向となりますが、それを除いて計算される公債費比率は適正な水準で推移する見込みです。

**◎公債費負担比率は今後減少していく見込みです**

公債費負担比率は、一般財源総額のうち、公債費の元利償還金等に充てられた一般財源に占める割合を言い、一般的に15%が警戒水準、20%が危険水準とされています。平成27年度の公債費負担比率は13.6%で、前年度より1.3ポイント減少しました。公債費負担比率は、平成28年度に若干増加しますが、平成26年度のピークを越えない範囲で収まり、その後減少傾向となる見込みです。

～ちょっとブレイク～

**◎市はなぜ借金をするの？**

市が借金をする目的には、事業の財源を確保すること以外に、道路や公共施設など将来の世代も利用するものについて、現在の利用者だけでなく、将来の利用者にも負担してもらうことで、「世代間の負担の公平化」を図るという目的があります。

市が市債という形で返済期間が1年以上にわたる借入れをすれば、必ず公債費という形で借金の返済をすることになりますが、この公債費はその年の税金を財源としていますので、道路や公共施設の建設時に市に住んでいなかった場合でも、その後に市の住民となり市税を納めることによって、利用する施設にかかった経費を間接的に負担していることになります。

このような側面から、自治体の財政力にかかわらず、どの自治体でも多かれ少なかれ市債の借入れを行っているのが現状です。



## 9 公営企業会計・公営事業会計への繰出金

### 財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

公営企業会計・公営事業会計は、独立採算制の適用が可能な性格をもつ事業について、地方財政状況調査において普通会計から区分した想定上の会計区分です(特別会計の設定とよく似ていますが区分が若干異なります。)。平成27年度において、公営企業会計は下水道事業会計や介護サービス事業会計など、公営事業会計は国民健康保険事業会計や介護保険事業会計などが該当しました。

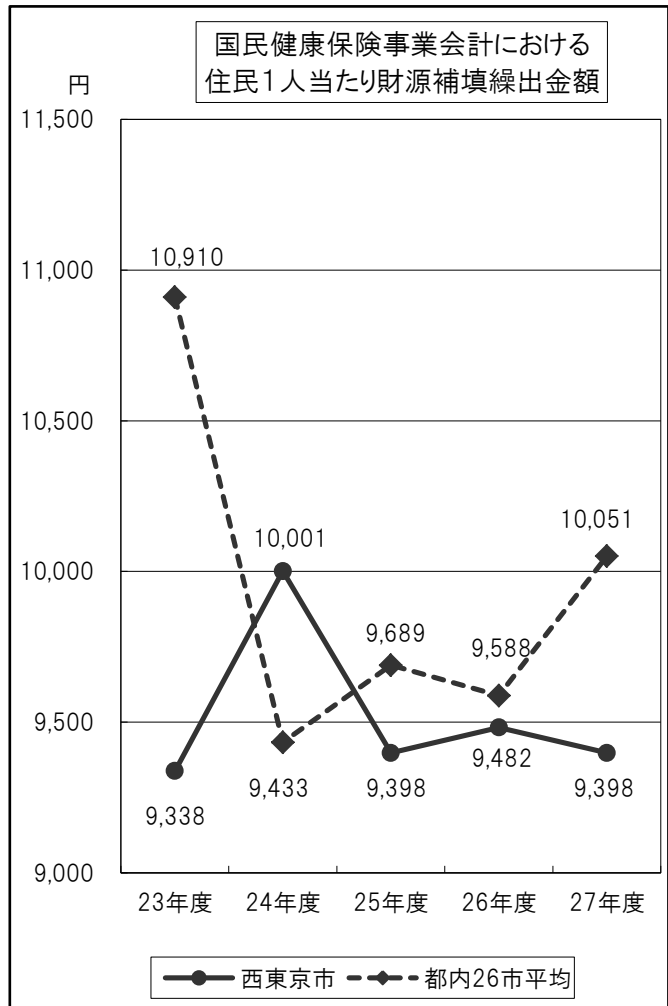
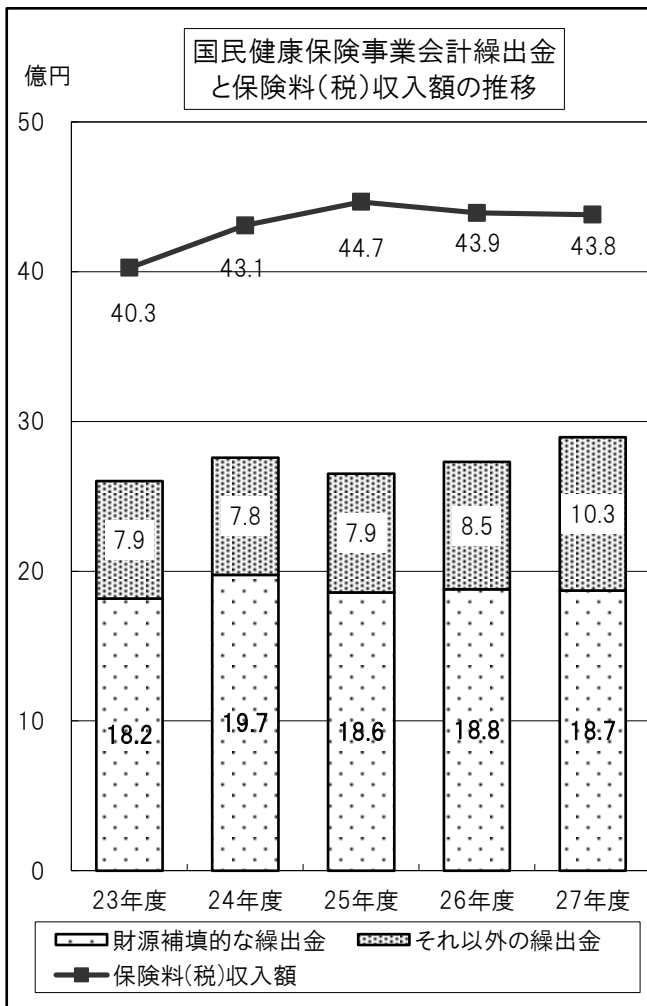
#### ◎独立採算制の原則に反する多額の財源補填が課題となっています

公営企業会計・公営事業会計では、本来独立採算制を適用して、利用者負担により収支均衡を図るのが原則です。しかし、実際には国民健康保険事業会計や下水道事業会計については、支出を収入で賄いきれず、普通会計から多額の繰出金を支出し、財源補填を行っています。繰出金には、公共性が高く法令等により税負担をもって行うことが認められている経費について、定められた要件に従って補填するものと、財源不足を補填するものがあります。本市では、この財源不足を補填するための繰出金が多いことが課題となっています。

#### 【国民健康保険事業会計】

##### ◎国民健康保険事業会計の住民1人当たりの財源補填的な繰出金額が減少しました

平成27年度における国民健康保険事業会計の被保険者1人当たりの保険料は90,721円となり、都内26市中6番目に高く、都内26市平均83,544円を上回りました。一方で、住民1人当たりの財源補填的な繰出金は、前年度比84円・0.9%減の9,398円となり、都内26市平均10,051円を下回りました。



※各数値は地方財政状況調査から作成しています。また、都内26市平均は加重平均により算出したものです。

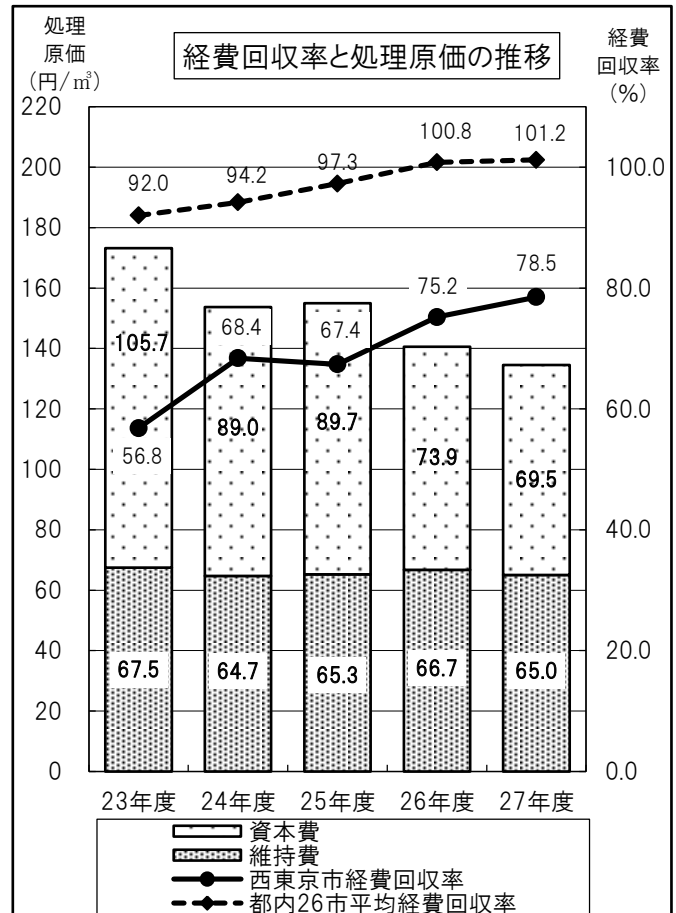
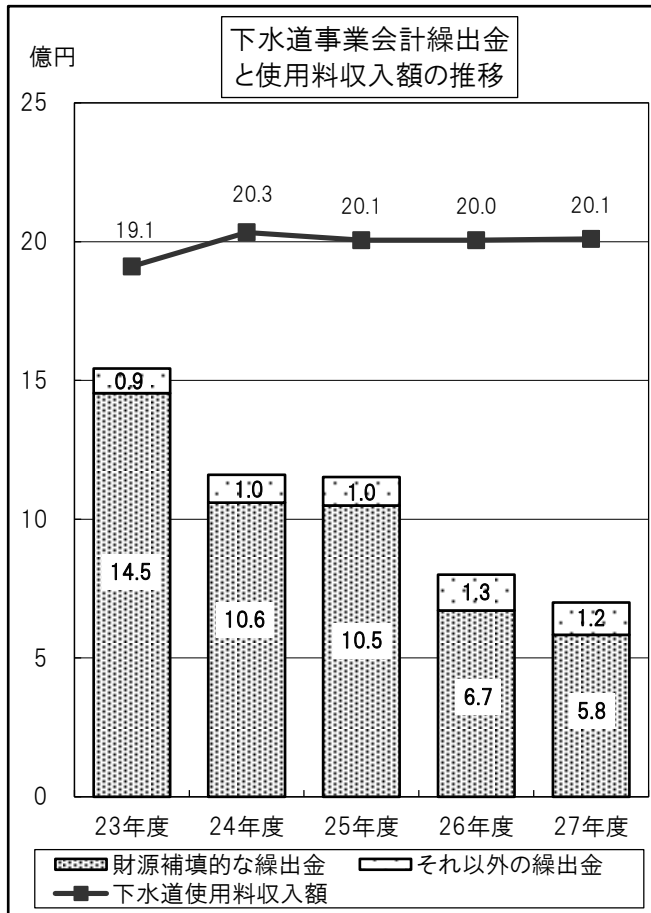
## 【下水道事業会計】

### ◎使用料収入は横ばい、経費回収率は改善しています

平成27年度における下水道事業会計は、**使用料収入**が前年度とほぼ同程度の20億977万円となりました。しかし、水を多く利用する企業などの有収水量(使用料収入の対象となる汚水量)の実績が減少していること、また節水型家電等の普及などにより、家庭での有収水量も減少傾向にあることから、今後も横ばいあるいは徐々に減少していくものと考えられます。

**経費回収率**は、下水道事業債の償還が進んでいることにより、前年度比3.3ポイント増の78.5%と徐々に改善してきていますが、依然として使用料収入だけでは汚水の処理費用を賄いきれず、普通会計から財源補填的な繰入れを行っています。

また、下水道の管きよを整備し始めてから数十年が経過しており、今後、多額の費用がかかる更新事業について検討していく必要があります。



※各数値は公営企業決算統計から作成しています。

※経費回収率: 汚水処理費100円当たりの使用料収入割合、

都内26市平均経費回収率は、加重平均により算出

※維持費: ポンプ場の運転経費等の維持管理経費や利子償還金など

※資本費: 施設整備費や元金償還金など

～ちょっとブレイク～

### ◎下水道の固定資産の整理(公営企業会計への移行)

公営企業会計と官公庁会計との異なる点に、固定資産の計上があります。

工事により築造した管きよは、官公庁会計では、現金を支払った年度の歳出として会計記録がなされるのに対し、公営企業会計では、事業年度に固定資産として整理され、翌年度以降も減価償却費として、費用を計上することになります。

昭和49年1月から事業に着手した下水道は、管きよやポンプ場といった膨大な資産を保有しており、固定資産を整理することで、事業の財務状況を的確に把握することが可能となります。

公営企業会計では、固定資産と流動資産(現金及び短期間のうちに現金に換えることができる資産)を合わせて『資産』とし、その資産がどのような財源でつくられたかを、企業債などの『負債』や補助金等の『資本』によって、財務諸表である「貸借対照表」で総合的に表示することになります。



# 10 経常収支比率

## 前年度比3.6ポイント減、5年ぶりに改善

経常収支比率は、市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源等）に対する、人件費、扶助費、公債費など容易に削減することができず、毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源（経常経費充当一般財源等）の比率を示した指標です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補填債(特例分)}} \times 100$$

### ◎経常収支比率が高いほど財政構造は硬直化しています

この比率が低いほど市が自由に使うことができる財源が多く、新たな市民ニーズ(行政需要)に対応する余力があるといえます。逆にこの比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることとなります。なお、適正水準は一般的に70～80%と言われていますが、現状では多くの団体に80%後半から90%台となっています。

(単位:%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
西 東 京 市	89.7	92.1	92.0	91.1	87.2	90.8	91.8	94.4	96.1	92.5
人 件 費	29.7	30.7	29.3	28.7	25.5	25.7	24.3	24.4	24.5	23.1
扶 助 費	8.0	8.2	8.3	8.5	9.7	10.2	10.7	11.8	12.1	12.6
公 債 費	12.3	13.2	13.7	14.4	14.1	15.0	16.0	17.2	17.5	15.9
物 件 費	17.2	16.7	17.1	16.9	16.7	18.6	19.0	19.5	20.1	19.1
補 助 費 等	13.2	13.0	13.2	12.4	11.6	11.4	11.4	10.8	10.7	10.5
繰 出 金	8.5	9.7	9.8	9.5	8.9	9.2	9.7	10.0	10.7	10.8
そ の 他	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5
都 内 類 似 団 体 平 均	87.1	89.1	89.1	89.5	89.5	89.7	90.4	90.2	89.8	87.9
都 内 26 市 平 均	88.6	91.4	91.9	91.4	91.1	90.9	91.7	91.0	90.7	88.2
都 内 23 区 平 均	73.0	75.3	76.1	82.1	85.7	86.4	85.8	82.8	80.7	77.8
類 似 団 体 平 均	88.8	90.9	90.6	91.3	90.1	90.7	90.3	90.2	93.0	89.6

※「その他」の内訳は、「維持補修費」、「投資及び出資金・貸付金」です。

※都内26市平均は決算額の加重平均値です。

※都内23区平均は東京都特別区普通会計決算の概要(東京都総務局)による加重平均値を用いています。

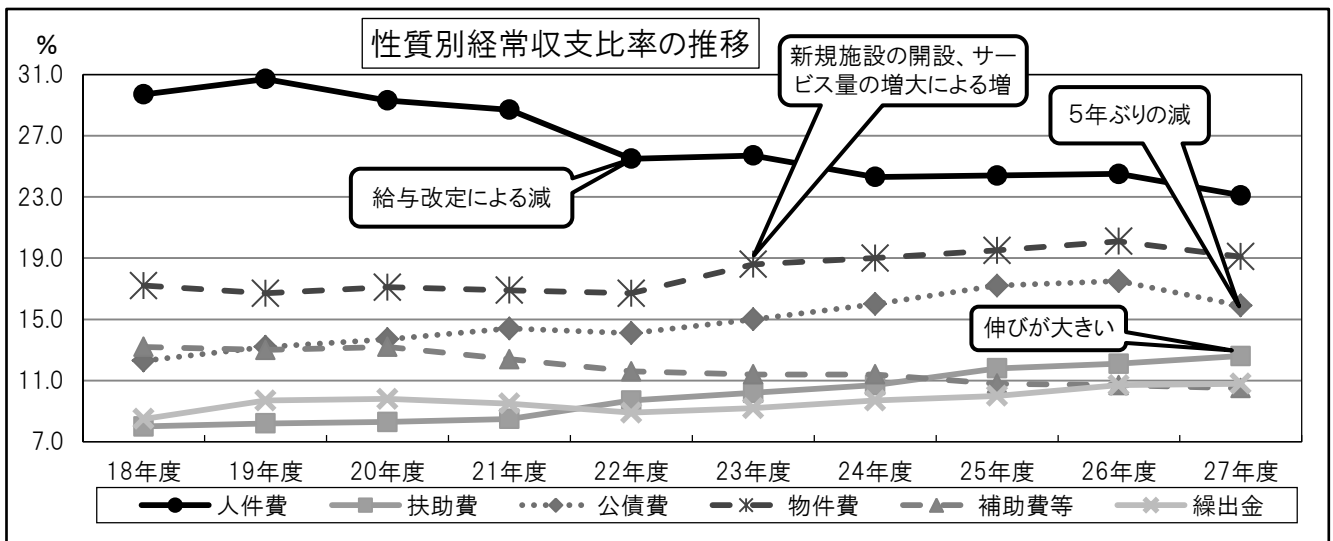
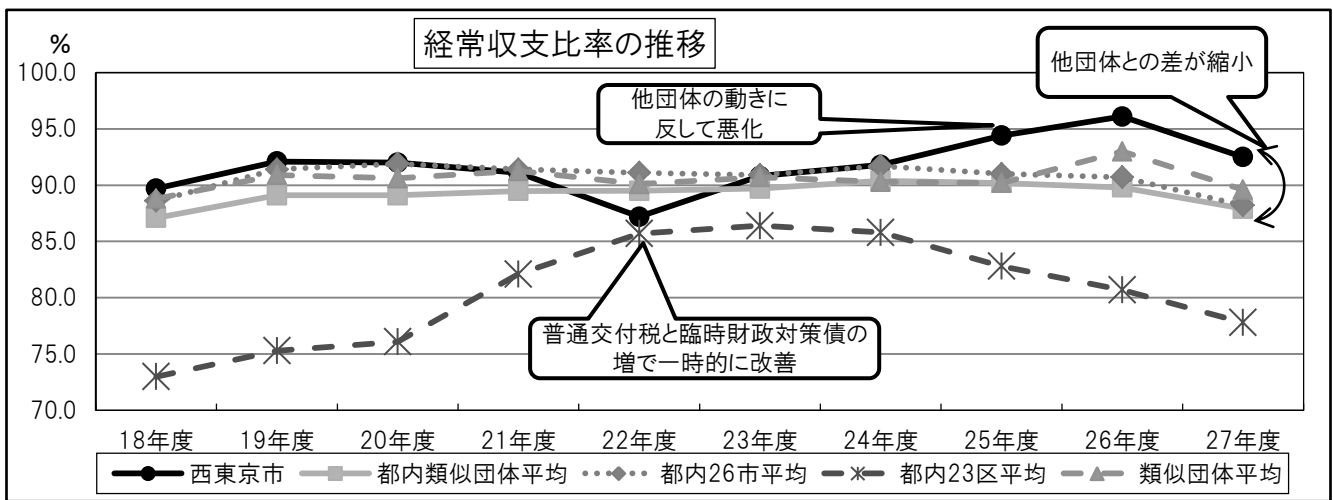
※類似団体平均は、平成23年度まではその年度の全国類似団体、平成24年度からは関東類似団体の加重平均値です。

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
分子:歳出 (経常経費充当一般財源等)	32,170	32,870	32,898	32,795	33,859	35,603	35,813	36,805	37,766	37,085
分母:歳入 (経常一般財源等+臨時財政対策債+減収補填債(特例分))	35,878	35,695	35,760	36,012	38,846	39,208	39,009	39,001	39,287	40,103

### ◎前年度比3.6ポイント減、5年ぶりに改善となりました

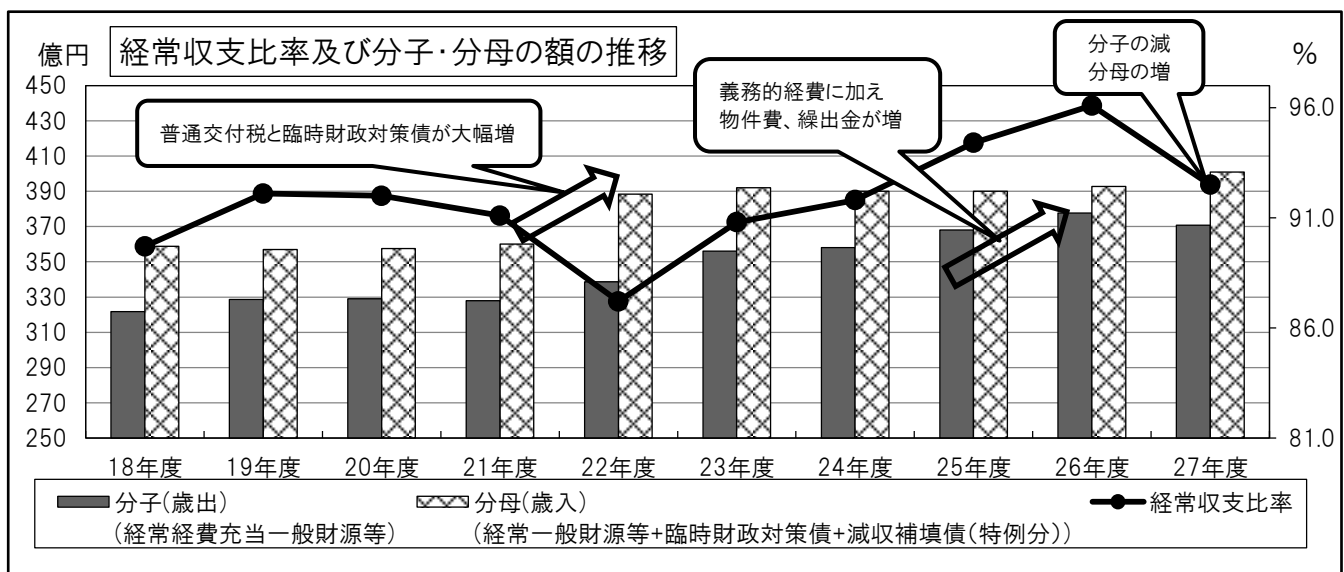
平成27年度の経常収支比率は92.5%となり、前年度に比べて3.6ポイント改善しました。これは、分子となる経常経費充当一般財源等が、障害福祉サービスや保育園関係の扶助費の増があったものの、公債費や人件費の減などにより対前年度比6億8,100万円・1.8%の減となった一方で、分母である経常一般財源等は、普通交付税や臨時財政対策債の減を、市税や地方消費税交付金の増が上回ったことなどから、前年度比8億1,600万円・2.1%の増となったことによります。都内類似団体との比較では、平均の87.9%を4.6ポイント上回る結果となりましたが、前年度よりも差が1.7ポイント縮小しました。



#### ◎性質別で見ると扶助費・繰出金は悪化しました

上のグラフを見ると、経常収支比率は、普通交付税・臨時財政対策債の増により一時的に改善した平成22年度を境に上昇傾向にありました。平成25年度には、他の団体が改善したのに反して悪化しましたが、これは、歳入における普通交付税の合併算定替の縮減や、歳出における公債費の増など、本市財政の特徴によるものと考えられます。平成27年度は前述のとおり、経常収支比率は5年ぶりに改善しました。

性質別経費ごとに見ると、扶助費が0.5ポイント、繰出金が0.1ポイント上昇しています。これは障害福祉関係の扶助費の増や、国民健康保険特別会計への繰出金の増などが影響しています。今後は、普通交付税の合併算定替が終了するなど、経常一般財源等の減要素もあるため、歳入面では市税などの自主財源の増収により分母を増やし、歳出面では義務的経費の動向に注視しつつ、サービスの見直しや公共施設の適正配置・有効活用の取組を進めることなどで物件費の圧縮を図り、財政構造の弾力性を増すことが必要です。





## 【経常収支比率の視点を変えた見方】

### <臨時財政対策債を除いてみると…>

通常、市の借金である市債は、臨時的な財源とされているため、経常収支比率の算定には含まれません。しかし、前述したとおり、臨時財政対策債は、本来は普通交付税として国が交付すべきお金の一部を市が借金をして負担しているものなので、普通交付税や市税などの経常一般財源等と同様に、経常収支比率の算定に含まれる財源とされています。本市では近年、臨時財政対策債の借入が多額に上っている状況が続いています。臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源ではあるものの、返済が必要な借金であることには変わりはないため、これを特別扱いせずに算定した経常収支比率を用いて、財政構造の弾力性を判断する必要があります。

(単位:%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
西 東 京 市	94.9	96.9	96.5	98.1	97.3	99.9	101.3	104.2	104.3	97.5
都 内 類 似 団 体 平 均	89.2	91.5	91.1	93.8	94.3	94.1	95.4	93.7	92.8	89.5
経常収支比率(西東京市)	89.7	92.1	92.0	91.1	87.2	90.8	91.8	94.4	96.1	92.5
経常収支比率(都内類似団平均)	87.1	89.1	89.1	89.5	89.5	89.7	90.4	90.2	89.8	87.9

※都内類似団体平均値は、各市から提出された数値などに基づき、本市が独自に試算したものです。

### ◎臨時財政対策債を除いた経常収支比率は前年度比6.8ポイント減となりました

臨時財政対策債を除いた経常収支比率の過去10年間の推移を見てみると、平成18年度から平成23年度までは増減を繰り返しながらも100%を下回ってきましたが、平成24年度から平成26年度まで3年連続で100%を上回るとともに増加しました。平成27年度は、前年度比6.8ポイント減の97.5%となり、4年ぶりに100%を下回りました。

### ◎経常収支比率と臨時財政対策債を除いた経常収支比率の差は5.0ポイントになりました

経常収支比率と臨時財政対策債を除いた経常収支比率の差は5.0ポイントとなり、前年度より3.2ポイント改善が図られましたが、その差は、都内類似団体平均の3.1倍になっています。これは、都内類似団体中4市が不交付団体であり、臨時財政対策債の借入を行っていない一方で、本市の臨時財政対策債借入額が多額に上っていることによるもので、他団体と比較した本市の借入額の大きさを表していますが、平成27年度は1億円の借入抑制をすることができました。

### <国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計への財源補填的な繰出金を加えてみると…>

国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計に対しては、毎年度一般会計から多額の財源補填が行われています。国民健康保険料は、平成26年度より毎年度、下水道使用料については平成23年10月に料金の見直しを行い、市民の皆様のご協力をいただいていたところですが、いまだに多額の財源補填は継続しています。この経費については、毎年度義務的・経常的に支出していかなければなりません。計算上、経常収支比率を算定する際の支出には含まれていません。本市では、これらの財源補填的な繰出金を経常収支比率に加算した『実質経常収支比率』を用いて、財政構造の弾力性を判断しています。

(単位:%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
西 東 京 市	101.3	102.3	100.9	101.2	97.3	99.1	99.6	101.8	102.6	98.6
都 内 類 似 団 体 平 均	93.2	95.6	94.5	94.9	97.5	97.3	96.9	96.8	95.8	93.5
経常収支比率(西東京市)	89.7	92.1	92.0	91.1	87.2	90.8	91.8	94.4	96.1	92.5
経常収支比率(都内類似団平均)	87.1	89.1	89.1	89.5	89.5	89.7	90.4	90.2	89.8	87.9

※都内類似団体平均値は、各市から提出された数値などに基づき、本市が独自に試算したものです。

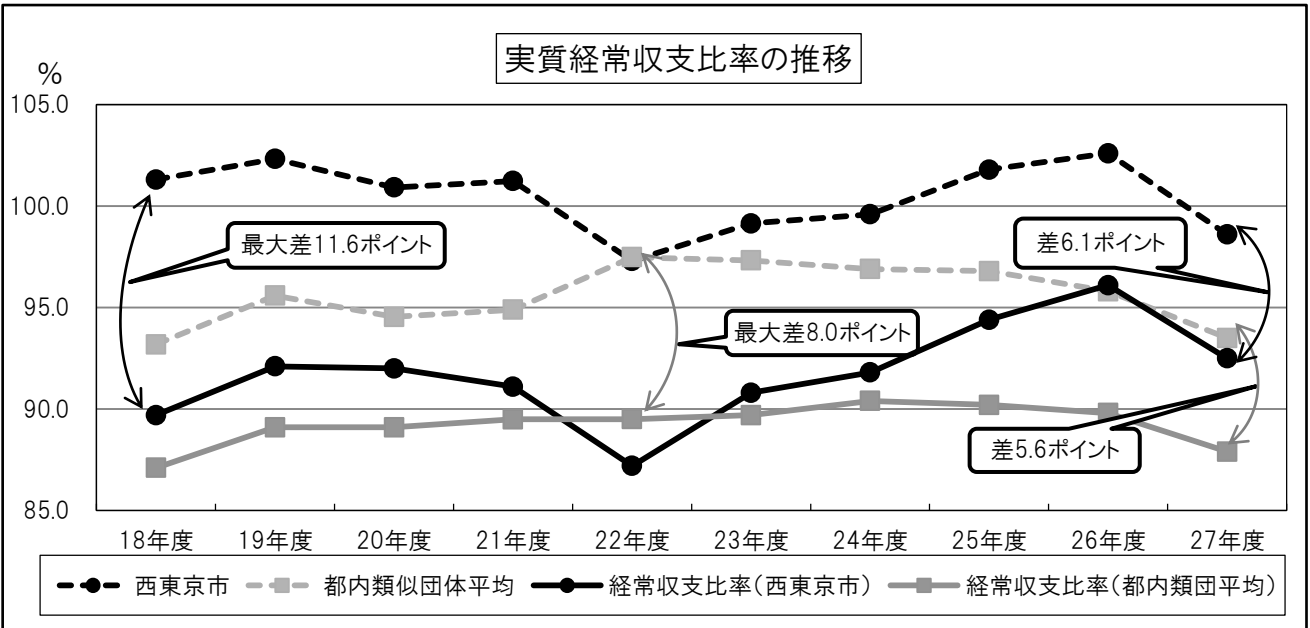
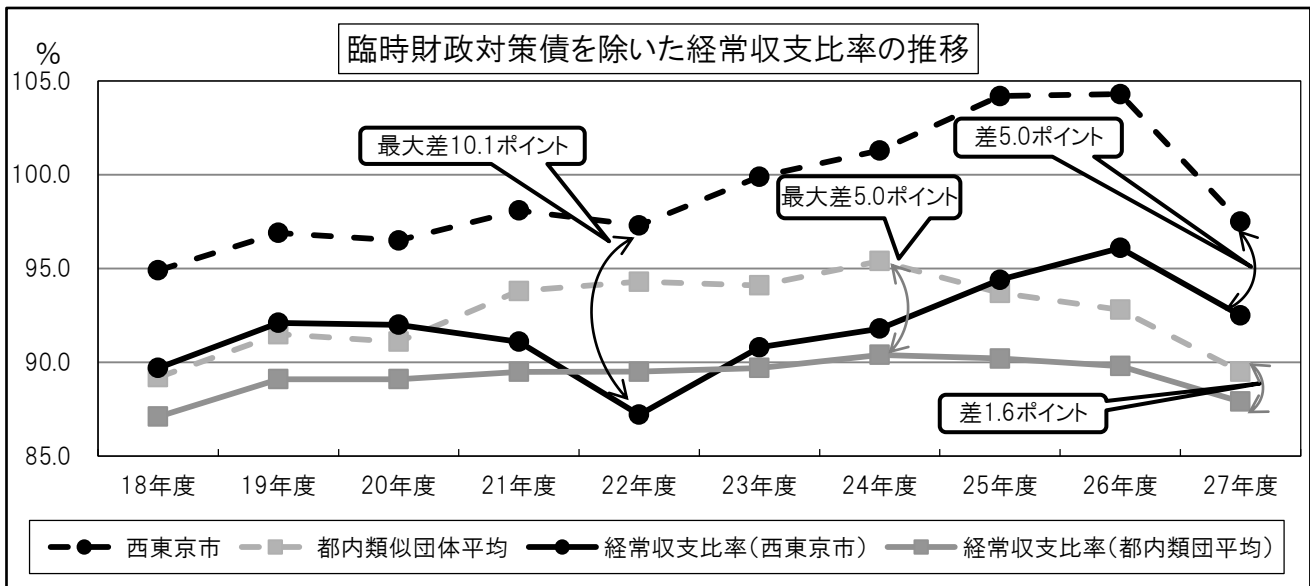
### ◎実質経常収支比率は前年度比4.0ポイント減となりました

過去10年間の推移を見てみると、平成18年度以降、実質経常収支比率は、連続して100%を超過してきましたが、平成22年度には、普通交付税や臨時財政対策債が増加した影響で、100%を下回りました。平成23年度以降、上昇傾向に転じましたが、平成24年度に下水道事業特別会計において使用料改定を実施した効果及び公債費の減少により、平成24年度までは100%を下回ってきました。平成25年度から2年連続で100%を超過しましたが、平成27年度は改善し、前年度比4.0ポイント減の98.6%となりました。

### ◎経常収支比率と実質経常収支比率の差は6.1ポイントになりました

経常収支比率と実質経常収支比率の差は6.1ポイントとなり、前年度から0.4ポイント改善が図られました。その差は、都内類似団体平均を上回っていますが、平成27年度は平成26年度と同じ0.5ポイント差となりました。





**◎持続可能で自立的な自治体経営に向けた取組が必要です**

経常収支比率と、臨時財政対策債を除いた経常収支比率の差が大きいことから、臨時財政対策債の借入額が、財政の弾力性に与える影響が大きいことがわかります。また、経常収支比率と実質経常収支比率の差は、他団体並みになってきているものの、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計への財源補填が財政を圧迫していることがわかります。したがって、引き続き安定的な自主財源の確保と、臨時財政対策債の借入抑制の検討や、特別会計の健全化に努め、持続可能で自立的な自治体経営に向けた取組が必要です。

～ちょっとブレイク～

**◎財政の硬直化ってなに？**

経常収支比率を家計に置き換えて、少し大まかな言い方をすれば、「毎年確実に入ってきて自由に使えるお金（自分の給料・家族の給料など・実家からの仕送り額）に対する、絶対に支払わなければならないお金（食費、医療費・教育費、住宅ローンなどの返済額）のほか、その他の生活費（光熱水費・税金など）と子どもへの仕送り額が占める割合」となります。

経常収支比率の適正水準は、一般的に70%から80%とされていますので、自由に使えるお金が100万円あった場合、絶対に支払わなければならないお金など70万円～80万円の状況であり、20万円～30万円が自由に使えることとなります。

一方、平成27年度本市では、自由に使えるお金が100万円あった場合、絶対に支払わなければならないお金などが92万5千円あり、自由に使えるお金が7万5千円しかないこととなります。これが財政の硬直化している状態です。

財政の弾力性を増すためには、自由に使えるお金を増やすか、絶対に支払わなければならないお金を減らすかのどちらかしかありません。



# 11 市債残高

## 普通会計の市債残高に占める臨時財政対策債の割合は、引き続き50%を超える水準で推移

市債残高とは、これまでに借り入れた市債(借金)の残高を言います。市債残高は、借入れた市債の元金のことで、利子は含めません。

(単位:百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
普通会計市債残高	50,906	50,155	50,633	52,435	56,444	57,243	56,893	55,941	54,335	57,428	55,840	54,057	51,367	
地方債区分別	減税補填債及び臨時税収補填債	8,324	7,634	6,914	6,164	5,390	4,605	3,811	3,007	2,193	1,862	1,524	1,181	899
	減収補填債				1,068	1,068	1,068	934	801	667	534	401	267	134
	臨時財政対策債	12,795	14,174	15,267	17,151	20,359	22,994	25,602	27,993	29,544	29,927	30,248	28,138	25,806
	合併特例債	16,774	16,817	17,785	17,046	18,190	16,303	14,214	11,774	9,362	6,951	4,528	2,796	1,507
	普通債	13,014	11,531	10,666	11,006	11,438	12,273	12,332	12,366	12,569	18,154	19,140	21,675	23,022
参考	交付税算入見込額	32,860	33,580	34,631	36,048	39,282	39,812	40,063	39,843	38,791	37,055	35,242	31,476	27,860
	交付税算入見込額を除いた市債残高	18,046	16,576	16,002	16,386	17,162	17,431	16,830	16,098	15,544	20,373	20,598	22,580	23,507
下水道事業会計市債残高	19,923	18,231	16,496	15,122	13,676	12,182	11,177	10,288	9,899	9,042	8,693	8,180	9,143	
駐車場事業会計市債残高	423	381	336	290	242	192	140	85	28	14				
再開発事業会計市債残高	184	253	69											
介護サービス事業会計市債残高	164	151	137	124	109	95	80	65	49	39	29	18	8	
市債残高合計	71,600	69,171	67,672	67,970	70,472	69,712	68,290	66,378	64,311	66,524	64,562	62,255	60,518	

※平成27年度までは決算額、平成28年度は決算見込額を反映し、平成29年度以降は総合計画(実施計画)から推計しています。  
 ※交付税算入見込額は、各年度の合併特例債残高の70%、臨時財政対策債残高、減税補填債及び臨時税収補填債残高の全額、減収補填債残高の75%のみを合計した推計値であり、各年度の実算入額とは異なります。

### ◎普通会計市債残高は前年度から、30億9,300万円増となりました

平成27年度末の普通会計市債残高は、574億2,800万円(前年度比30億9,300万円・5.7%増)となりました。また、公営企業会計も含めた市債残高は、665億2,400万円(前年度比22億1,300万円・3.4%増)となりました。

普通会計市債残高の内訳をしてみると、減税補填債及び臨時税収補填債、減収補填債、合併特例債の市債残高は減少し、臨時財政対策債、普通債の市債残高が増加しています。臨時財政対策債の市債残高は、平成27年度市債残高全体の52.1%を占めています。

### ◎普通会計市債残高に対する交付税算入見込額が多いのが特徴です

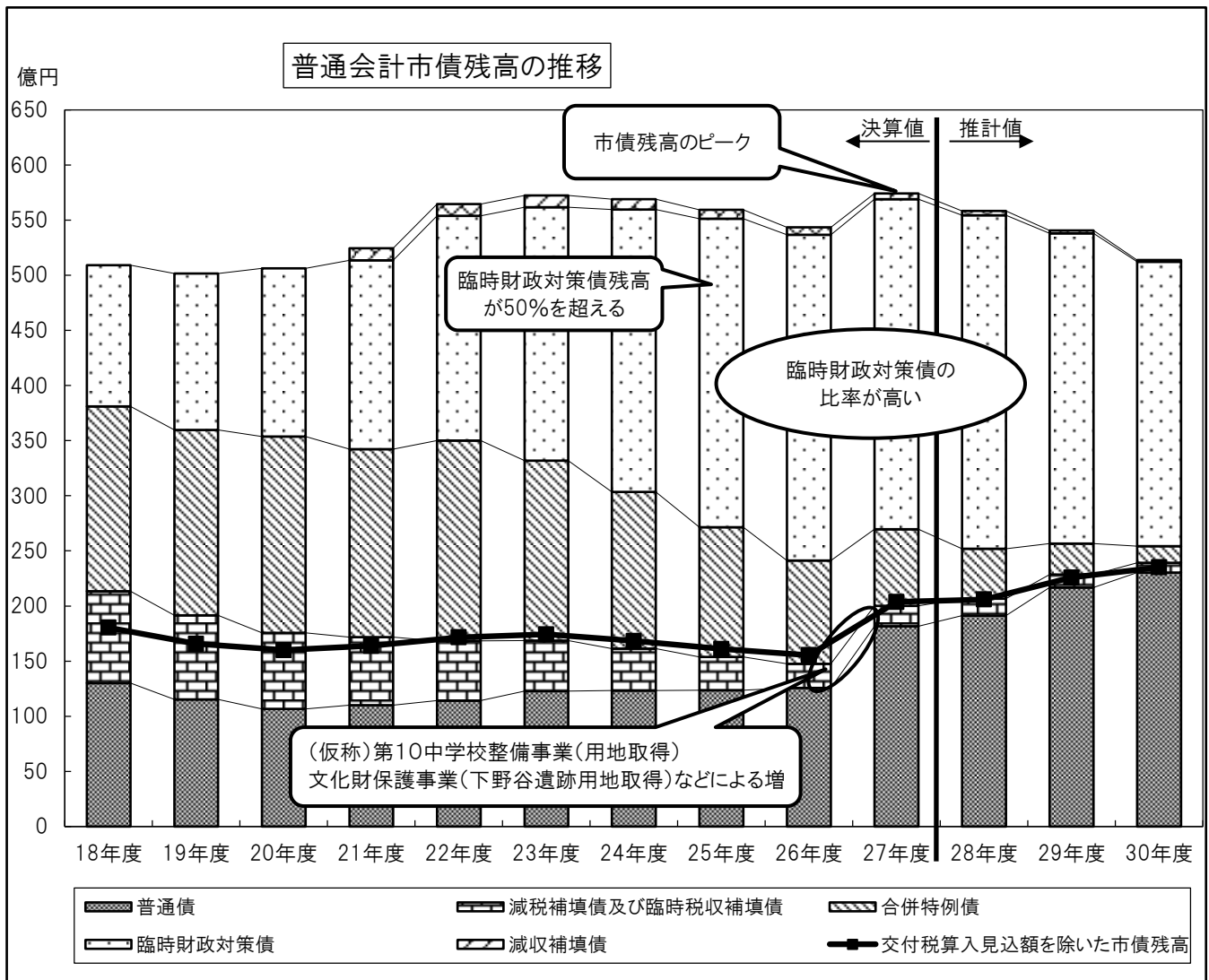
市債の償還に当たっては、国からの財政支援として、合併特例債では70%、減収補填債では75%、減税補填債や臨時財政対策債では100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。本市では、これらの市債残高が多いため、平成27年度ピーク時の普通会計市債残高約574億円に対して、交付税算入見込額を除いた市債残高は、約204億円となります。

### <平成27年度における類似団体との比較>

(単位:千円)

	西東京市	都内類似団体平均	関東類似団体平均
住民1人当たり普通会計市債残高	288.6	195.9	216.1
交付税算入見込額を除いた住民1人当たり普通会計市債残高	102.4	114.4	113.8

類似団体と比較すると、住民1人当たり市債残高は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を上回る数値を示していますが、交付税算入見込額を除いた住民1人当たり市債残高の推計値を見ると、都内類似団体平均、関東類似団体平均を下回ります。



### ◎市債残高は、今後の計画事業によって増減します

普通会計市債残高の推移を見ると、市債残高は平成24年度から減少に転じ、平成26年度まで3年連続で減少してきました。しかし、平成27年度は、(仮称)第10中学校や下野谷遺跡の用地取得を実施したため、市債残高はピークとなる約574億円まで増加しました。

地方債区分別では、合併特例債は平成23年度から減少し、今後も市債残高に占める割合は減少していきます。一方で、臨時財政対策債は、市債残高が年々増加し、平成25年度に普通会計の市債残高に占める割合が50%を超え、平成27年度も引き続き50%を超える水準となりました。

～ちょっとブレイク～

#### ◎債務償還能力を測る考え方

一般家庭ではローンの返済期間が重要な問題になりますが、本市は、債務を何年間で返済可能なのでしょうか。

地方公共団体の財務状況を把握・分析する目的で、債務償還能力を表す指標の一つが債務償還可能年数です。一会計期間における地方公共団体の行政活動に伴う現金などの資金の流れを記録したキャッシュ・フロー計算書を活用しているのが特徴です。

本市では、総務省方式で作成している資金収支計算書を用いて、市債残高が経常的な収支の何年分に当たるかを債務償還年数として算出し、行財政改革における指標として用いています。

平成27年度決算では10.2年ですが、平成30年度には、9年以内とすることを目標としています。



## 12 基金

### 財政調整基金の残高は引き続き目標を達成

基金は、一般家庭(家計)に例えると、収入減や病気など不測の事態に備えるためや、家や車などを購入するといった特定の目的のために積み立てている「貯金」に当たるものです。

#### <各年度末現在高>

(単位:百万円、%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		目的等	
										積立額	取崩額		
積立基金	3,843	3,409	3,794	3,387	4,163	4,055	3,973	3,979	3,847	1,020	853	4,014	年度間の財源調整機能
職員退職手当基金	1,833	1,125	878	589	488	200	200	272	142	0		142	職員の退職手当の支払い
まちづくり整備基金	4,000	3,294	3,014	3,048	2,673	3,453	2,945	2,799	2,279	480	923	1,836	公共施設の整備及び事業の推進
振興基金	77	72	65	56	41	32	28	28	23	1		24	市民の連帯の強化及び地域振興
文化芸術振興基金	—	—	—	—	—	—	104	104	104	0		104	文化芸術の振興
地域福祉基金	573	526	552	481	489	578	591	606	469	246	300	415	総合的な地域福祉の推進
みどり基金	—	—	—	—	—	481	491	459	414	131	51	494	緑化事業の推進
庁舎整備基金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	267	0	267	庁舎及びその用地の整備
罹災救助基金	8	8	9	9	9	9	9	9	9	0		9	罹災救助
奨学金基金	—	—	100	100	100	100	100	100	100	0		100	奨学金支給
スポーツ振興基金	—	—	—	91	98	101	96	84	87	3		90	スポーツの振興
中小企業従業員退職金等共済基金	101	176	219	284	271	261	202	0	—	—	—	—	平成26年度に廃止
不況対策基金	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	平成19年度に廃止
保谷駅南口市街地開発事業基金	264	160	419	109	551	0	—	—	—	—	—	—	平成23年度に廃止
小計	6,857	5,362	5,255	4,768	4,719	5,214	4,767	4,462	3,895	862	1,274	3,483	
積立基金合計	10,700	8,771	9,049	8,155	8,882	9,269	8,740	8,441	7,742	1,882	2,127	7,497	
定額運用基金	612	613	514	430	430	430	430	431	431	0		431	土地開発基金
合計	11,312	9,384	9,563	8,585	9,312	9,699	9,170	8,871	8,172	1,882	2,127	7,927	
財政調整基金現在高比率	11.7	10.2	11.2	10.0	11.1	10.5	10.2	10.3	10.0	—	—	10.4	

※定額運用基金であった奨学金基金は平成20年4月1日より、スポーツ振興基金は平成21年4月1日より特定目的基金に移行しました。

#### ◎基金残高は前年度より2億4,500万円減となりました

平成27年度末の積立基金の基金残高は、前年度末から2億4,500万円・3.2%減の74億9,700万円、定額運用基金の基金残高は、4億3,100万円となり、基金全体では2億4,500万円・3.0%減の79億2,700万円となりました。

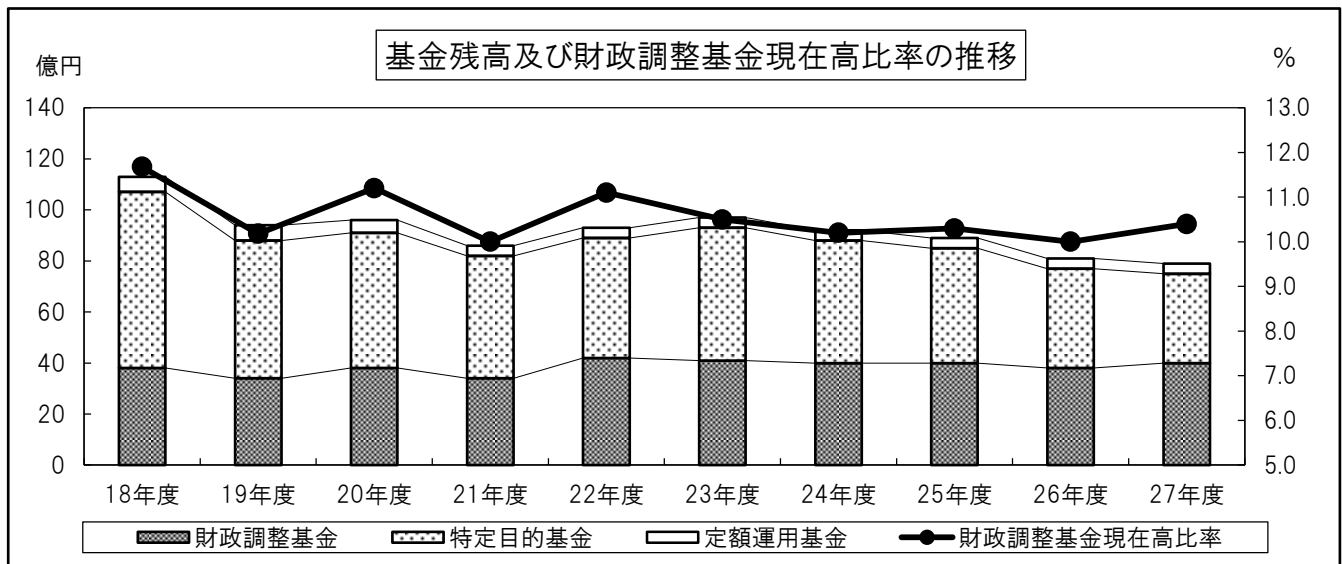
平成27年度は、継続して行っている都市計画道路などの整備に加え、(仮称)第10中学校や下野谷遺跡の用地取得などにより、まちづくり整備基金残高が減少しました。一方で、みどり基金は、継続して行っている下保谷四丁目特別緑地の用地取得に加え、(仮称)ひばりが丘三丁目緑道公園の用地取得に活用しましたが、人にやさしいまちづくり条例による寄附金が増加したことから、基金残高は増加しました。

#### <平成27年度における、類似団体との比較>

(単位:千円、%)

	西東京市	都内類似団体平均	関東類似団体平均
住民1人あたり残高			
財政調整基金	20.2	23.4	25.4
特定目的基金	17.5	44.8	32.9
定額運用基金	2.2	7.7	6.5
合計	39.8	75.9	64.8
財政調整基金現在高比率	10.4	11.8	13.6

住民1人あたり財政調整基金残高は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を下回っています。また、特定目的基金については、公共施設整備や道路整備事業などの進捗に伴い、まちづくり整備基金を取り崩してきたことなどから、住民1人あたり特定目的基金残高は、都内類似団体平均、関東類似団体平均を下回っています。



**<各年度財政調整基金の状況>**

(単位:百万円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
当初予算	積立額	1	1	1	1	1
	取崩額	1,233	1,988	1,664	1,978	1,971
	年度末残高	2,018	1,326	1,281	1,488	1,587
最終予算	積立額	592	622	906	969	1,020
	取崩額	1,441	1,733	1,413	1,390	1,148
	年度末残高	3,314	2,944	3,466	3,557	3,719
決算	積立額	591	622	906	968	1,020
	取崩額	700	704	900	1,100	853
	年度末残高	4,055	3,973	3,979	3,847	4,014



**◎財政調整基金残高は引き続き目標を達成し、40億円台を確保しました**

財政調整基金は、年度間の財源調整のための貴重な基金で、行財政改革大綱においても基金残高として標準財政規模の10%を目標としています。

平成27年度の財政調整基金残高は、補正予算を合わせて、11億4,800万円の取崩しを予算計上したものの、目標を踏まえた財政運営に努めた結果、2億9,500万円の取崩しを留保し、決算では標準財政規模の10.4%である40億1,400万円となり、4年ぶりに40億円台を確保しました。

**◎当初予算における財政調整基金残高の確保が課題です**

各年度の財政調整基金の状況を見ると、当初予算では多額の取崩しを計上せざるを得ない厳しい状況が続いていることがわかります。現段階では、前年度の決算を踏まえた積立額の確保とその後の適切な執行管理により、財政調整基金残高を確保していますが、決して望ましい状況ではありません。安定した市政運営を行うためにも、当初予算の段階から財政調整基金残高を確保していくことが大きな課題です。

~ちょっとブレイク~

**◎貯金はいくらあればいいの??**

私たちの日々の暮らしにおいては、貯金が多ければ生活にも気持ちにもゆとりが生まれてきます。市財政においても、貯金にあたる「基金」の額が多いに越したことはないと思えますが、はたしてそうなのでしょうか?

基金は、安定的な市民サービスを行うための財源として設けているため、貯蓄を増やすことだけに専念して、日々の市民サービスがおろそかになってはなりません。一定額の基金が確保されていれば、貯蓄に回さずに、行政サービスの充実を行い、市民に還元するべきという考え方もあります。

また、財政調整基金のようにどの自治体も設置している基金で、使い道が定められていないものがある一方で、特定目的基金と定額運用基金は、共に使い道が定められており、各自治体の政策により基金の目的が異なる場合があるため、自治体間でその多寡を単純に比較しにくい性格を持ち合わせています。

つまり、全体的な基金残高の増減が即「財政状況が豊かである」、あるいは「財政状況が苦しい」ことを意味するとは限らないのです。どのような理由で、どの基金が増減したのかについても、着目する必要があります。



## 13 行財政改革の取組

### 第4次行財政改革大綱に基づき 自立した行財政基盤の確立を目指す

#### 【今後の財政見通し】

これまで本市では、合併に伴う国や都からの特例的な財政支援により、公共施設の整備・改修や交通網の整備など、まちづくりに取り組んできましたが、こうした財政支援は平成27年度で終了しました。

今後の財政見通しは、歳入面では、普通交付税の減額が想定される一方、市税収入については景気回復による伸びが期待されるものの、税制改正や景気動向など先行き不透明な面も多く、決して楽観視できる状況ではありません。

また、歳出面では、公債費が平成26年度をピークに減少に転じているものの、待機児童対策や社会保障関係経費等の増加に加え、公共施設等の更新需要などの増加が見込まれることから、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられます。

さらに、本市の人口は、将来推計によると平成32年度までは増加を見込んでいますが、その後減少に転じるとともに、生産年齢人口の減少や高齢者人口の増加など、行政運営上の大きな転換期が予測されることから、これまで以上に財政のスリム化・効率化を図るとともに、計画的で適正な行政サービスを検討し、健全で持続可能な自治体経営を目指す必要があります。

#### 【行財政改革の役割は、必要とされる市民サービスを確実に提供できる体制を整えること】

平成26年3月に策定した「第4次行財政改革大綱」では、基本方針として「経営の発想に基づいた将来への備え」、「選択と集中による適正な行政資源の配分」、「効果的なサービス提供の仕組みづくり」、「安定的な自主財源の確保」の4つの視点を設定し、目指すべき将来像として「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」を掲げ、10年間の行財政改革の取組として、14の推進項目、95の実施項目を設定しました。また、社会経済情勢の変化や新たな課題へ対応するため、毎年度アクションプランを見直し、行財政改革に向けた取組の機動性・柔軟性を確保することとしました。

平成27年度の行財政改革は、全96項目からなるアクションプランを策定し、予算編成業務改革、特別会計の健全化、街路灯のLED化の推進、補助金・負担金等の適正化と財政支援団体の見直し、民間活力の活用促進など多岐に渡って取組を進めたことにより、一定の経費削減効果を生み出すに至りました。

加えて、合併以来の最大の積み残し課題である公共施設の適正配置・有効活用については、国からの要請に基づき、長期的視点から人口や財政の見通しを立てるとともに、公共施設・インフラ(公共施設等)の現状や課題を把握し、これまでの取組を踏まえながら、「公共施設等マネジメント基本方針」を策定し、今後の市の公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示しました。今後は、本方針に基づき、公共施設の方向性を「総量抑制」とし、施設の適正配置・有効活用による市民の安全・安心の確保と市民サービスの維持・向上に努めるとともに、インフラについては、計画的な整備や長寿命化・耐震化による効果的かつ効率的な管理を実施します。

今後も、人口減少や高齢化社会の進展を見据え、中長期的な視点から、過度な将来負担を生じることのない行政運営を行い、第2次総合計画が目指すまちづくりの実現を目指します。



## 【第4次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン)で掲げている評価指標】

今後、目指すべき中長期的な行財政運営の持続可能性や安定性、改革の進捗及び達成状況を総合的に判断するため、第4次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン)では、6つの財政指標を評価指標として設定しています。各指標には目標を設定していますが、今後、さらなる財政状況の厳しさが見込まれる中、右肩上がりの改善を追及すること以上に、市民サービスへの還元と、弾力的な財政運営が可能な水準のバランスを保つことが重要と考えています。

以下に、評価指標の種類と考え方、その目標設定と平成27年度決算を踏まえた状況を紹介します。

※基礎的財政収支及び市債現在高倍率については、臨時財政対策債を考慮した計算式によって算出しています。

### ① 経常収支比率

〈考え方〉

経常一般財源に占める経常経費充当一般財源等の割合

〈目標〉

平成30年度:90%を越えない範囲を目指す。  
 ※100%を越えない範囲を目指す。  
 平成35年度:90%を超えない範囲を維持する。  
 ※100%を超えない範囲を維持する。

(単位:%)

平成27年度決算	
経常収支比率	※臨時財政対策債等を加えない場合
92.5	97.5

### ② 実質経常収支比率

〈考え方〉

経常収支比率算定の際に、国民健康保険特別会計と下水道事業特別会計に対する財源補てん的な繰出金の影響を加えたもの

〈目標〉

平成30年度:96%を越えない範囲を目指す。  
 ※106%を越えない範囲を目指す。  
 平成35年度:96%を超えない範囲を維持する。  
 ※106%を超えない範囲を維持する。

(単位:%)

平成27年度決算	
実質経常収支比率	※臨時財政対策債等を加えない場合
98.6	103.9

※経常収支比率及び実質経常収支比率における臨時財政対策債等を加えない場合の数値目標は、平成29年度以降も臨時財政対策債が継続された場合の臨時財政対策債を加えない目標数値です。

### ③ 基礎的財政収支

〈考え方〉

歳入・歳出決算額から市債発行額と元利償還金の影響等を取り除いた収支

(歳入決算額－繰越金－市債発行額－財政調整基金取崩額)－(歳出決算額－元利償還金－財政調整基金積立額)

〈目標〉

平成30年度・平成35年度:黒字を継続する。  
 (単位:百万円)

平成27年度決算	△ 2,140
----------	---------

### ④ 市債現在高倍率

〈考え方〉

標準財政規模に占める市債現在高の割合

市債現在高÷標準財政規模×100

〈目標〉 平成30年度:135%以下を目指す。  
 平成35年度:125%以下を目指す。

(単位:%)

平成27年度決算	149.1
----------	-------

### ⑤ 財政調整基金現在高比率

〈考え方〉

標準財政規模に占める財政調整基金残高の割合

財政調整基金残高÷標準財政規模×100

〈目標〉

平成30年度・平成35年度:  
 10%を下回らない範囲を維持する。  
 (単位:%)

平成27年度決算	10.4
----------	------

### ⑥ 債務償還可能年数

〈考え方〉

市債残高を経常的に確保できる資金で返済した場合に完済までに要する年数

市債現在高÷経常的収支額(経常的収支額に含まれる市債と基金取崩額を除く)

〈目標〉

平成30年度:9年以内を目指す。  
 平成35年度:9年以内を維持する。

(単位:年)

平成27年度決算	10.2
----------	------

～ちょっとブレイク～

### ◎どうして「受益者負担」が必要なの？

市役所が提供している様々なサービスは、その大部分をみなさんに納めていただいている税金で賄っています。そのため、サービスの多くは、無料で受けることができますが、なかには、税金とは別に料金が必要なものもあります。なぜでしょう？

サービスには、例えば、道路など日常生活に誰もが必要で、そのうえ、民間企業では提供されにくいサービスもあれば、逆に、駐車場やテニスコートの運営などのように、利用する人とそうでない人との差が大きく、また、民間企業でも同じようなサービスを提供しているものまで幅広くあります。後者のようなサービスもまちづくりには必要なサービスですが、それをすべて税金で賄うには、利用する人とそうでない人との間で不公平が生じることになります。また、無料という意識から、必要以上にサービスの量が増えて、それを支えるために、必要な税金も多大になり、その結果、税金の負担が増えたり、ほかのサービスの提供に支障をきたしたりということにもつながっていきます。

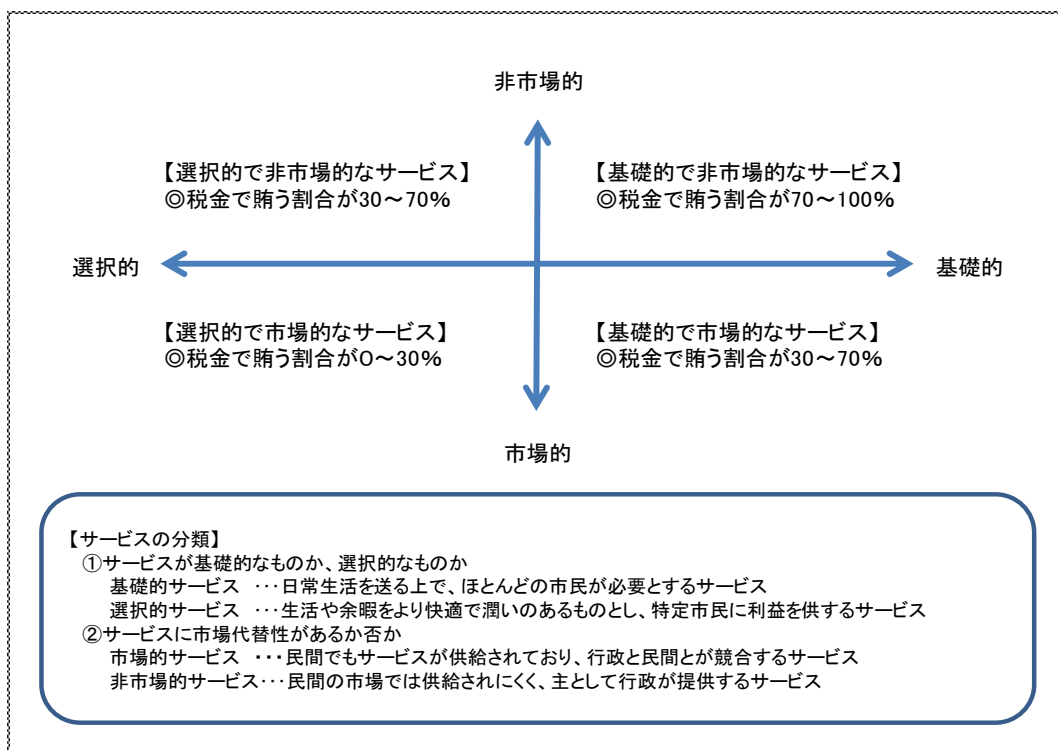


そこで、多くの自治体では、特定のサービス利用に税負担とは別の料金を設定しています。これを「受益者負担」と呼んでいます。

それでは、料金をいくらぐらいにするかを、どのように決めていると思いますか？

本市では、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」を定めて、次のような考えに基づいて、「税金で負担する割合と料金で負担する割合(受益者負担の割合)」を設定しています。

また、第4次行財政改革大綱の基本方針でも、市民負担の公益性や効率的な事務事業の遂行の観点から、取組の一つに「受益者負担の適正化」を掲げています。





## 【参考資料】

平成27年度 決算状況(暫定)		団体コード	132292	市町村類型	IV-1
		団体名	西東京市	27年度交付税種地区分	II-10
人	口	指定団体等の状況	事務の共同処理の状況	指 数 等	
国調	27年 199,823 人 増減率(27年/22年) 1.7 %	過疎山村離島不交付 首都圏近郊整備既成市街地 広域行政圏	<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 柳泉園組合	基準財政需要額	28,484,266千円
住民基本台帳	28.1.1 198,974 人 対前年度増減率 0.4 % (参考)65才以上人口 46,465 人 28.1.1	面積 15.75 k㎡	<その他> 東京市町村総合事務組合 多摩六都科学館組合 昭和病院企業団 東京都後期高齢者医療広域連合	基準財政収入額	25,680,344千円
決算収支の状況(千円)		平成27年度	平成26年度	標準財政規模	38,509,636千円
1. 歳入総額 A	75,832,435	68,528,907	うち臨時財政対策債発行可能額	2,150,099千円	
2. 歳出総額 B	74,178,084	67,100,090	財政力指数	0.888 単年度(0.902)	
3. 歳入歳出差引額 (A-B) C	1,654,351	1,428,817	実質収支比率	3.7 %	
4. 翌年度へ繰り越すべき財源 D	217,960	19,401	公債費負担比率	13.6 %	
5. 実質収支 (C-D) E	1,436,391	1,409,416	経常収支比率	92.5 %	
6. 単年度収支 F	26,975	△ 98,443	地方債現在高 A (特定資金公共投資事業債除く)	57,428,278千円	
7. 積立金 G	1,019,912	968,489	債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	7,516,154千円	
8. 繰上償還額 H	0	0	積立金現在高 C (うち財政調整基金)	7,496,509千円 (4,013,972)	
9. 積立金取崩額 I	853,000	1,100,000	将来にわたる財政負担 A + B - C	57,447,923千円	
10. 実質単年度収支 (F+G+H-I) J	193,887	△ 229,954	積立基金取崩額	2,127,000千円	
				収益事業収入	0千円
				健全化判断比率※	
				実質赤字比率	- (11.50) %
				連結実質赤字比率	- (16.50) %
				実質公債費比率	0.0 (25.00) %
				将来負担比率	24.8 (350.00) %

一 般 職 員 ( 28. 4. 1 現在 )					特 別 職 等 ( 28. 4. 1 現在 )		
区 分	職 員 数 A	4月分給料支払総額 B 千円	1人当り支給月額 B/A 円	区 分	改定実施年月日	1人当り平均給料(報酬)月額 円	
一 般 職 員	939	298,639	318,039	市 町 村 長	27.10.1	990,000	
うち技能労務職	88	29,772	338,318	副 市 町 村 長	27.10.1	877,000	
教 育 公 務 員	4	1,793	448,250	教 育 長	27.10.1	778,000	
消 防 職 員	0	0	0				
臨 時 職 員	0	0	0				
合 計	943	300,432	318,591	議 長	27.10.1	627,000	
				副 議 長	27.10.1	561,000	
				議 員	27.10.1	528,000	
				議 員 定 数 ( 28 人 )			
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用	実 質 収 支 額 千 円	普 通 会 計 か ら の 繰 入 金 千 円	職 員 数 人		
	国民健康保険(事業勘定)		277,407	2,895,686	20	加 入 世 帯 数	31,454世帯
	介護保険(保険事業勘定)		229,018	2,253,596	24	被 保 険 者 数	48,776 人
	後期高齢者医療		54,652	410,642	6	1 世 帯 当 り 保 険 税 調 定 額	140,681 円
	下水道事業	無	31,991	700,000	10	被 保 険 者 1 人 当 り 保 険 税 調 定 額	90,721 円
	駐車場事業	無	25,497	0	0	被 保 険 者 1 人 当 り 費 用	473,158 円
	介護サービス事業(その他の企業)	無	0	149,108	1	保 険 税 ( 料 )	4,381,076千円
						保 険 給 付 費	13,292,812千円
						後 期 高 齢 者 支 援 金 等	2,719,333千円
						前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,847千円
						介 護 給 付 費 納 付 金	1,111,170千円

※()書きは、早期健全化基準である。

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決 算 額 千円	構成比 %	経 常 一 般 財 源 等 千円	構成比 %	区 分	決 算 額 千円	構成比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円	経 常 経 費 充 当 一 財 等 千円	経 常 収 支 比 率 %
地 方 税	31,419,055	41.4	29,021,942	76.3	人 件 費	9,999,745	13.5	9,354,988	9,250,078	23.1
地 方 譲 与 税	264,377	0.4	264,377	0.7	うち職員給	6,232,264	8.4	5,811,683	5,795,863	14.5
利 子 割 交 付 金	218,480	0.3	218,480	0.6	扶 助 費	18,956,333	25.6	5,059,438	5,059,428	12.6
配 当 割 交 付 金	262,196	0.4	262,196	0.7	公 債 費	6,369,649	8.6	6,369,649	6,369,649	15.9
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	257,929	0.3	257,929	0.7	元 利 償 還 金	6,369,148	8.6	6,369,148	6,369,148	15.9
地 方 消 費 税 交 付 金	4,263,330	5.6	4,263,330	11.2	一時借入金利息	501	0.0	501	501	0.0
ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	小 計	35,325,727	47.7	20,784,075	20,679,155	51.6
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	物 件 費	11,290,820	15.2	9,023,586	7,643,362	19.1
軽 油 引 取 税・自 動 車 取 得 税 交 付 金	118,673	0.2	118,673	0.3	維 持 補 修 費	210,147	0.3	205,599	205,599	0.5
地 方 特 例 交 付 金	138,698	0.2	138,698	0.4	補 助 費 等	7,372,130	9.9	5,488,387	4,228,231	10.5
地 方 交 付 税	3,697,286	4.9	3,327,622	8.7	積 立 金	1,881,472	2.5	1,716,109		
普 通	3,327,622	4.4	3,327,622	8.7	投 資 及 び 出 資 金・貸 付 金	3,600	0.0	0	0	0.0
特 別	369,664	0.5			繰 出 金	7,889,631	10.6	6,876,403	4,328,299	10.8
震 災 復 興 特 別	0	0.0			前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0		
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,486	0.0	19,486	0.0	投 資 的 経 費	10,204,557	13.8	986,848		
国 有 養 老 院 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	0	0.0	0	0.0	うち人件費	73,969	0.1	73,969		
小 計	40,659,510	53.7	37,892,733	99.6	普 通 建 設 事 業 費	10,204,557	13.8	986,848		
分 担 金・負 担 金	604,409	0.8	0	0.0	補 助	1,603,683	2.2	163,892		
使 用 料	577,346	0.8	123,412	0.3	単 独	8,600,874	11.6	822,956		
手 数 料	411,556	0.5	0	0.0	そ の 他	0	0.0	0		
国 庫 支 出 金	11,540,846	15.2			災 害 復 旧 事 業 費	0	0.0	0		
都 支 出 金	8,371,845	11.0			失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0		
財 産 収 入	324,005	0.4	35,422	0.1	合 計	74,178,084	100.0	45,081,007		
寄 附 金	160,284	0.2								
繰 入 金	2,425,647	3.2								
繰 越 金	1,428,717	1.9								
諸 収 入	426,271	0.6	1,153	0.0						
地 方 債	8,901,999	11.7								
うち減収補填債特例分	( 0 )	( 0.0 )								
うち臨時財政対策債	( 2,050,099 )	( 2.7 )								
合 計	75,832,435	100.0	38,052,720	100.0						
市 町 村 税					目 的 別 歳 出					
区 分	決 算 額 千円	構成比 %	増 減 率 %	基 準 税 額 × 100 75 千円	超 過 課 税 分 収 入 済 額 千円	区 分	決 算 額 千円	構成比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円	
市 町 村 民 税	14,615,038	46.5	1.5	14,430,031	0	議 会 費	504,087	0.7	502,805	
個 人 分	14,615,038	46.5	1.5	14,430,031	0	総 務 費	7,010,206	9.4	5,947,950	
法 人 分	1,873,076	6.0	9.1	1,460,083	197,510	民 生 費	34,615,303	46.7	17,821,492	
固 定 資 産 税	11,426,315	36.4	1.1	11,258,957	0	衛 生 費	5,229,287	7.0	3,972,339	
軽 自 動 車 税	84,890	0.3	2.3	84,891	0	労 働 費	358,591	0.5	333,128	
市 町 村 た ば こ 税	1,022,623	3.2	△ 1.1	982,553		農 林 水 産 業 費	93,461	0.1	72,161	
鉱 産 税	0	0.0	0.0	0		商 工 費	347,809	0.5	320,014	
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0.0	0		土 木 費	5,630,705	7.6	2,318,265	
法 定 外 普 通 税	0	0.0	0.0	0		消 防 費	2,416,087	3.3	1,834,993	
目 的 的 税	2,397,113	7.6	△ 6.6	0	0	教 育 費	11,602,899	15.6	5,588,211	
入 湯 税	0	0.0	0.0	0	0	災 害 復 旧 費	0	0.0	0	
事 業 所 税	0	0.0	0.0	0	0	公 債 費	6,369,649	8.6	6,369,649	
都 市 計 画 税	2,397,113	7.6	△ 6.6	0	0	諸 支 出 金	0	0.0	0	
法 定 外 目 的 的 税	0	0.0	0.0	0	0	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0	
旧 法 に よ る 税	0	0.0	0.0	0	0	合 計	74,178,084	100.0	45,081,007	
合 計	31,419,055	100.0	1.0	28,216,515	197,510					
納 税 義 務 者 数					徴 収 率					
平成 27 年 度 大 規 模 事 業 (単 位 : 百 万 円)					現 年 課 税 分					
(仮称) 第 10 中 学 校 整 備 事 業 費					滞 納 繰 越 分					
都市 計 画 道 路 3・4・21 号 線 整 備 事 業					合 計					
文 化 財 保 護 事 業 費					%					
(仮称) ひばりが丘 三 丁 目 緑 道 公 園 整 備 事 業					%					
耐 震 改 修 等 事 業					%					
小 学 校 校 舎 等 大 規 模 改 造 事 業					%					
小 学 校 施 設 改 修 事 業					%					
下 保 谷 四 丁 目 特 別 緑 地 保 全 事 業					%					
文 化 施 設 改 修 事 業					%					
道 路 新 設 改 良 事 業					%					
西 東 京 都 市 計 画 道 路 3・2・6 号 線 関 連 雨 水 管 整 備 費 負 担 金					%					
都 市 計 画 道 路 3・5・10 号 線 整 備 事 業 費					%					
中 学 校 施 設 改 修 事 業					%					
96,124 人					%					
法 人 税 割					%					
3,993 人					%					
市 町 村 税 合 計					99.1					
(徴 収 猶 予 分 除 く)					( 99.1 )					
市 町 村 民 税					35.0					
純 固 定 資 産 税					98.8					
国民 健 康 保 険 税 (料)					99.3					
					49.8					
					90.8					
					34.5					
					80.0					

◎合併特例債の借入実績と元利償還額

(単位:千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
北原児童館の建替					123,700							123,700
ひばりが丘児童センターの建替								19,800	129,300	397,500		546,600
下保谷児童センターの建替								15,800	98,390	632,300		746,490
みどり保育園の建替					172,900							172,900
田無保育園の建替						158,900						158,900
西原保育園等の建替								282,400				282,400
すみよし保育園の建替										164,100		164,100
住吉福祉会館建替等事業						180,800	452,400	108,000				741,200
小学校校舎等大規模改造事業		144,800	106,400	153,700								404,900
小学校耐震補強事業	53,800	66,700	36,600									157,100
けやき小学校建設事業	104,700	848,900	1,621,200									2,574,800
中学校校舎等大規模改造事業	64,200	49,300			67,300							180,800
中学校耐震補強事業				65,800	29,300							95,100
青嵐中学校校舎等建替				259,900	389,000	2,088,100	109,900					2,846,900
保谷駅前公民館・図書館の整備							94,100	692,100				786,200
南町スポーツ・文化交流センターの建替				102,900	498,900							601,800
障害者総合支援センターの建設									215,300	305,300		520,600
下保谷福祉会館の建替								8,100	52,610	288,400		349,110
西東京いこいの森公園の整備	3,667,000	2,018,900	387,000	298,100								6,371,000
公園広場の整備(生産緑地の保全)					428,300	50,900		871,300	106,400	574,100		2,031,000
エコプラザ西東京の建設				962,200		95,000	260,400					1,317,600
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進 (ひばりヶ丘駅南口地区)						457,400		33,900				491,300
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくり推進 (西3・4・21号線の整備)								31,500	183,200	492,000	37,600	744,300
都市計画道路の整備(西3・4・15号線)	551,400	463,200	33,400	38,300	76,000	65,600	52,500		22,500	13,400	80,300	1,396,600
地域防災無線の増設工事	107,600											107,600
防災行政無線の整備				146,100								146,100
田無庁舎敷地整備事業		173,600										173,600
市道の整備(市道2338号線)	185,600	127,000	46,500									359,100
田無駅南口景観整備事業	72,300											72,300
上向台地区会館の建設	68,200	50,600										118,800
合併特例債借入額合計	4,874,800	3,943,000	2,231,100	2,027,000	1,785,400	3,096,700	969,300	2,062,900	807,700	2,867,100	117,900	24,782,900
平成27年度合併特例債元金償還額	380,917	324,364	185,924	169,159	148,783	359,083	121,163	257,863	97,997	352,166	13,084	2,410,502
うち交付税措置(×70%)	266,642	227,055	130,147	118,411	104,148	251,358	84,814	180,504	68,598	246,516	9,159	1,687,351
平成27年度末合併特例債残高	390,917	648,760	557,784	673,728	743,916	639,125	242,325	773,588	393,681	1,808,629	78,648	6,951,100

◎歳出内訳及び財源内訳

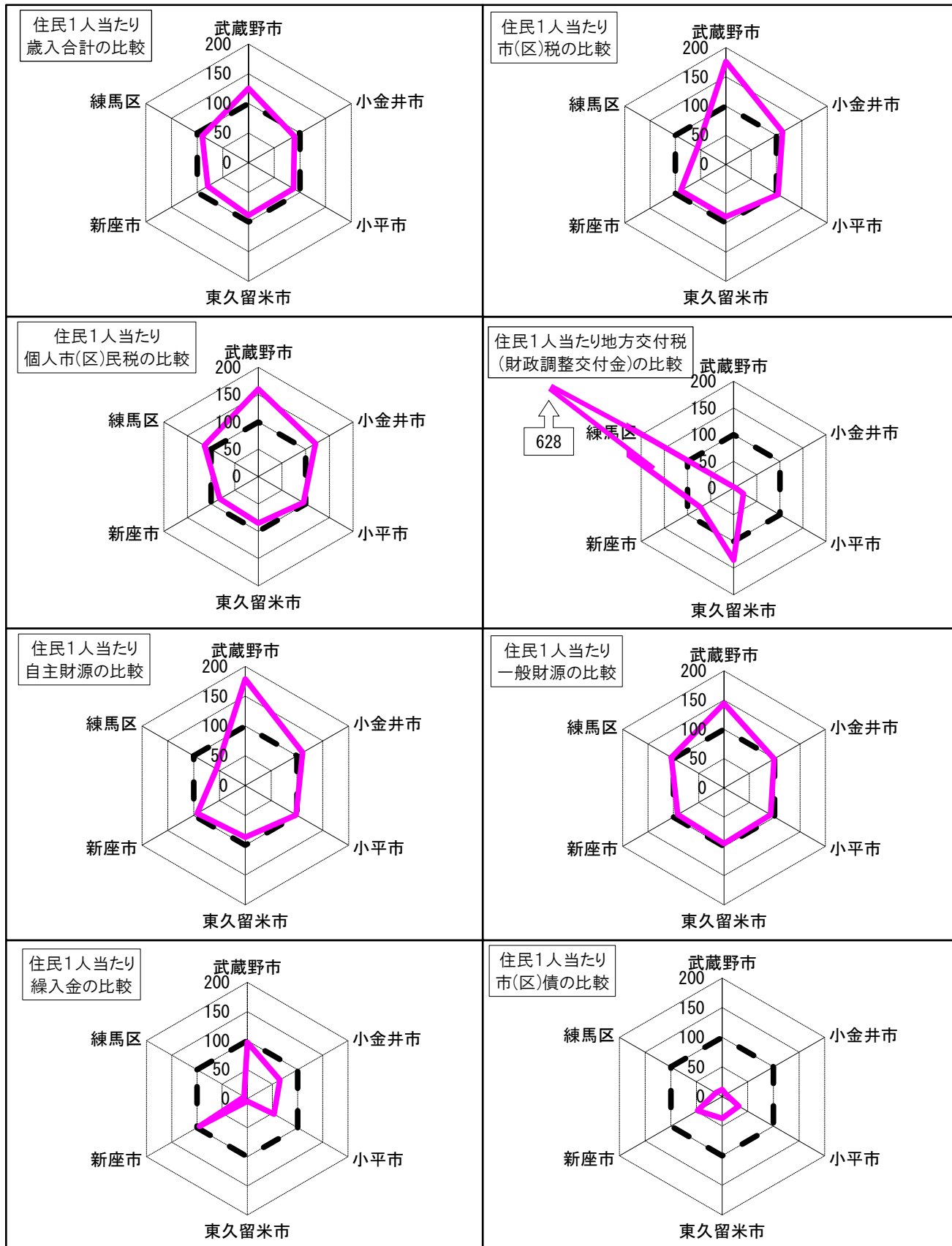
(単位:千円)

目的別		議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害 復旧費	公債費	諸支出金	合計
人	件 費	461,214	3,147,043	3,454,281	605,673	8,724	43,200	54,910	459,936	26,122	1,738,642				9,999,745
	うち職員給	77,240	1,852,760	2,382,053	493,993	7,319	28,115	39,176	385,018		966,590				6,232,264
物	件 費	35,635	1,815,119	2,467,112	2,649,186	298,971	19,240	45,395	685,623	149,281	3,125,258				11,290,820
維持補修費			16,812	19,347	2,041		56	748	115,925	521	54,697				210,147
扶助費				18,651,649	135,447						169,237				18,956,333
補助費等		7,238	305,637	2,106,646	1,672,232	50,896	12,832	246,756	23,502	2,125,379	821,012				7,372,130
普通建設事業費			224,366	476,943	33,612		18,133		3,645,690	114,784	5,691,029				10,204,557
災害復旧事業費															
失業対策事業費															
公債費													6,369,649		6,369,649
積立金			1,501,229	246,123	131,096						3,024				1,881,472
投資及び出資金															
貸付金				3,600											3,600
繰出金				7,189,602					700,029						7,889,631
歳出合計		504,087	7,010,206	34,615,303	5,229,287	358,591	93,461	347,809	5,630,705	2,416,087	11,602,899		6,369,649		74,178,084
財源内訳	国庫支出金		104,288	10,370,399	6,220		1,805		298,807		314,283				11,095,802
	都支出金	1,269	641,034	5,181,306	727,145	25,118	16,350	22,890	610,560	500,452	475,739				8,201,863
	使用料・手数料		110,630	404,976	327,323	26			13,783		1,270				858,008
	分担金・負担金・寄附金		163,185	393,848					30,838		15,561				603,432
	財産収入		2,005	123	96				29		46				2,299
	繰入金			187,000	165,000				440,000	7,000	444,000				1,243,000
	諸収入	13	32,431	129,759	6,064	319	1,843	2,901	41,223	1,442	12,458				228,453
	繰越金		8,683					1,302	2,004		331				12,320
	地方債			126,400	25,100				1,877,200	72,200	4,751,000				6,851,900
一般財源等	502,805	5,947,950	17,821,492	3,972,339	333,128	72,161	320,014	2,318,265	1,834,993	5,588,211		6,369,649		45,081,007	
うち投資的経費充当の一般財源等		85,103	143,184	5,012			6,044	583,409	35,584	128,512				986,848	

## 【他市・区(西東京市に隣接する団体)との比較】

西東京市と隣接している市・区は、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、新座市、練馬区の5市・1区です。それぞれの市・区の平成27年度の歳入決算額及び歳出決算額を、平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口で割った、住民1人当たり決算額を算出し、比較してみます。

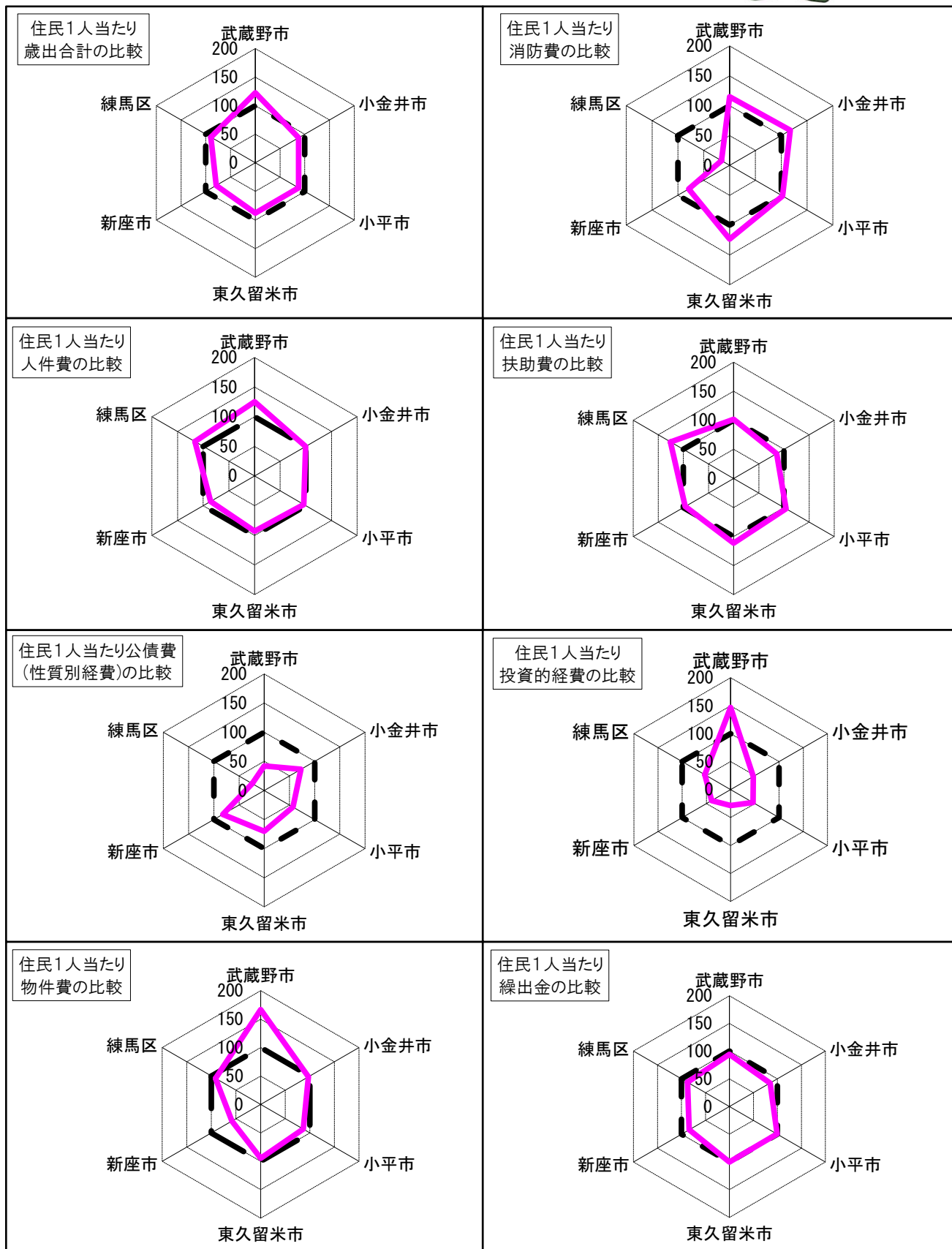
### ◎西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較(歳入)





図の中の100の値を示す正六角形は西東京市を表し、各市・区の指数値が正六角形の枠の外側にあれば、その市・区が、西東京市を上回っている(西東京市が下回っている)ことを、反対に数値が正六角形の枠の内側にあれば西東京市を下回っている(西東京市が上回っている)ことを示します。

◎西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較(歳出)





# 【財政健全化法】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(下記①から⑤)を算定し、監査委員の審査結果とともに議会に報告し、市民の皆様公表することを義務づけています。そして、それらの比率が国の定める早期健全化基準を超える場合は財政健全化計画を、財政再生基準を超える場合は財政再生計画を、経営健全化基準を超える場合は経営健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取組を行うこととなります。

## ① 実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字の場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模に対する割合です。

家計に例えると、年収に対して赤字がどのくらいの割合を占めるかを表す指標です。収入に対して支出が下回れば黒字、上回れば赤字となります。

## ② 連結実質赤字比率

特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。

2世帯住宅の家計に例えると、親世帯と子世帯を合わせた一家全体の年収に対して赤字がどのくらいの割合を占めるかを表す指標です。親世帯が黒字であっても、子世帯が赤字で一家全体としてみると赤字となる場合もあります。

## ③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や一部事務組合への負担金のうち、一部事務組合の借入金返済に充てたと認められるものなど)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

2世帯住宅の家計に例えると、親世帯の年収に対してその年のローンの返済額がどのくらいの割合を占めるかを表す指標です。ローンの返済額には、親世帯の分に加え、子世帯のローンを肩代わりしている分なども含まれます。数値が大きいほど、ローンの返済に追われ家計のやりくりが厳しくなります。

## ④ 将来負担比率

一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合等の借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額など)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

2世帯住宅の家計に例えると、家や車のローン残高など、現在確定している将来支払わなければならない金額の合計から、その支払いのための預貯金を差し引いた金額が、親世帯の年収の何年分に相当するかを表す指標です。ローンの残高には、親世帯の分に加え、子世帯のローンを肩代わりする見込みの分なども含まれます。数値が大きいほど、将来的に家計が圧迫されます。

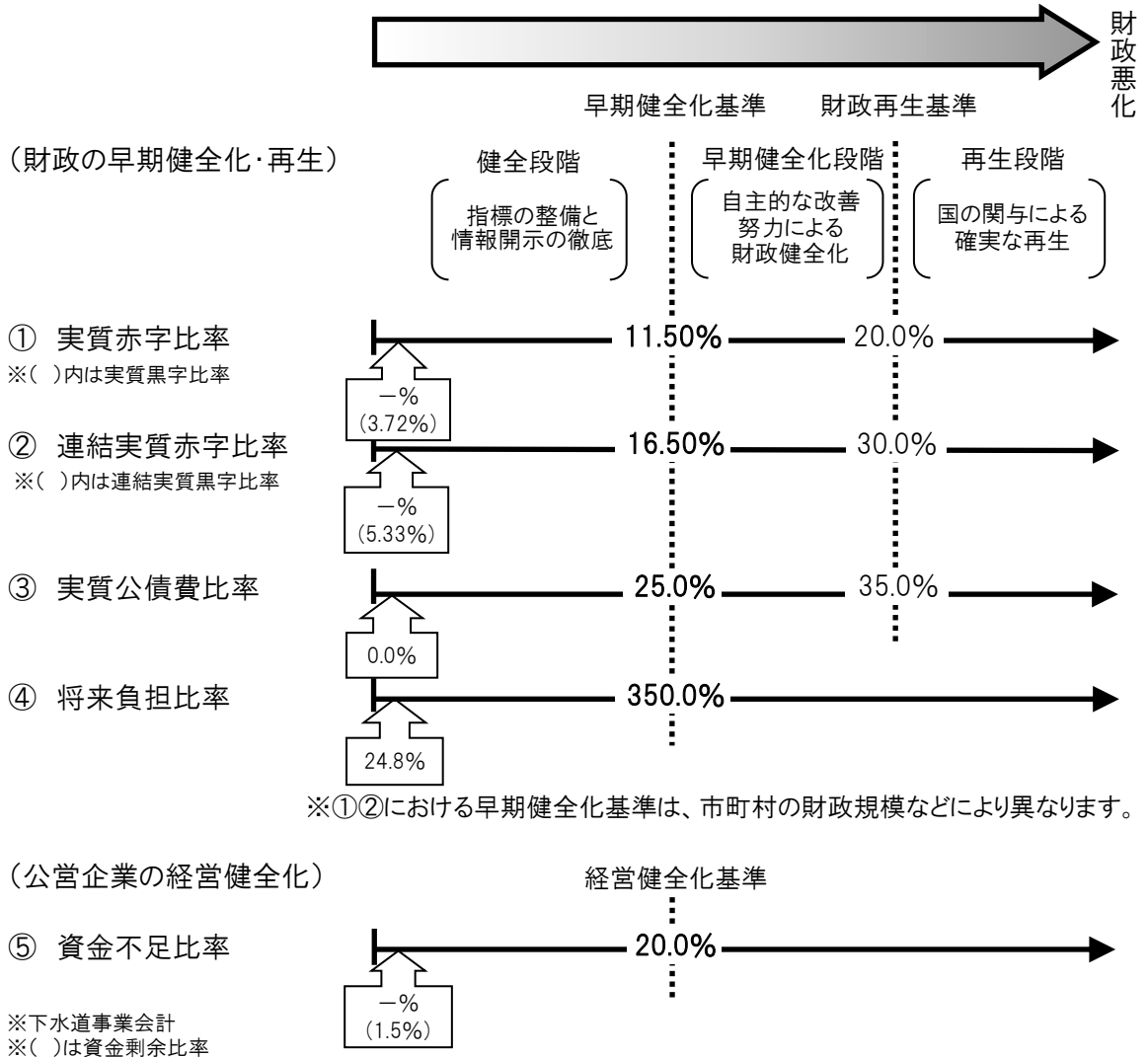
## ⑤ 資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です(西東京市では下水道事業特別会計のみ該当)。

### ◎平成27年度における比率の対象

西東京市			一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
一般会計等	公営事業会計	公営企業会計		
・一般会計	・国民健康保険特別会計 ・駐車場事業特別会計 ・介護保険特別会計 ・後期高齢者医療特別会計	・下水道事業特別会計	・柳泉園組合 ・東京たま広域資源循環組合 ・東京市町村総合事務組合 ・多摩六都科学館組合 ・昭和病院企業団 ・東京都後期高齢者医療広域連合	・西東京市土地開発公社
①実質赤字比率	②連結実質赤字比率			
			③実質公債費比率	
			④将来負担比率	
			⑤資金不足比率	

**平成27年度決算数値による健全化判断比率等**



**◎引き続き早期健全化基準・経営健全化基準を大きく下回りました**

上記のとおり、平成27年度決算数値による健全化判断比率等は黄信号である早期健全化基準と比較しても良好な数値でした。しかしながら、これらの指標はあくまでも国が各地方公共団体に対し、財政の健全化を義務づけるか否かの基準であり、この数値が良好であることが、財政の安定性を表しているわけではないことに留意する必要があります。したがって、今回の算定結果については、西東京市は財政破綻していない程度の感想にとどめ、総体としての行政サービス水準の継続可能性を検討していくためには、従来に引き続き經常収支比率等の指標やこの財政白書で取り上げている各項目に対する問題意識をさらに掘り下げ、その動向を注視しながら、行財政改革などの不断の努力を続けていく必要があります。

**<健全化判断比率等の推移>**

(単位:%)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	
						都内類似 団体平均	関東類似 団体平均
①実質赤字比率	- (2.51)	- (3.53)	- (3.90)	- (3.67)	- (3.72)	- (6.40)	- (6.71)
②連結実質赤字比率	- (3.60)	- (5.39)	- (5.85)	- (5.47)	- (5.33)	- (9.36)	- (16.25)
③実質公債費比率	1.2	0.6	0.4	0.1	0.0	1.3	3.2
④将来負担比率	22.3	20.5	19.9	19.4	24.8	- (6.0)	10.9
⑤資金不足比率 ※下水道事業会計	- (0.7)	- (2.6)	- (2.1)	- (1.3)	- (1.5)	- (3.7)	- (9.8)

※各比率の( )内数値は、数値がない場合の実質黒字比率、連結実質黒字比率、資金剰余比率です。

# 【財務書類(速報版)】

市では、平成 20 年度決算より、地方公共団体及び関連団体なども含む連結ベースの貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類(以下「財務4表」という。)を作成し、ホームページで公表しています。財務4表の作成にあたっては、分析の際の比較検討などを考慮し、多摩地域の多くの市で採用している「総務省方式改訂モデル」で作成しています。

※速報版では、市単体の財務4表として、普通会計と公営事業会計(特別会計)を対象として作成しています。

※各表の数値は、百万円未満を四捨五入しているため、内数の計と総計が一致しない場合があります。

## ① 貸借対照表

会計年度末(基準日:平成 28 年3月 31 日)時点で、借方(左側)で地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと、貸方(右側)でその資産がどのような財源で賄われているのかを対照表示した財務書類です。貸借対照表により、基準日時点における資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。

＜市単体貸借対照表＞

(単位:百万円)

平成 27 年 度				平成 26 年 度			
資産の部	金額	負債の部	金額	資産の部	金額	負債の部	金額
1 公共資産	242,821	1 固定負債	67,016	1 公共資産	238,038	1 固定負債	65,284
2 投資等	7,066	2 流動負債	8,432	2 投資等	7,488	2 流動負債	8,403
3 流動資産	6,762	負債合計	75,448	3 流動資産	6,456	負債合計	73,686
		純資産の部				純資産の部	
		純資産合計	181,201			純資産合計	178,296
資産合計	256,649	負債及び 純資産合計	256,649	資産合計	251,982	負債及び 純資産合計	251,982

公共資産は、都市計画道路の整備をはじめ、(仮称)第10中学校や下野谷遺跡の用地取得などを行ったことから、47億8,300万円の増となりました。一方で、投資等は、まちづくり整備基金などの特定目的基金残高の減や債権回収の強化などにより債権が減となったことなどから4億2,200万円の減となりました。流動資産は、普通会計における財政調整基金残高の増などを理由として、3億600万円の増となり、資産全体では46億6,700万円の増となりました。

負債は、各会計における地方債の償還が進んでいるものの、平成 27 年度においては、前述の大規模な用地取得に伴う地方債の新規借入れがあったことなどから、17億6,200万円の増となりました。

## ② 行政コスト計算書

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用(経常行政コスト)と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益(経常収益)を対比させた財務書類です。これにより、その差額として、資産形成に結びつかない経常的な行政活動について、税金などで賄うべき行政コスト(純経常行政コスト)が明らかにされます。

＜市単体行政コスト計算書＞

(単位:百万円)

平成 27 年 度	金額	平成 26 年 度	金額
経常行政コスト	96,610	経常行政コスト	91,001
1 人にかかるコスト	10,082	1 人にかかるコスト	10,829
2 物にかかるコスト	17,412	2 物にかかるコスト	16,882
3 移転支出的なコスト	67,624	3 移転支出的なコスト	61,908
4 その他のコスト	1,491	4 その他のコスト	1,382
経常収益	27,782	経常収益	24,257
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	68,828	純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	66,744

経常行政コストは、普通会計における障害福祉関係や保育園関係の経費などの社会保障給付や介護保険特別会計への繰出金などが増となったほか、国民健康保険特別会計における保険財政共同安定化事業の制度改正に伴う増の影響もあり、全体で56億900万円の増となりました。一方、経常収益は、介護保険特別会計における保険料収入の増のほか、前述の国民健康保険特別会計における保険財政共同安定化事業の制度改正に伴う増の影響を主要因として、35億2,500万円の増となりました。その結果、経常行政コストの増がより大きいことから、純経常行政コストは20億8,400万円の増となりました。

### ③ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。地方税、地方交付税などの一般財源、国都補助金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常行政コストが純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかにされます。

#### <市単体純資産変動計算書>

(単位:百万円)

平成 27 年 度	金額	平成 26 年 度	金額
期首純資産残高	178,296	期首純資産残高	176,505
純経常行政コスト	△ 68,828	純経常行政コスト	△ 66,744
財源調達(補助金等)	71,908	財源調達(補助金等)	68,561
臨時損益	60	臨時損益	19
資産評価替・無償受入	△ 235	資産評価替・無償受入	△ 45
その他	0	その他	0
期末純資産残高	181,201	期末純資産残高	178,296

純経常行政コストが増加したものの、財源調達(補助金等)において、市税収入が前年度を上回り過去最高となったことや地方消費税交付金等が増となったことから、純資産全体としては29億500万円の増となりました。

### ④ 資金収支計算書

一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金などの資金の流れを性質の異なる3つの活動に分けて表示した財務書類です。現金などの収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれ、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

#### <市単体資金収支計算書>

(単位:百万円)

平成 27 年 度	金額	平成 26 年 度	金額
1 経常的収支	9,826	1 経常的収支	9,497
2 公共資産整備収支	△ 1,000	2 公共資産整備収支	△ 657
3 投資・財務的収支	△ 8,672	3 投資・財務的収支	△ 9,170
当年度資金増減額	154	当年度資金増減額	△ 329
期首資金残高	2,119	期首資金残高	2,448
期末資金残高	2,273	期末資金残高	2,119

経常的収支は、社会保障給付、補助金等や物件費の支出が増となったものの、市税や地方消費税交付金などの収入がそれを上回る増となったことから、収支は98億2,600万円となりました。また、投資・財務的収支は、収入の面で公共資産等売却収入などが増となったほか、支出の面で地方債償還額が減となったことなどから、収支はマイナス86億7,200万円となりました。これらの結果、期末資金残高は1億5,400万円の増となりました。

※一部事務組合・広域連合及び第三セクター等を含めた連結財務書類については、今後ホームページで公表を予定しています。

## 【用語集】

財政白書には専門用語が多くて……。という市民の皆様の声を受けまして、本書における簡単な用語集を作成いたしましたので、本書を読み解く一助としていただければ幸いです。



### ーあー

#### いじほしゅうひ【維持補修費】：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。施設の効用を維持するための費用。修繕費用。ただし、従来のレベルよりも質的な向上が図られる場合は普通建設事業費になります。

#### いそんざいげん【依存財源】：[対義語]自主財源

市が自ら調達する財源以外の、国や東京都の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債などが該当します。

#### いっばんかいけい【一般会計】：[対義語]特別会計

いわゆる市の会計と言えばこの会計を意味します。下

水道事業特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、最も身近な会計です。

#### いっばんざいげん【一般財源】：[対義語]特定財源

財源の使い道が法令等で定められておらず、どのような経費にでも使用できるお金です。市税、地方譲与税、地方交付税などが該当します。

#### いっばんざいげんひりつ【一般財源比率】：

歳入に占める一般財源の割合。地方公共団体が、行政需要に円滑に対応する財政運営を行うためには、一般財源比率ができるだけ高いことが望ましいとされています。

### ーかー

#### がっぺいとくれいさい【合併特例債】：

建設地方債の1種。自主的な市町村の合併を全国的に推進していくために、市町村の合併の特例に関する法律の下で合併した市町村が行う、市町村建設計画【本市では新市建設計画がこれに当たります】に基づく事業を対象とした借入れができるもの。事業費の95%について地方債が発行でき、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

#### がんりしょうかんきん【元利償還金】：[類義語]公債費

公債費のうち、市債の元金・利子の償還に充てられたもの。

#### きさいせいげんひりつ【起債制限比率】：[類義語]公債費比率、実質公債費比率

一般財源のうち、経常的な歳入の中で、市債の償還(返済)に充てる金額が占める割合を表します。平成17年度以前はこの値が一定割合を越えると段階的に市債の発行が制限される重要な指標でしたが、平成18年度以降

は実質公債費比率が用いられるようになりました。

#### きじゅんざいせいしゅうにゅうがく【基準財政収入額】：[対義語]基準財政需要額

普通交付税算定の基礎をなすもので、標準的な財政収入を表しており、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%相当額、地方譲与税等の収入見込額の100%相当額を合算したものです。基準財政需要額においては、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていないものの、基準財政収入額の算定においては、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の25%相当額を留保財源として確保していることで、各地方公共団体の独自性は担保されているとされています。

#### きじゅんざいせいじゅようがく【基準財政需要額】：[対義語]基準財政収入額

普通交付税算定の基礎をなすもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な、標準的な財政支出【財政需要の水準】を表しています。し

たがって想定されている行政経費は義務的性格や普遍性の強い経費であり、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていません。そのため地方公共団体における最低限必要な行政サービス水準【ナショナル・ミニマム】を、金額で表したものといたします。

#### きそてきざいせいしゅうし【基礎的財政収支】:

歳入・歳出決算額から、市債借入れと元利償還金の影響を取り除いた収支です。市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわします。プライマリーバランスと呼ばれることもあります。

#### ぎむてきけいひ【義務的経費】:

歳出を性質別に分けた場合の1区分。歳出のうち、その支出が義務づけられていて、任意に削減することができない極めて硬直性が強い経費です。人件費、扶助費、公債費が該当します。

#### くりいれきん【繰入金】: [対義語]繰出金

歳入の1区分。基金(貯金)を取り崩したり、他会計から繰出(支出)されたりしたお金のこと。

#### くりこしきん【繰越金】:

歳入の1区分。前年度から当該年度へ持ち越された金額。当該年度の歳入に編入されます。

#### くりだしきん【繰出金】: [対義語]繰入金

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別会計あるいは公営企業・公営事業会計の赤字を埋めるためなどの理由で他会計に支出するお金、又は定額運用基金(原資の運用をもって特定の事業を展開する基金⇒本市では土地開発基金が該当)に積立てるお金のこと。

\*詳細はP23「9 公営企業会計・公営事業会計への繰出金」及びP31「12 基金」を参照

#### けいしきしゅうし【形式収支】: [類義語]実質収支、実質単年度収支、単年度収支

歳入額から歳出額をそのまま引いたもの。算出方法は、歳入決算額－歳出決算額 です。

\*詳細はP4「1 決算の総括」のブレイクを参照

#### けいじょうしゅうしひりつ【経常収支比率】:

経常一般財源等に占める経常経費充当一般財源等の割合を表します。

\*詳細はP25「10 経常収支比率」を参照

#### けいじょうてきしゅうしがく【経常的収支額】:

財務書類(財務4表)の資金収支計算書における経常

的な支出から、経常的な収入を控除した額のこと。債務償還可能年数の算出に用いられます。

\*本文P30「11 市債残高」のブレイク及びP34「13 行財政改革の取組」の中の債務償還可能年数については、普通会計における数値を使用していますが、P46 参考資料「財務書類(速報版)」の数値は特別会計を含めて作成しています。

#### げんしゅうほてんさい【減収補填債】:

市民税法人税割又は利子割交付金が、普通交付税の基準財政収入額を算定する際に見込んだ額を下回ることが見込まれた場合に、その減収見込み額に応じて発行することができる地方債です。結果的に普通交付税の不足額を市が肩代わりする意味合いがあるので、元利償還金の75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

#### げんぜいほてんさい【減税補填債】:

減税補填債は国策により地方税が減税されたことに伴う減収分を、地方債の発行によって補填するものです。元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

#### けんせつちほうさい【建設地方債】:

通常、市の普通会計が発行できる唯一の地方債で、公共施設、公用施設の建設事業費等(道路や施設等の整備など)の財源として発行できるもの。

#### こうえいきぎょうかいけい・こうえいじぎょうかいけい【公営企業会計・公営事業会計】: [対義語]普通会計

地方財政状況調査における想定上の会計区分で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したものの。

#### こうさいひ【公債費】: [対義語]市債、一時借入金 [類義語]元利償還金

歳出を目的別・性質別に分けた場合の1区分。性質別では市債の元利償還金、一時借入金利子が該当します。目的別でも同様ですが、地方公共団体によっては公債諸費(物件費＝借入事務費等)を含んでいることもあります。  
\*詳細はP21「8 公債費」を参照

#### こうさいひひりつ【公債費比率】: [類義語]起債制限比率、実質公債費比率

公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、市債の償還(返済)に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合を表します。

#### こうさいひふたんひりつ【公債費負担比率】:

公債費がどの程度財政を圧迫しているかを示す指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に



占める割合を表します。

**こっこししゅつぎん【国庫支出金】**：[類義語]都支出金  
歳入の1区分。国から市に交付されるお金で、その使途が特定されているもの。生活保護費等の国もその責任

を負う事務に係る経費を市と負担しあう場合の支出金である国庫負担金、国民年金等の国の事務を代行する場合の費用に係る支出金の国庫委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である国庫補助金の3種類があります。

## － さ －

**さいがいふっきゅうひ【災害復旧費】**：

歳出を性質別・目的別に分けた場合の1区分。暴風、洪水、地震、火災等により被害を受けた公用・公共用の施設を原状に復旧するための費用。性質別では投資的経費の1種です。

**さいにゅう【歳入】**：[対義語]歳出

一会計年度における一切の収入のこと。

**ざいさんしゅうにゅう【財産収入】**：

歳入の1区分。財産を運用したり、売却して得た収入のこと。基金の運用利息や、株式配当金収入、株式売払収入、物品売払収入、不動産売払収入などが該当します。

**さいむふたんこうい【債務負担行為】**：

翌年度以降にわたる、複数年度の契約を行う際に、翌年度以降の債務を負担する限度額と、期間を定める行為のこと。

**さいしゅつ【歳出】**：[対義語]歳入

一会計年度における一切の支出のこと。

**しさい【市債】**：[類義語]一時借入金 [対義語]公債費

歳入の1区分。市が発行する地方債のことで、金融機関等から借入れたお金。償還【返済】は会計年度をまたがります。

\*詳細はP13「5 市債」を参照

**ざいせいちょうせいききん【財政調整基金】**：[対義語]特定目的基金

歳計剰余金を地方財政法の規定にしたがって積み立てたり、大幅な税収増があった場合などに積立て、経済事情の著しい変動等によって財源が著しく不足する場合などに取崩すことで、年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金です。経済事情の変化等に対応することが目的であるので、他の基金と異なり一般財源であることが特徴です。

**しさいげんざいだかばいりつ【市債現在高倍率】**：

標準財政規模に占める市債現在高の割合を表す指標で、標準財政規模で償還すると何年で市債の償還が終わるかを表します【100%＝1年で償還可能を意味します】。将来の公債費負担を把握し、市債が適正に管理されているかを判断する指標です。

**ざいせいちょうせいききんげんざいだかひりつ【財政調整基金現在高比率】**：

標準財政規模に占める財政調整基金現在高の割合を表すものです。安定的な財政運営を図ることを目的とする財政調整基金の残高を把握することで、不測の収入減や支出増にどれだけ弾力的に対応できるかを判断する指標です。算出方法は、財政調整基金現在高÷標準財政規模×100です。

**じしゅざいげん【自主財源】**：[対義語]依存財源

市が自ら調達でき得る財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。

**じしゅざいげんひりつ【自主財源比率】**：

歳入に占める、自主財源の割合。自主財源比率が高いほど、財政運営の自主性と安定性が確保されると言われています。

**ざいせいのよくしすう【財政力指数】**：

市の財政力を判断する理論上の指標です。地方交付税上の標準的団体における標準的な需要と収入を前提としているため、この指数の高低だけをもって財政の富裕度を即断することはできないので注意が必要です。算出方法は、基準財政収入額÷基準財政需要額です。これを直近3ヶ年にわたって計算し、それを平均します。

**じっしつけいじょうしゅうしひりつ【実質経常収支比率】**：[類義語]経常収支比率

経常収支比率における経常経費充当一般財源等に、実質的に経常的な経費である国民健康保険事業会計と下水道事業会計に対する財源補填的な繰出金を加えたものです。

**じっしつこうさいひひりつ【実質公債費比率】**：[類義語]公債費比率・起債制限比率

起債制限比率で対象としていた市債の償還金に加え、



一時借入金利息、公営企業や一部事務組合・広域連合が発行した地方債の償還に充てた費用に対する繰出金など、実質的な公債費に充てた一般財源の額が標準財政規模に占める割合。18%以上になると起債許可団体となり、25%以上になると段階的に市債の発行が制限されます。また財政健全化法における健全化判断指標の一つにもなっています。

**じっしつしゅうし【実質収支】：** [類義語]形式収支、実質単年度収支、単年度収支

形式収支から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越す財源を差し引いたものです。

\*詳細はP4「1 決算の総括」のブレイクを参照

**じっしつしゅうしひりつ【実質収支比率】：**

標準財政規模に対する実質収支の割合で、財政運営の状況を見る上で重要な指標です。実質収支が赤字の場合一般的に赤字比率と言い替えます。しかし実質収支比率が高ければ高いほど財政運営が良好であるというわけでもなく、おおむね3.0%から5.0%が適切であると言われています。算出方法は、 $\text{実質収支の額} \div \text{標準財政規模} \times 100$ です。

**じっしつたんねんどしゅうし【実質単年度収支】：** [類義語]形式収支、実質収支、単年度収支

単年度収支から、基金(貯金)の積立てや市債の繰上償還等の実質的な黒字要素や、基金(貯金)の取崩し等の実質的な赤字要素を差し引いたもの。例えば、基金に積立てを行わなければその分黒字額は大きくなるという具合に、これらの黒字・赤字要素が歳入・歳出に措置されなかった場合に単年度収支がどのようになるかを判断するものです。

\*詳細はP4「1 決算の総括」のブレイクを参照

**じどうふくしひ【児童福祉費】：**

民生費の1区分。保育園・児童館・学童クラブの運営費、児童手当、乳幼児医療助成などの児童福祉や、ひとり親家庭等医療助成などの母子福祉などが該当します。

**しゃかいふくしひ【社会福祉費】：**

民生費の1区分。障害者福祉センターの運営費、心身障害者福祉手当などの障害福祉や、国民年金事務費、国民健康保険特別会計への繰出金などが該当します。

**しょうぼうひ【消防費】：**

歳出を目的別に分けた場合の1区分。消防や防災対策の費用などが該当します。

**しょうりょうおよびてすりょう【使用料及び手数料】：**

歳入の1区分。使用料は住民が行政財産を目的外に利用、又は公の施設を利用する場合に徴収するお金で、スポーツ施設の使用料などが該当します。手数料は特定のものに対して提供するサービスに対し徴収するお金で、住民票の交付や家庭ごみ収集などの手数料が該当します。

**しょくいんぎゅう【職員給】：**

人件費の1区分。一般職の給料及び各種手当【退職手当を除く】が該当します。

**しよしゅうにゅう【諸収入】：**

歳入の1区分。他の歳入区分に属さない歳入全て。市税の延滞金などが該当します。

**じんけんひ【人件費】：**

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当します。

**せいかつほごひ【生活保護費】：**

民生費の1区分。生活保護法に基づく扶助費などが該当します。

## ーたー

**たんねんどしゅうし【単年度収支】：** [類義語]形式収支、実質収支、実質単年度収支

実質収支から前年度の実質収支額を差し引いたもの。つまり前年度実質収支の黒字・赤字の影響を取り除いて考えた収支のこと。前年度の実質収支の黒字額を当該年度の実質収支の黒字額が上回らないと、単年度収支は黒字にならない【赤字になる】という特性があります。

\*詳細はP4「1 決算の総括」のブレイクを参照

**ちほうこうふぜい【地方交付税】：**

歳入の1区分。地方自治体間の財源の不均衡の調整と、最低限の行政サービス水準を確保するための財源保障を行うための制度。

\*詳細はP9「4 地方交付税」を参照

**ちほうじょうよぜい【地方譲与税】：**

歳入の1区分。国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜等の理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などが該当します。

**つみたてききん【積立基金】**： [対義語]定額運用基金  
財源調達のために設けた基金のこと。財政調整基金と特定目的基金に分かれます。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができます。

**つみたてきん【積立金】**：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。基金に積立て【貯金】する費用。ただし定額運用基金への積立ては繰出金となります。

**ていがくうんようききん【定額運用基金】**： [対義語]積立基金

財源調達以外の特定の目的のために、一定額の原資金を運用することにより、特定の事務又は事業を実施する基金のこと。したがって、基金の残高が減少することは原則ありません。

**とうしおよびしゅっしきん【投資及び出資金】**：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。民間企業や財団法人などへの出資や出捐に要する費用のこと。

**とうしてきけいひ【投資的経費】**： [類義語]普通建設事業費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及び、それら以外の普通建設事業費の3種類に分けられます。

**とくていざいげん【特定財源】**： [対義語]一般財源  
使途が特定されているお金で、国・都支出金や市債のうち建設地方債、負担金などが該当します。

**とくていもくてきききん【特定目的基金】**： [対義語]財政調整基金

特定の目的を達成するための財源調達を目的として設置する基金のこと。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができますが、目的以外には使用できません。

**とくべつかいけい【特別会計】**： [対義語]一般会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。

**とししゅつきん【都支出金】**： [類義語]国庫支出金

歳入の1区分。東京都から市に交付されるお金で、その使途が特定されているもの。心身障害者福祉手当等の東京都もその責任を負う事務に係る費用を市と負担しあう場合の支出金である都負担金、都知事・都議会議員の選挙等の東京都の事務を代行する場合の費用に係る支出金の都委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である都補助金の3種類があります。

－は－

**ひょうじゅんざいせいきぼ【標準財政規模】**：

一般財源を基礎に標準的な財政規模を示すもの。実質収支比率や公債費比率など、各種の財政指標を算出するに当たり、基礎数値として用いられます。平成20年度決算からは、実質的な交付税である臨時財政対策債発行可能額を含むように変更されました。

**ひじょひ【扶助費】**：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、若しくは市が単独で行っている各種扶助【現金又は物品、サービスの提供】に要する経費。生活保護費、児童手当、心身障害者福祉手当、乳幼児医療助成などが該当します。

**ひつつかいけい【普通会計】**： [対義語]公営企業会計、公営事業会計

地方財政状況調査上の会計区分で公営企業会計・公営事業会計以外のもの。本市の普通会計は、一般会計の歳入・歳出決算額から公営企業である介護サービス

事業を控除したものです。

**ひつつかいけい【普通建設事業費】**： [類義語]投資的経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する費用。投資的経費の1種です。

**ぶっけんひ【物件費】**：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当します。

**ぶんだんきんおよびふたきん【分担金及び負担金】**：

歳入の1区分。分担金は、首長が条例に基づいて賦課・徴収する受益者負担金の1種。本市では実績がありません。負担金は、一定の事業について特別の利益のある者が、その経費の全部又は一部を受益の程度に

応じて支払うお金。学童クラブの育成料や、隣接市との共同事業を本市が執行した場合の隣接市の応益分負担金などが該当します。

歳出を性質別に分けた場合の1区分。公課費(自動車重量税など市が納める税金)や各種団体への補助金、一部事務組合等への負担金などが該当します。

ほじょひとう【補助費等】:

ーらー

りんじざいせいたいさくさい【臨時財政対策債】:

国が地方交付税の交付に当たり、その財源不足分について地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債です。そのため元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

当初は平成15年度までの時限措置とされていましたが、期限到来の都度延長されており、現在では平成28年度までの時限的な措置とされています。

\*詳細はP10「4 地方交付税」のブレイクを参照

りんじざいしゅうほてんさい【臨時税収補填債】:

地方税法の改正により創設された地方消費税が、導入初年度の平成9年度において通年分が収入できないことに伴う影響額を補填するために発行が認められた地方債です。

ろうじんふくしひ【老人福祉費】:

民生費の1区分。福祉会館・老人福祉センターの運営費、高齢者配食サービスなどの老人福祉や、後期高齢者医療・介護保険の特別会計への繰出金などが該当します。

西東京市財政白書

平成 27 年度決算版

平成 28 年 9 月発行

西東京市企画部財政課財政係

〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13

電話 042-460-9802(直通)